

## (3)すまいとくらしの再建

施策コード	3-1-1	施策名	緊急の住宅確保
項目	被災住宅の応急修理対策		



概要	災害救助法により、住宅の応急修理に対し、支援する。また、被災者が自力で実施する応急修理に対する更なる支援策を検討する。
----	---

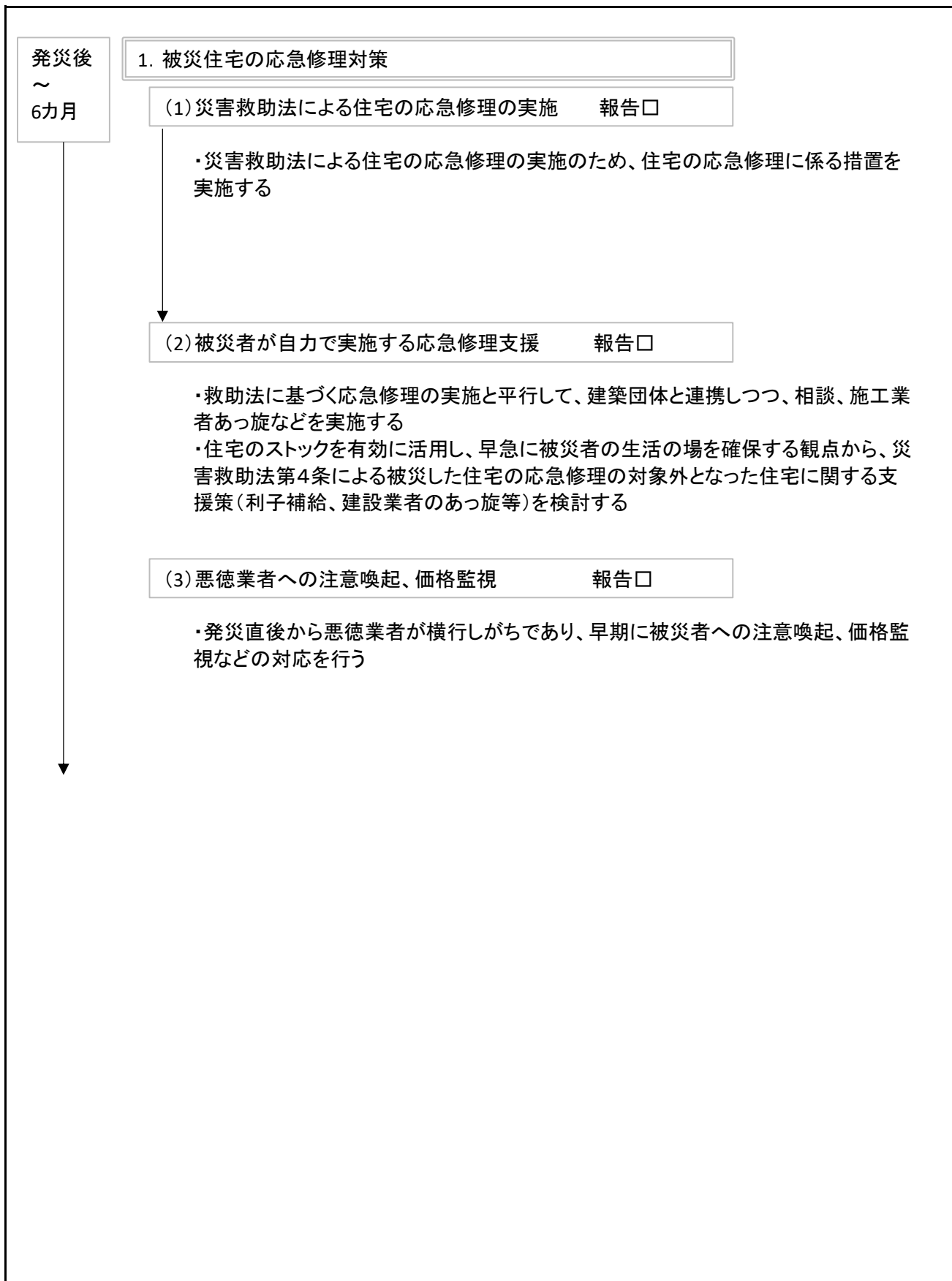
## (1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①災害救助法による住宅の応急修理の実施	建設課	■	■	■	■				
<p>災害救助法による住宅の応急修理の実施のため、次のような措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)被災者への制度の情報提供・PR</li> <li>2)住宅の応急修理の意向把握</li> <li>3)住宅の応急修理の募集・選定</li> <li>4)住宅の応急修理の実施</li> </ol>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②被災者が自力で実施する応急修理支援	建設課	■	■	■	■				
<p>災害救助法の対象とならない世帯に対しても、積極的に応急修理を支援することで被災者を自宅に戻し、本格復旧・再建に向けての生活の正常化を図ることが重要である。具体的には、救助法に基づく応急修理の実施と平行して、建築団体と連携しつつ、相談、施工業者あつ旋などを実施する。</p> <p>住宅のストックを有効に活用し、早急に被災者の生活の場を確保する観点から、災害救助法第4条による被災した住宅の応急修理の対象外となった住宅に関する支援策（利子補給、建設業者のあつ旋等）を検討する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
③悪徳業者への注意喚起、価格監視	市民交流課	■	■	■	■				
<p>発災直後から悪徳業者が横行しがちであり、早期に被災者への注意喚起、価格監視などの対応を行う。</p>									

【行動フロー】



## 建設課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○災害救助法による住宅の応急修理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急修理の内容について、災害救助法では日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理に限るとされているが、具体的な範囲、仕様等について事例を収集する。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の応急修理に係る受付窓口担当の業務分担について、検討する。</li> </ul>
---

## (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害では、地域の工務店など小規模建設業者も被災し、また、建設業者は、被災家屋解体、仮設住宅建設、顧客からの改修依頼等への対応に追われ、補修への十分な対応が困難となる。地元建設業者等と被災地外の建設業者等との連携体制を構築するなどの対応が必要となる。</li> <li>・ 被災建築物の公費解体を実施する場合にも、補修・修復等による継続使用が促進される仕組み等について検討することが必要である。</li> </ul>
---

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	応急修理の対象者、内容についての基準判断マニュアル作成

## (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法</li> <li>・ 令和元年度台風第19号における住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項について(内閣府)</li> </ul>
---

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1.住宅の応急修理
--------	-------------------

### 3-1-1 被災住宅の応急修理対策

#### 市民交流課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）などを活用し、事前に過去の災害時における消費者被害情報を収集・分析する。  
・被害の未然防止に向け、収集・分析した情報について、各種機会を活用し、情報提供を行う。

##### (3) 留意事項

--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
特定非営利活動法人 消費者サポートネット和歌山	事例などの情報共有

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-2 1.在宅避難者対策
--------	-------------------



### <東日本大震災における取組>

#### 住宅の応急修理実施状況一覧(宮城県)

住宅の応急修理実施状況一覧 (平成 25 年 3 月末時点 単位：件)			
市町村名	申請 受付	完了 報告	応急修理 受付締切日
仙台市	33,643	33,643	平成 24 年 3 月 30 日
石巻市	10,293	10,293	平成 24 年 3 月 31 日
塩竈市	1,703	1,703	平成 24 年 1 月 31 日
気仙沼市	1,098	1,098	平成 23 年 12 月 26 日
白石市	208	208	平成 23 年 11 月 30 日
名取市	430	430	平成 24 年 1 月 31 日
角田市	56	56	平成 23 年 10 月 31 日
多賀城市	1,820	1,820	平成 24 年 1 月 31 日
岩沼市	628	628	平成 23 年 12 月 28 日
登米市	454	454	平成 23 年 11 月 30 日
栗原市	92	92	平成 23 年 10 月 31 日
東松島市	5,472	5,472	平成 23 年 12 月 22 日
大崎市	636	636	平成 23 年 12 月 28 日
蔵王町	63	63	平成 23 年 10 月 31 日
七ヶ宿町	0	0	平成 23 年 10 月 31 日
大河原町	44	44	平成 23 年 10 月 31 日
村田町	33	33	平成 23 年 10 月 31 日
柴田町	90	90	平成 23 年 11 月 30 日
川崎町	0	0	平成 23 年 10 月 31 日
丸森町	21	21	平成 23 年 10 月 31 日
亘理町	642	642	平成 23 年 12 月 28 日
山元町	531	531	平成 23 年 12 月 28 日
松島町	762	762	平成 24 年 1 月 31 日
七ヶ浜町	310	310	平成 24 年 1 月 31 日
利府町	372	372	平成 24 年 1 月 31 日
大和町	122	122	平成 24 年 1 月 31 日
大郷町	84	84	平成 24 年 1 月 31 日
富谷町	311	311	平成 23 年 12 月 28 日
大衡村	8	8	平成 23 年 10 月 31 日
色麻町	5	5	平成 23 年 11 月 30 日
加美町	12	12	平成 23 年 11 月 30 日
涌谷町	225	225	平成 23 年 11 月 30 日
美里町	269	269	平成 23 年 12 月 22 日
女川町	114	114	平成 24 年 1 月 31 日
南三陸町	97	97	平成 24 年 1 月 31 日
合計	60,648	60,648	

出典：宮城県 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築～東日本大震災からの創造的復興～

3-1-2 一時提供住宅の供給

施策コード	3-1-2	施策名	緊急の住宅確保
項目	一時提供住宅の供給		



概要	災害により住宅に被害を受けた被災者に、公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。
----	---

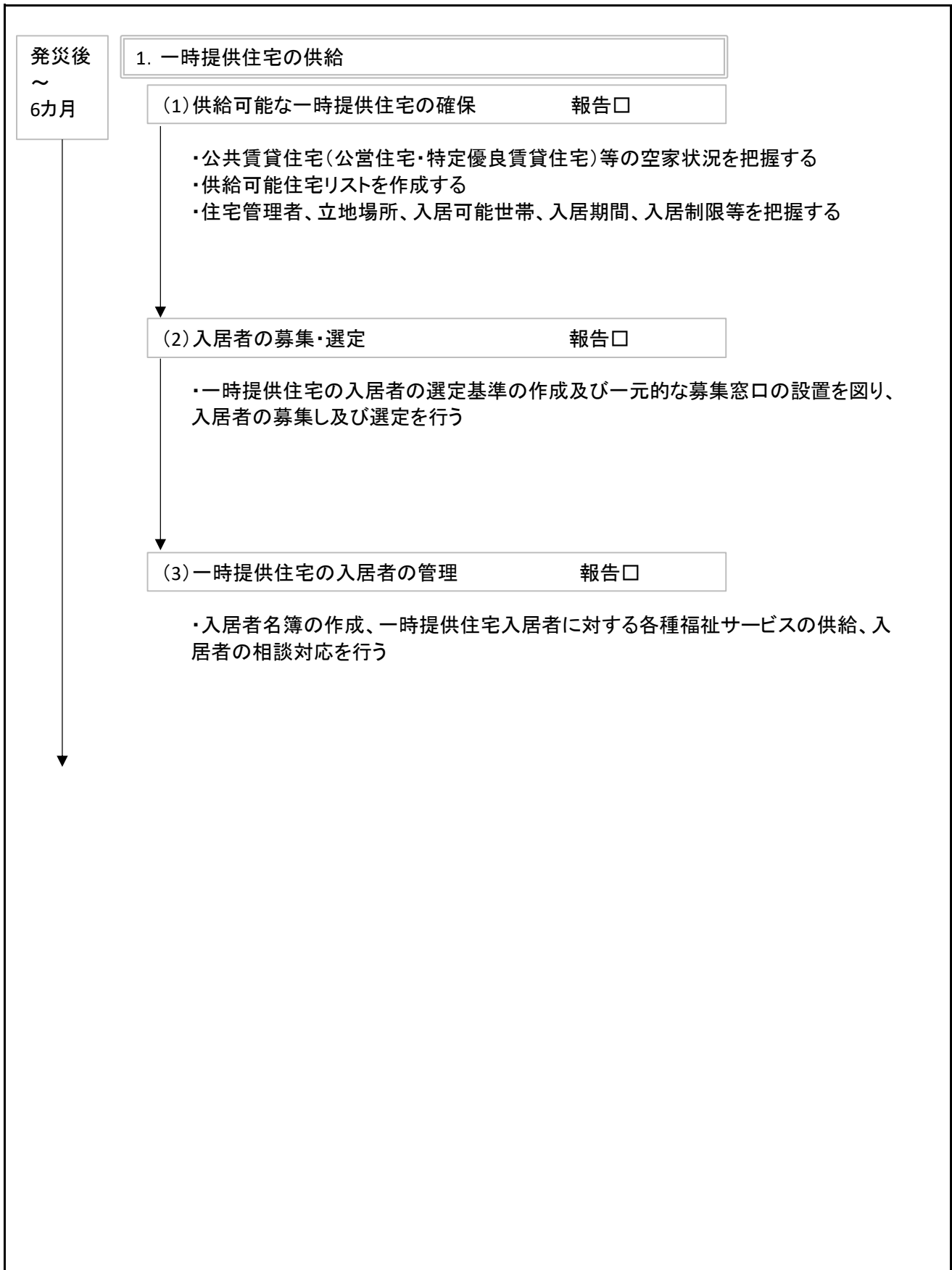
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①供給可能な一時提供住宅の確保	都市整備課、管理課								
国家公務員宿舎、公営住宅等の空家状況を把握し、供給可能住宅リストを作成する。 空家状況を把握する際は、住宅管理者、立地場所、入居可能世帯、入居期間、入居制限等を把握する。									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②入居者の募集・選定	管理課								
一時提供住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。 1) 入居者の選定基準の作成 2) 一時提供住宅の募集計画の作成 大量の住宅が被災した場合には、募集を一元的に実施する窓口を設置する。 3) 入居者の募集 広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。 4) 入居者の選定 選定事務及び入居手続事務を行う（各住宅管理者）。									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③一時提供住宅の入居者の管理	管理課								
一時提供住宅の入居者の管理及び相談への対応を行う。 1) 入居者名簿の作成 2) 入居者の管理 入居管理事務を行う。 3) 入居者の相談対応 一時提供住宅入居者の生活再建相談等に対応するため、巡回相談等を行う。									

## 【行動フロー】



### 3-1-2 一時提供住宅の供給

#### 都市整備課

#### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○供給可能な一時提供住宅の確保 ・公営住宅等への一時入居対策の供給可能量把握が迅速に行えるよう、定期的に公営住宅等の空家状況を把握する。あるいは発災後、迅速に情報把握が可能となるよう、各事業主体と協議する。 ・県及び市は、他の地方公共団体の公営住宅等の提供の要請方法等について協議を行う。
--

#### (3) 留意事項

--

#### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	一時提供住宅確保における連携

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1.応急仮設住宅対応
--------	--------------------

## 管理課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 供給可能な一時提供住宅の確保
- ・公営住宅等への一時入居対策の供給可能量把握が迅速に行えるよう、定期的に公営住宅等の空家状況を把握する。
  - ・他の地方公共団体の公営住宅等への一時入居を迅速に実施できるように、公営住宅等の提供の要請方法等について協議を行う。
- ⇒協力依頼を行う地方公共団体のリストアップが必要。
- 入居者の募集・選定
- ・一時提供住宅の募集窓口の設置方法や入居者の募集・選定方法について、県と検討する。
- ⇒入居者の募集体制・選定基準について、マニュアル化が必要。

## (3) 留意事項

- ・被災者の住宅確保に関する地元指向は強く、入居先に親族がいる場合などを除いて、応募は比較的近隣の住宅に限られることが多い。
- ・公営住宅等では、手入れが必要な住宅や浴槽、風呂釜のない物件もあり、短期間の利用でそうした費用をかけたくないとする世帯もあるため、必要に応じて支援策を検討する。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	県営住宅の一時使用

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1.応急仮設住宅対応
--------	--------------------

### ＜東日本大震災における取組＞

発災直後、市営住宅の空室や使用を休止していた母子生活支援施設つばき荘(以下「つばき荘」という。)の使用を決定し、一定の条件のもと、入居希望者を募集し、入居者を決定した。申込み条件は、次の3点を満たすこととした。

ア 避難所に避難していること

イ 世帯に75歳以上の方又は重度障がい者の方がいること

ウ 健康状態を考え、避難所での生活が困難であると避難所管理者等が認めること

募集にあたっては、市職員が直接避難所を回って募集要領を避難所管理者等に説明するとともに、各避難所に提出された申込書を回収して回った。

市営住宅(9室)とつばき荘(11室)の入居申込みは100世帯以上あり、高齢者や重度障がい者等がいる世帯など、避難所での生活が困難な世帯を優先して入居者を決定した。

県職員の公舎については、立根町「中野宿舎」の空室であった5室と、末崎町「栽培漁業センター公舎」の9室を確保した。どちらも大きな改修等の必要性は見受けられなかったため、入居募集まで時間をかけず、応急仮設住宅と合わせて入居者募集を行った。

雇用促進住宅については、元々廃止が予定されていたため、しばらく空室となっていた未修繕の部屋が多く、また、建物の設備等が老朽化していたことから、入居者からの苦情が相次いだ。そのため、市では、入居後の畳替えや鍵、照明器具、風呂釜の付け替え等を行うこととなり、対応に苦慮した。

このほかにも、被災者の入居支援として、北里大学職員宿舎など民間施設の提供(無償貸与)の申出があったことから、早期に被災者の住居を確保することができた。

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

### ＜借上げ公営住宅等＞

借上げ公営住宅等の供与に関する事務は、平成23年3月25日に県から仙台市に一部事務委任され、本市では4月上旬から県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、独立行政法人都市再生機構、株式会社日本政策投資銀行および財務省東北財務局と協定・契約等を締結し、公営住宅や社宅、宿舎などの提供を受けた。

#### ①第1次募集(平成23年4月11日～18日)

あすと長町38街区に建設中のプレハブ仮設住宅233戸と、市営住宅48戸、JR東日本社宅90戸の借上げ公営住宅等138戸の計371戸を募集し、全てコミュニティ単位での申し込みとした。申し込みは「10世帯以上」を条件とした。

#### ②第2次募集(平成23年5月9日～18日)

コミュニティ要件の見直しを行い、「10世帯以上」から「5世帯以上」へとコミュニティ単位を変更した。さらに、新規に建設されたプレハブ仮設住宅17カ所の申し込みをコミュニティ申し込みとしたが、うち11カ所には、高齢者や障害者のみで構成される世帯に限り、世帯単独でも申し込みができる優先枠を設けた。プレハブ仮設住宅1,480戸と借上げ公営住宅等459戸の計1,938戸を募集し、954件の申し込みがあった。コミュニティ申し込みは27のコミュニティで302件であり、申込件数が少なかったため、抽選は行わず、希望していた住宅への入居が決まった。

#### ③第3次募集(平成23年7月8日～19日)

被災者の応急仮設住宅への入居が進んでいたことや、この時点でいまだ応急仮設住宅へ入居できていない被災者の入居を促進するという観点からも、コミュニティを形成しての申し込みの必要性は低くなったと判断し、コミュニティ要件を廃して全ての申し込みを世帯単独とした。プレハブ仮設住宅689戸と借上げ公営住宅等509戸の計1,198戸を募集し、496件の申し込みがあった。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

施策コード	3-1-3	施策名	緊急の住宅確保
項目	応急的な住宅の供給計画の検討		



概要	住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を踏まえ、応急的な住宅の必要戸数を算出する。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①応急的な住宅の供給戸数の検討	都市整備課								
<p>1) 住宅被害戸数の把握、建設の必要性を検討 被害調査、応急危険度判定の結果などを参考に、住宅被災世帯の概略を把握する。</p> <p>2) アンケート調査・聞き取り調査による被災者の応急的な住宅ニーズの把握 被災者数が少数の場合は避難所での聞き取り調査を行う。</p> <p>3) 応急的な住宅の供給戸数を検討する。 大量の住宅が必要となる場合には、何回かの募集となる場合がある。そうした際には、申込状況等も勘案して応急的な住宅の必要戸数を補正する。</p>									

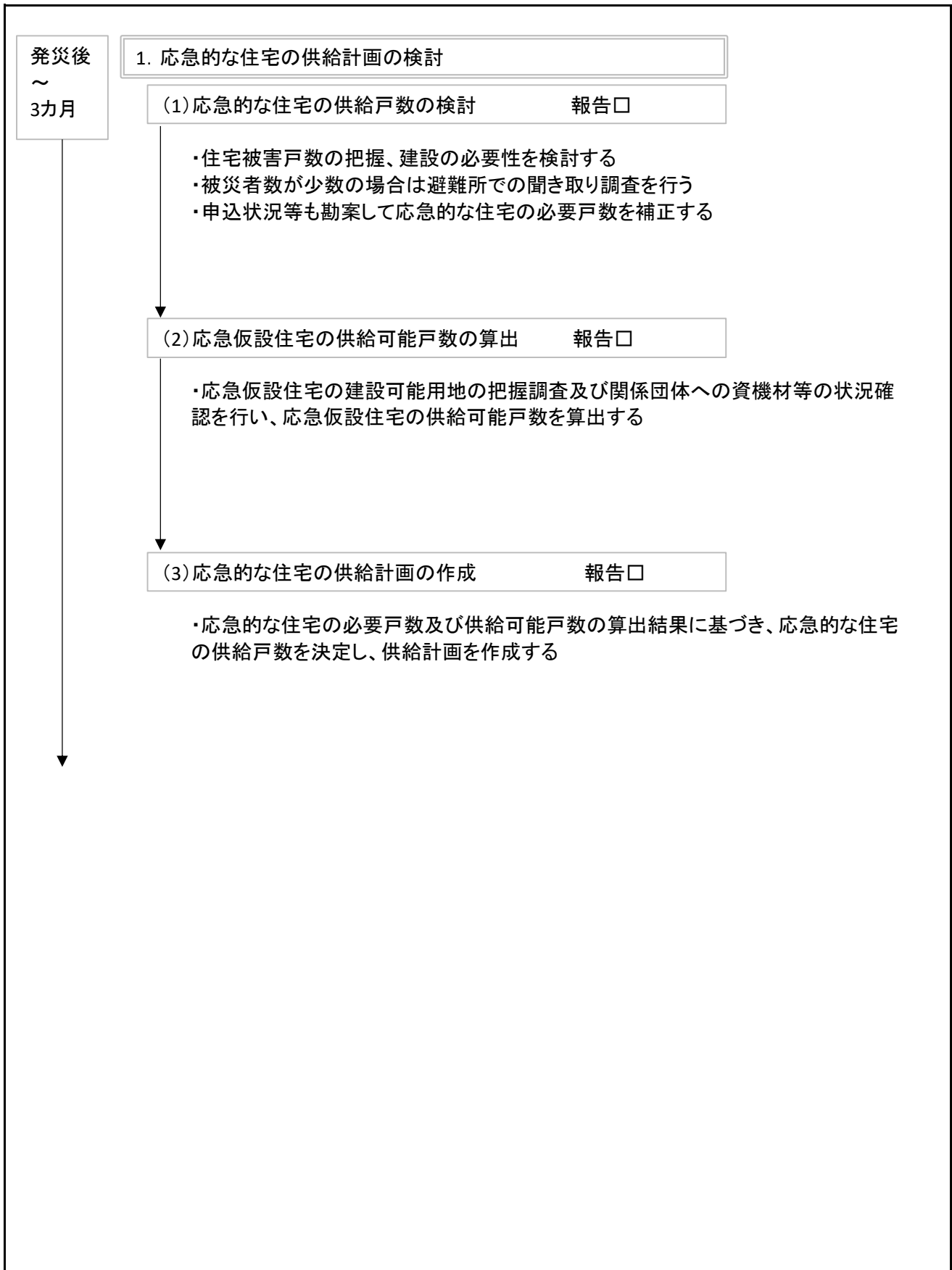
3-1-3 応急的な住宅の供給計画の検討

内容	担当課(平時)								
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②応急仮設住宅の供給可能戸数の算出	都市整備課								
<p>応急仮設住宅の建設可能用地の把握調査及び関係団体への資機材等の状況確認を行い、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。</p> <p>1) 応急仮設住宅の建設可能用地の把握・整理            応急仮設住宅の建設可能用地をリストアップし、整理する。            応急仮設住宅の建設は公共空地及び協定締結済みの民有地を基本とする。            建設可能用地の選定に当たっては、所在地、所有関係、敷地面積、建造物面積、応急仮設住宅建設可能面積、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の整備状況等を把握する。</p> <p>2) 応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況の調査及び使用可能用地の整理            応急仮設住宅の建設可能用地の被害状況を調査する。建設可能用地の被害調査に当たっては、地盤亀裂の有無、建造物被害の有無、道路、給排水施設、電気・通信施設、ガス供給施設等の被害状況等を把握する。            応急仮設住宅の建設可能用地のうち、使用できる用地を整理する。</p> <p>3) 応急仮設住宅の建設に係る建設資機材・労力の把握            プレハブ建築協会等の関係団体に、応急仮設住宅の建設資機材の状況（建設資材の在庫状況や生産見込量、運搬車両の確保等）や労働力の状況（建設業者のあつ旋見込）を確認する。</p> <p>4) 民間賃貸住宅の借上げ            被災地方公共団体は、民間賃貸住宅の借上げを行う場合には、「災害時における民間賃貸住宅の活用について」（平成24年12月4日）に基づき実施する。            その際、災害規模と被災地方公共団体が対応できる事務作業量等を踏まえながら、「県（又は市）によるマッチング方式」と「被災者自らが物件を探し、県に申請する方式」のいずれかの方法を選ぶ。</p> <p>5) 応急仮設住宅の供給可能戸数の算出            2)3)4)に基づき、応急仮設住宅の供給可能戸数を算出する。            地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無も含む）の供給可能戸数を把握する。</p>									



内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③応急的な住宅の供給計画の作成	都市整備課						
<p>応急的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の算出結果に基づき、応急的な住宅の供給戸数を決定し、供給計画を作成する。</p> <p>1) 一時提供住宅の供給戸数の決定  一時提供住宅の供給戸数については、県が市と調整の上で決定する。  供給可能戸数と被災者の利用戸数は必ずしも一致しないため、アンケート結果や申し込み状況を勘案する。</p> <p>2) 応急仮設住宅の供給戸数の決定  応急仮設住宅の設置戸数については、県が市と調整の上で決定する。  老人居宅介護等の事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数ものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。  住戸規模・形式により、規模や建設費に差異が生じるが、国庫負担は、1戸当たりの平均を定めているものであり、総枠の中での調整が可能である。  高齢者・障害者世帯向け住戸や単身・夫婦のみ世帯向け住戸、ファミリー向け住戸などの住戸形式については、プレハブ建築協会と早期に協議し、円滑に供給できるようにする。  面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区については、事業用仮設住宅の建設も含めて検討する。</p> <p>3) 応急的な住宅の供給計画の作成  応急的な住宅（一時提供住宅の供給計画／応急仮設住宅の建設計画）の供給計画を作成する。  応急的な住宅の供給に当たっては、被災者の従前居住地内又は近接した場所となるよう努める。また、団地内のソーシャルミックスや高齢者・障害者等の利用に配慮する。  供給計画については、計画期間、計画対象地域、一時提供住宅・応急仮設住宅の供給方針及び地域別、世帯形態別（高齢者・障害者の有無を含む）の供給戸数を示す。  必要に応じて、応急仮設住宅における集会所等の設置について示す。</p>									

【行動フロー】



## 都市整備課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○応急的な住宅の供給戸数の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市は、被害想定等を参考に、被災した際の応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の供給戸数の算出方法を検討する。</li> <li>・県及び市は、被災者の特性、ニーズや地域コミュニティへの配慮の観点等を考慮し、応急的な住宅の供給戸数を検討するためのアンケート調査、聞き取り調査の内容及び手法の見直しを行う。</li> </ul> <p>○応急仮設住宅の供給可能戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市は、民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供するために、民間賃貸住宅の借上基準を事前に作成する。</li> <li>・県及び市は、民間賃貸住宅は、一般に応急仮設住宅と比べて居住環境が良好であるが、災害発生時には大量の需要が発生し、家賃相場が上昇したり、量的確保が困難になる。そのため、災害発生時には地方公共団体が優先的に確保できるよう、「災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」を参考に、業界団体等と協議を行うとともに、協定等を締結しておく。</li> <li>・県及び市は、応急仮設住宅の供給可能戸数の算出を行う。</li> </ul> <p>○応急的な住宅の供給計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市は、応急的な住宅の供給計画を作成する。</li> <li>・県及び市は、地域の実情を常に把握し、必要に応じて供給計画を見直す。</li> </ul>
---

## (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な住宅の供給計画の検討では、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるという視点が重要である。</li> <li>・応急的な住宅の確保では、応急仮設住宅の建設と民間賃貸住宅の借上げ（みなし応急仮設住宅）という異なる2つの業務が発生することから、それぞれについて適切な業務体制の構築を図ることが重要である。</li> <li>・熊本地震では、貸主又は賃貸住宅管理者等に対して、補修費（入居時修繕負担金）を支援し、被害を受けた民間賃貸住宅を補修の上、みなし応急仮設住宅として提供した事例がある。</li> </ul>
---

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	応急的な住宅の供給に関する連携

## (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における民間賃貸住宅の活用について(厚生労働省、国土交通省)</li> <li>・災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について(厚生労働省、国土交通省)</li> </ul>
---

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1.応急仮設住宅対応
--------	--------------------

**<東日本大震災における取組>****・必要戸数の調査**

被災後、必要戸数を確定させるため、各市町村が避難所などで被災者に対する入居希望アンケートなどの調査を行った。しかし、市町村の人員不足や原子力事故関連の避難、後述の賃貸型応急仮設住宅の提供などの影響で必要戸数の確定が困難となった。岩手県では、被災直後で被災状況が十分に把握できない中で、避難想定世帯数の約半数として2011年3月14日に8,800戸の建設申請を行った。しかし、被害の甚大さから必要戸数の増加が予想されたため、支援物資受入に向けて同様の想定をしていた保健福祉部と協議し、必要戸数の見直しを行った。3月段階での想定は15,000戸ほどであったが、阪神・淡路大震災で当初の見込みより多くの建設が必要となり、建設が長期化したことを踏まえ、3千戸多い18,000戸を必要戸数とした。その後市町村から入居申込数を聞き取りつつ、5月9日に14,000戸に見直し、最終建設戸数13,984戸となった。賃貸型応急住宅への入居者が多く、必要戸数の検討に時間を要した宮城県や福島県に比べ早い時期に必要な戸数を確定できた。

**・厚生労働省通知・被災者自身による物件の選定**

厚生労働省は、2011年4月30日付で応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて通知を发出した。この通知は、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居している事例が多いこと、建設型応急住宅の用地確保等の課題があり避難所生活が長期化していることを踏まえ、発災以降に被災者名義で契約した物件であっても、その契約時以降、県(その委任を受けた市町村)名義の契約に置き換えた場合、国が経費負担する応急仮設住宅として認めるというものであった。

宮城県では、2008年の岩手・宮城内陸地震と同様、民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅を供与することとし、市町村に通知したが、厚生労働省通知により国庫負担対象範囲が拡大したことから、県は事務取扱を見直し、5月13日付けで市町村に通知した。被災者にとっては早期入居が可能なこと、通勤や通学の利便性を考えて自分で物件を選定できるなど利点が多かったため、急激に申請が増えることとなった。一方で、制度が正確に周知されず県に苦情が殺到するなどの混乱が生じた。

**・賃貸型応急住宅の被災地域外供与**

物件を探すことが遅れるなどにより被災した居住地近くで物件を確保できなければ、物件がより多くある市街地部などで物件を確保する必要があるため、被災時に居住していた市町村・都道府県以外の地域でも多数の賃貸型応急住宅が供与された。その中で、他の都道府県に避難した住民に当該都道府県が民間賃貸住宅を借上げる対応が広く行われた。その結果、被災地域外への人口の流出を促した面もみられた。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-1-4	施策名	緊急の住宅確保
項目	応急仮設住宅の建設		



概要	応急的な住宅の供給計画に基づき、建設可能用地を確保し、県による応急仮設住宅建設を推進する。
----	---

(1)項目・手順等

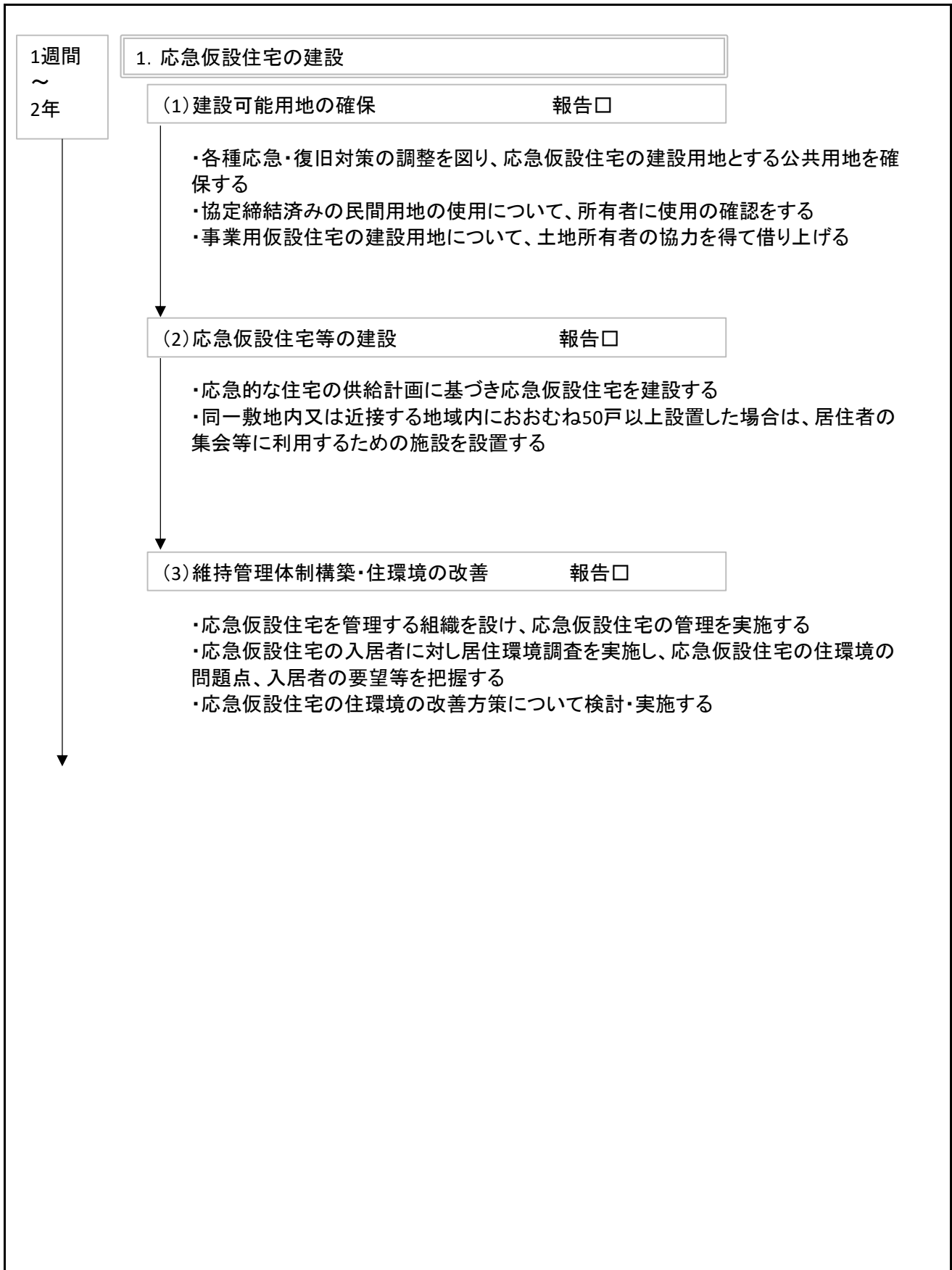
内容	担当課(平時)	スケジュール							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①建設可能用地の確保	都市整備課								
1) 公共用地の確保 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。  2) 協定民間用地の確保 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をする。使用のための所定の手続きを行う。 公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査を実施し、借地契約を締結する。  3) 事業用仮設住宅の用地借上等 面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区については、事業用仮設住宅の建設用地について、土地所有者の協力を得て借り上げる。									

内容	担当課(平時)	スケジュール							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②応急仮設住宅等の建設	和歌山県、建設課、都市整備課								
1) 応急仮設住宅の建設及び工事監理 県が応急的な住宅の供給計画に基づき応急仮設住宅を建設する際に協力する。  2) 集会施設等の設置 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。									

3-1-4 応急仮設住宅の建設

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③維持管理体制構築・住環境の改善	都市整備課、管理課						
<p>1) 維持管理体制の構築            応急仮設住宅の管理については、災害救助法で直接規定されていないため、応急仮設住宅を管理する組織を設け、維持管理・運営に関する委託を検討する。</p> <p>2) 住環境の改善            応急仮設住宅の入居者に対し居住環境調査を実施し、応急仮設住宅の住環境の問題点、入居者の要望等を把握するとともに、応急仮設住宅の住環境の改善方策について検討・実施する。            必要に応じて自動販売機の設置や店舗の誘致を行う。</p>									

## 【行動フロー】



### 3-1-4 応急仮設住宅の建設

#### 建設課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○応急仮設住宅等の建設 ・仮設住宅のタイプ別に、建設に適する規模や敷地の状況を整理する。 ・迅速な立ち上がりが可能となるよう、関係建設業者等と応急仮設住宅建設への協力について協定等を締結しておく。
--

##### (3) 留意事項

--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南地方建設業協会、海南市建設業協会	応急対応

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--



## 都市整備課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○建設可能用地の確保

- ・量的な確保が困難な場合は、公共用地だけでなく、民有地も含め、候補地として可能性がある用地を把握しておく。
- ・大規模災害等、多量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、公有地等のほか、その他の土地を含め、事前に建設可能な土地を選定し、「応急仮設住宅用地・候補地リスト」を作成しておくとともに、変化する土地利用状況を恒常的に把握し、必要に応じて、時点修正を行う。
- ・「応急仮設住宅用地・候補地リスト」に掲載された候補地については、土地の形状やライフライン施設の状態、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の状況、土地利用制限等の状況について調査し、土地の安全性・利便性・土地利用等の状況を把握しておく。
- ・応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、「応急仮設住宅用地・候補地リスト」の中から、建設する候補地の選定順位を決定する。
- ・発災時において、直ちに応急仮設住宅を建設することとなるため、選定順位の高い候補地については、被災者の利便性を考慮した応急仮設住宅団地の配置計画を作成しておく。
- ・災害時において借上げ利用することについて、空地やグラウンド、農地等、民有地の候補地を準備しておく。
- ・「応急仮設住宅用地・候補地リスト」について、建設時の近隣住民との摩擦を避けるため、建設予定地を公表するなどし、近隣住民の理解を得ておく。

## (3) 留意事項

○応急仮設住宅の建設用地の選定

- ・応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。なお、国有地の利用については、国有財産法第22条第1項第3号により、県及び市が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与を受けることができるとされている。

○民有地の借上げ

- ・民有地の借上げについては、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地を優先して予定する。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	応急仮設住宅建設に関する連携

## (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・災害救助法
- ・国有財産法
- ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準
- ・災害救助事務取扱要領(内閣府)

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1. 応急仮設住宅対応
--------	---------------------

### 3-1-4 応急仮設住宅の建設

#### 管理課

#### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○維持管理体制構築・住環境の改善  
・維持管理・運営を行う組織の要件や委託にかかる契約手続等の確認を行う。  
⇒委託先の基準及び契約手続に関するマニュアルが必要。

#### (3) 留意事項

#### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1. 応急仮設住宅対応
--------	---------------------

## 〈東日本大震災における取組〉

### ・用地の確保

予め選定していた建設型応急住宅建設予定地が津波で浸水したことなどによって建設不可能となった地域もあり、発災直後より県と市町村が連携し、建設型応急住宅の建設用地の確保が行われた。用地選定に当たっては、余震等の不安が続く中、国有地や農地、民有地の情報が集められ、建築(躯体全般等)・土木(外構等)・設備(水廻り等)・電気(電気設備等)の技術職員による各用地の調査がなされた。その上で、自衛隊駐屯地やがれき置き場、災害公営住宅用地等との優先順位について、難しい調整が求められた。例えば岩手県釜石市花露辺地区では災害公営住宅を地域内に建設するため、あえて建設型応急住宅を地域に建設しなかった。民有地を活用する際には借料の支払いや固定資産税の減免が行われた。被災市町村内に適切な用地が見つからなかった宮城県気仙沼市や女川町などでは、別の市町村への建設や、狭い用地を効率的に活用した2～3階建ての建設型応急住宅建設も行われた。

建設後には、当該用地の元の機能への配慮がなされた。例えば、岩手県宮古市では、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、バス停までの距離が500mを超える仮設住宅に対し、新規バス路線の運行、加えてバス停までの送迎タクシーの運行等が始められた。校庭が建設型応急住宅用地となった学校では、体育の授業や屋外での部活動等のために児童の別施設へバスの送迎支援がなされた。

### ・高齢化や生活利便性等に配慮した建設

高齢者等、要配慮の入居者に配慮し、バリアフリー対応の建設型応急住宅が建築されたほか、入居者同士が協力できるよう共用の食堂等を併設するグループホーム型の建設型応急住宅や、介護等のサポート拠点を併設した建設型応急住宅も作られた。

また一つの建設型応急住宅団地内でバリアフリーに配慮した「ケアゾーン」や子育て中の入居者に配慮した「子育てゾーン」と「一般ゾーン」をゾーニングし、また、コミュニティ配慮等の観点から、玄関を向かい合わせにした住戸プランの建設型応急住宅も岩手県などで建設された。濡れ縁や屋外のテーブルやベンチを設置するなどの工夫も見られた。入居が始まった建設型応急住宅団地において、居住者の意見も聞きながら、新たに交流スペースを建設する取組なども行われた。

岩手県宮古市田老地区などでは市の要請に基づき建設型応急住宅と物販・飲食店舗などの仮設施設が併設され居住者の生活利便性に配慮するとともに地域商業の再生に貢献した。

### ・被災地の気候やバリアフリー等に配慮した居住性向上への取組

主にプレハブ建設型応急住宅の居住性向上に向けて様々な取り組みがなされた。暑さ・寒さ対策としては外壁への断熱材貼り付けや風除室・二重ガラス・日よけ・庇・風呂の追い焚き機能・ストーブ・カーペット・暖房便座の設置、緑化などの対応がなされた。

バリアフリー対策として、先述の手すりやスロープ設置以外では建設型応急住宅団地内の舗装がなされた。室内外の居住性の向上については、畳への張替えや外部の建築専門家である大学教員や大学生の協力・指導のもとで、居住者自身も作業に参加しながら建設型応急住宅を使いやすいよう改修する取組などが行われた。この取組では軒先収納や縁台、室内棚などが製作され、その活動が建設型応急住宅団地のコミュニティ形成にも役立った。ただし、このような取組を続ける中で、建設費が高騰した。宮城県では当初から、1戸当たりの基準額 238万7千円に建設用地の造成や水道・電気等の新設工事を考慮して、1戸当たり約552万円を見込んでいた。しかし、居住性向上に取り組んだ影響もあり、2012年10月時点で約744万円になる見込みとなった。また、プレハブ建築協会住宅部会による建設コストは建設型応急住宅が500～600万円、地元業者による木造建設型応急住宅が600～650万円程度とされている(いずれも買取りのため、解体費等は含んでいない)。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

3-1-5 入居者の募集・選定と入居後のサポート

施策コード	3-1-5	施策名	緊急の住宅確保
項目	入居者の募集・選定と入居後のサポート		



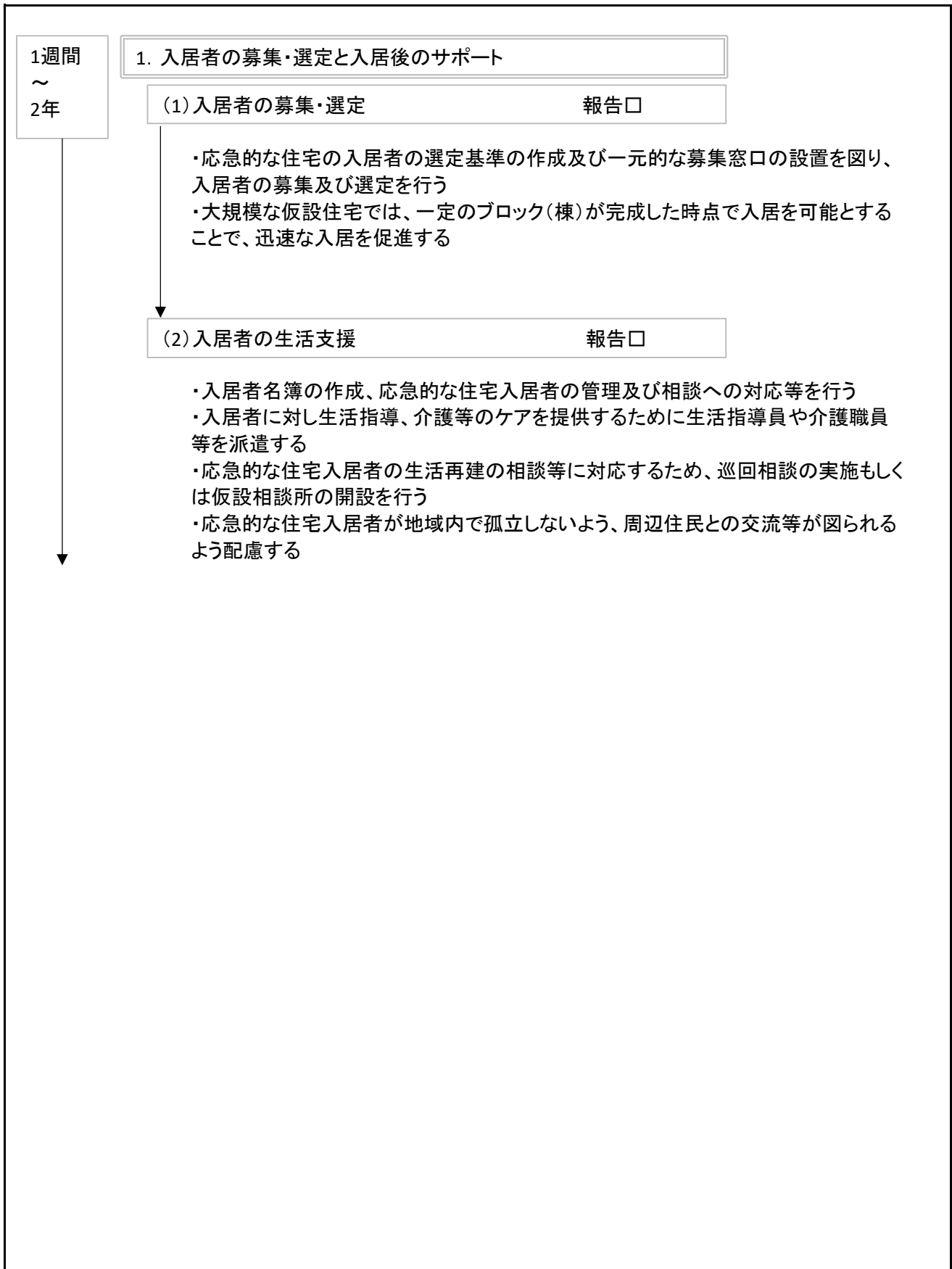
概要	入居者の募集・選定を行う。また、健康維持や精神面のケアなど、入居者の生活支援を積極的に行う。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①入居者の募集・選定	市民交流課、社会福祉課、高齢介護課、管理課								
<p>応急的な住宅の入居者の選定基準の作成及び一元的な募集窓口の設置を図り、入居者の募集及び選定を行う。</p> <p>弱者優先の選考基準で入居者を選定する場合、入居者が高齢者や障害者のみの仮設住宅団地が出現する可能性がある。このような事態を避けるためにも、弱者優先を基本としながらも、可能な限り仮設団地内のソーシャルミックスを考慮した入居者の選定を行い、通常のマチの姿の実現をめざす。</p> <p>大規模な仮設住宅では、一定のブロック(棟)が完成した時点で入居を可能とすることで、迅速な入居を促進する。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②入居者の生活支援	市民交流課、社会福祉課、高齢介護課、健康課、管理課								
<p>1) 応急的な住宅入居者の管理及び相談への対応等を行う。</p> <p>○入居者名簿の作成</p> <p>○入居者の管理・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者情報を一元管理し、世帯の生活再建課題に応じたケースマネジメントを行う。</li> <li>健康管理、生活指導等を含め、応急的な住宅入居者に対する以下のような各種福祉サービス等の供給を図る。</li> </ul> <p>2) 入居者の健康管理</p> <p>入居者台帳を作成し、入居者の健康状態、必要とする介護の種類・程度を的確に把握するとともに、高齢者等の介護を必要とする入居者に対し、福祉面のケアを行う。</p> <p>3) 生活指導員、介護職員、相談員等の派遣</p> <p>入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員等を派遣する。また、被災者のさまざまな悩みについて相談に応じたり、さまざまな情報を提供する相談員等を派遣する。</p> <p>4) 応急的な住宅入居者の相談対応</p> <p>応急的な住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。</p> <p>5) 周辺住民との交流促進</p> <p>応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。具体的には、集会施設等を活用し、周辺住民と団地住民の交流会等を催す。</p>									

## 【行動フロー】



### 3-1-5 入居者の募集・選定と入居後のサポート

#### 市民交流課

##### (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○自治会等の育成 ・大規模な応急的な住宅団地では、団地内の地域社会づくりを進めるために、自治会などの育成手順を確認する。
○周辺住民との交流促進 ・応急的な住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する必要があるため、集会施設の活用など、具体的な交流の促進策を検討する。

##### (3)留意事項

--

##### (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
自治会	自治会運営

##### (5)関連する法令、計画、資料等

--

##### (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-6 1.市民への情報提供
--------	--------------------

## 社会福祉課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

## ○入居者の生活支援

- ・各種生活支援メニュー及び支援体制を検討する。
- ・各施設協議会、ボランティア、NPO団体等と連携した支援体制の構築を検討する。

## (3) 留意事項

入居者の抱える生活上の問題は多様で、県、市等による生活支援には限界があることも事実である。ボランティア、NPO団体等と連携した支援体制の構築が重要なポイントとなる。

入居者に対する福祉サービスの提供については、制度を準備し申請を待つだけでは限界がある。

県及び市は、ボランティア、NPO団体等と連携し、できるだけアウトリーチでのサービスの提供を行うことが望ましい。

## ○入居者の生活支援

応急的な住宅入居者に対する次のような各種福祉サービス等の供給を図る。

介護職員は、障害福祉サービス提供事業所の被災状況・復興状況等も含めて考える必要があり、今後サービス提供や事業者等との検討が必要。

- ・生活指導員、介護職員、相談員対応

入居者に対し生活指導、介護等のケアを提供するために生活指導員や介護職員等を派遣する。また、被災者のさまざまな悩みについて相談に応じたり、さまざまな情報を提供する相談員等を派遣する。

- ・応急的な住宅入居者の相談対応

応急的な住宅入居者の生活再建に相談等に対応するため、巡回相談の実施もしくは仮設相談所の開設を行う。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	各種事業支援
NPO団体、ボランティア	入居者への支援

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

高齢介護課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○入居者の生活支援  
 ・健康管理について、保健師・管理栄養士等の専門職の役割が必要となるため、配置計画を作成する。  
 ⇒障害者や高齢者、乳幼児等の要配慮者には特に支援が行き届くように検討する。  
 ・各施設協議会・ボランティア・NPO団体等と連携した支援体制の構築を検討する。  
 ⇒社会福祉協議会や過去の事例等を参考に、応急仮設住宅において必要とされる支援（閉じこもりを防止する見守りや健康相談、交流機会の創出）について検討する。

(3)留意事項

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県	支援体制の構築
NPO団体、ボランティア	支援体制の構築

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について(厚生労働省)
- ・人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)
- ・災害時、あなたとペットは大丈夫？人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編>(環境省)
- ・災害時保健衛生活動マニュアル(徳島県)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1.応急仮設住宅対応
--------	--------------------



## 健康課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○入居者の健康管理 ・健康調査の実施にあたり、事前に調査票の様式を作成する。 ・応援受入体制の整備を推進する。
---

## (3) 留意事項

・調査については、心身の健康など個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データ保護、利用に最大の配慮が必要とされる。
--

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 1.健康調査・健康相談
--------	---------------------

### 3-1-5 入居者の募集・選定と入居後のサポート

#### 管理課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・入居者の募集体制を検討する。  
⇒自機関での対応が困難とわかった場合、対応体制は他の課や他機関との調整が必要。  
・入居者の選定基準案を作成する。  
⇒選定基準案の作成にあたり、関係課との調整が必要。

##### (3) 留意事項

・応急的な住宅について、入居希望者がいない空き住戸については、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用が可能となっている。

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	応急仮設住宅の建設

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

・建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について(厚生労働省)

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-1 1. 応急仮設住宅対応
--------	---------------------

## 〈東日本大震災における取組〉

### ・建設型応急住宅への入居事務に係る県と市町村の連携

岩手県では、被災者の建設型応急住宅への円滑な入居のため、完成前に入居者を事前に決定することや、鍵渡しの際には家電等の生活用品が極力揃った状態となることを考慮し、着工から入居までの流れを整理したフロー図を作成して市町村へ周知した。また、家電の搬入スケジュールに合わせ、建設型応急住宅の完成予定日及び図面等を2週間前までに市町村へ通知するようにし、市町村が入居決定手続きに必要な情報を早期に得られるように配慮した。

### ・応急仮設住宅地域への高齢者等のサポート拠点の設置

応急仮設住宅における要介護高齢者等の日常生活を支えるため、厚生労働省では、地方公共団体が応急仮設住宅に入居する高齢者等に対する総合相談や生活支援サービスを提供するサポート拠点等の設置に対する支援を行った。介護等のサポート拠点は応急仮設住宅入居者に対する総合相談のほか、地域住民を対象としたアウトリーチの機能も担った。

岩手県の釜石市平田地区では、障害者や高齢者世帯が居住するケアゾーンとその他世帯が居住する一般ゾーンの間「平田地区サポートセンター」が整備された。センターは、生活や介護に関する総合相談、訪問介護やデイサービス等の介護保険事業、診療、地域交流事業等を提供する拠点として、24時間体制で入居者を見守る体制を整備した。また、市の保健師等と情報共有しながら応急仮設住宅の自治会長らによる見守り活動も行われ、官民が協力して入居者を支える仕組みが構築された。

### ・応急仮設住宅入居者の孤立防止と健康支援

宮城県石巻市大橋地区の応急仮設住宅では、孤立しがちな男性入居者が増えていたことから、市の管理栄養士や保健師、歯科衛生士、市社会福祉協議会の訪問支援員とコーディネーター、宮城県看護協会の保健コーディネーターらが集まって対策を検討し、「大橋メンズクラブ」と銘打った健康教室が開催された。健康教室では、調理実習や運動など多様なプログラムが提供され、終了後には受講生らによる自主グループが設立されるなど、住民同士の交流の促進にもつながった。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

3-1-6 利用の長期化・解消への措置

施策コード	3-1-6	施策名	緊急の住宅確保
項目	利用の長期化・解消への措置		



概要	<p>応急仮設住宅の利用の長期化により生じた空き住戸の適切な利用を促す。また、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。</p>
----	--

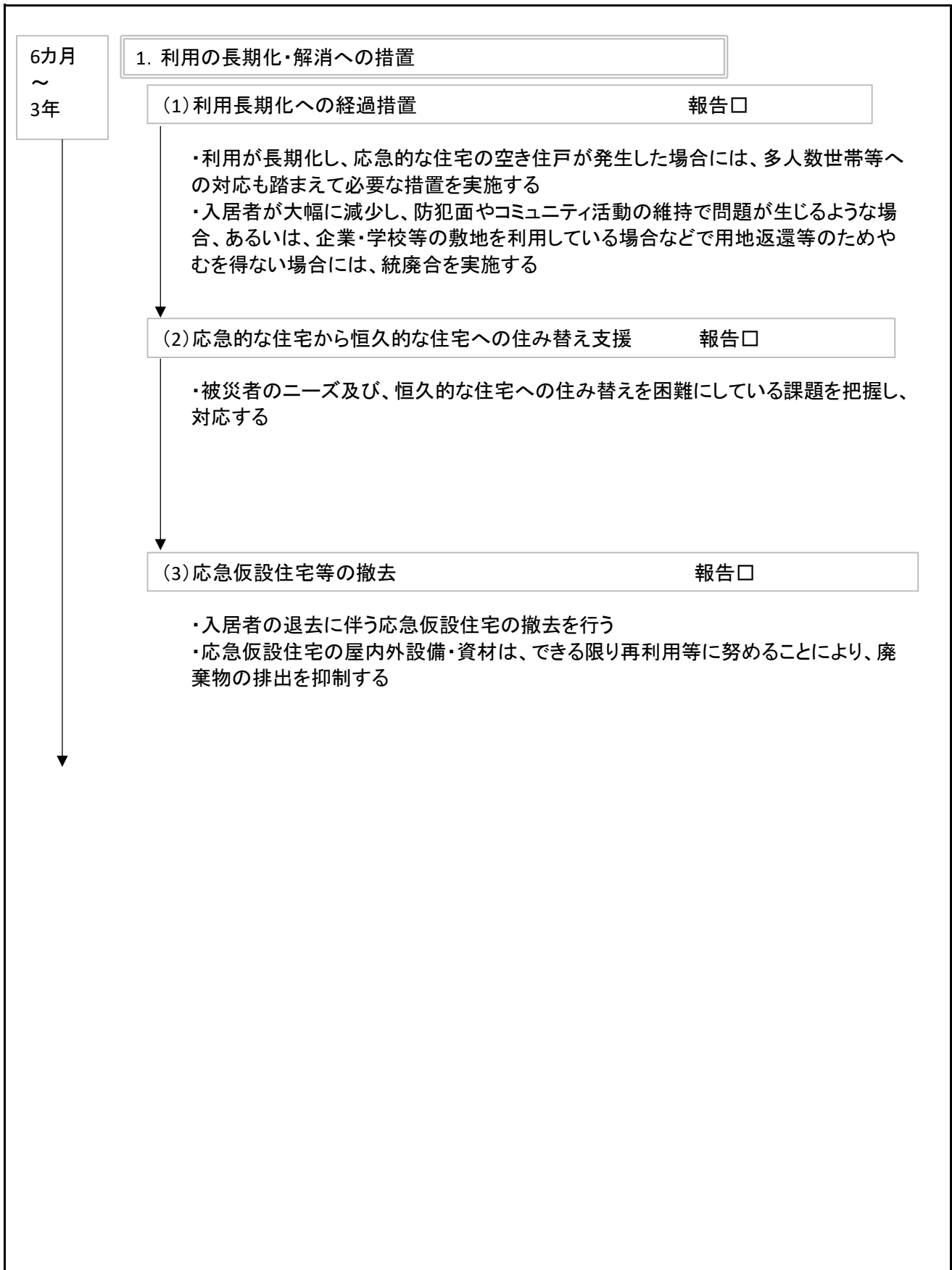
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①利用長期化への経過措置	管理課								
<p>利用が長期化し、応急的な住宅の空き住戸が発生した場合には、多人数世帯等への対応も踏まえて必要な措置を実施する。</p> <p>入居者が大幅に減少し、防犯面やコミュニティ活動の維持で問題が生じるような場合、あるいは、企業・学校等の敷地を利用している場合などで用地返還等のためやむを得ない場合には、統廃合を実施する。</p> <p>1) 応急仮設住宅の供与期間の延長 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法」が適用された場合には仮設住宅の供用期間の延伸が可能である。</p> <p>2) 空き住戸の利用 応急的な住宅への入居が長期化し、一方で空き住戸が発生すると、空き住戸利用に関するニーズが高まるため、被災実態に応じて以下のように利用を検討する。 ○多人数世帯への対応として、多人数世帯の分離（多人数世帯の2室入居） ○通院等に重大な支障がある世帯の通院先の医療機関に近い住宅への住み替え ○被災住宅の修理等で臨時に家屋が必要になった世帯の利用</p> <p>3) 応急仮設住宅の統廃合 利用が長期化する場合には、空き住戸の増加に伴い、防犯面や自治会活動の維持が困難になるなどといった問題が生じるため、応急仮設住宅の統廃合を進めることも必要となる。ただし、住み替えは入居者に精神的・経済的負担を与えるため、必要最小限に止めることが望ましい。 統廃合の実施にあたっては以下のような対応を考慮する。 ○入居者に早期に情報提供を行い、理解と協力を求める。 ○用地返還等のためやむを得ない場合には、転居費用の融資・助成も検討する。 ○公営住宅等、恒久住宅入居募集の優先枠の設定を検討する。</p>									

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②応急的な住宅から恒久的な住宅への住み替え支援	管理課									
<p>被災者のニーズ及び、恒久的な住宅への住み替えを困難にしている課題を把握し、対応する。</p> <p>1) 住み替え情報の提供及び相談対応 巡回相談や仮設相談所、住宅相談所等の各種相談所において、関係団体等と連携協力を図りながら、公共賃貸住宅・民間賃貸住宅の募集情報や民間住宅等物件情報等を提供するとともに、被災者の相談への対応、申し込み指導を行う。 応急的な住宅への入居者に対する実態調査、意向調査等を踏まえて対応する。</p> <p>2) 一時入居から正式入居への転換のあっ旋 公的住宅への一時入居者の中には正式入居を希望するものが出てくると考えられる。特に、高齢者等の場合、生活環境の大きな変化への適応に相当の困難を伴うため、繰り返しの転居はできるだけ避けることが望ましい。こうした意味から正式入居の希望者に対応することが望ましいケースがあり、必要に応じて公営住宅への一時入居から正式入居への転換をあっ旋する。</p> <p>3) その他各種住み替え支援策 その他各種住み替え支援策として、次のような取組を検討する。 ○公営住宅の見学会（住宅及び周辺利便施設等） ○空き公営住宅の魅力化（風呂設備の設置） ○公営住宅入居待機者支援事業 ○持家再建待機者等支援事業 ○公営住宅特別交換（暫定入居）制度</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③応急仮設住宅等の撤去	和歌山県、管理課									
<p>入居者の退去に伴う応急仮設住宅の撤去を行う。応急仮設住宅の屋内外設備・資材は、できる限り再利用等に努めることにより、廃棄物の排出を抑制する。</p> <p>1) 応急仮設住宅の撤去 県が業者に応急仮設住宅の撤去を依頼する。 撤去に当たっては、屋内外設備・資材の再利用に努める。</p> <p>2) 応急仮設住宅の撤去により発生する資材の活用方法の検討 応急仮設住宅の撤去により発生する資材は規格化されており、再度活用することが可能である。この資材の保存方法や活用方法について検討する。</p>										

【行動フロー】



管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・住宅再建等にかかる意向調査項目等を検討する。

(3) 留意事項

・経済的な再建の目途がたたない時点では、家屋被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなることが想定される。  
 ・災害公営住宅の必要戸数を検討するにあたり、生活再建施策の実施状況を踏まえ住宅再建等の意向調査を実施し、検討する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

・災害救助法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・空き室の有効活用

厚生労働省は、空き住戸の活用について、2011年8月に集会や談話等のスペース、多人数世帯で居住スペースが著しく狭隘であるなどの場合における複数戸利用等を認めた。また、2012年1月には建設型応急住宅で入居希望者がいない空き住戸について、入居希望者が現れるまでの期間に限り、他の地方公共団体からの応援職員や地元の地方公共団体から要望や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用について今災害に限り認めた。

これにより空き室が発生した建設型応急住宅団地では、実際に他の地方公共団体からの応援職員の宿舎、談話室、被災者以外のUターン者や被災地での復興事業に従事する新規就職者向けの住まいとして活用するなど、今災害に限り特例的に認め、様々に有効活用が図られた。

#### ・応急仮設住宅解消に向けた重層的支援

被災した地方公共団体は応急仮設住宅の解消に向けて、入居者への住まい再建の方針に関する調査や災害公営住宅・民間住宅等の入居支援、住まいの再建に必要な資金・就労の支援など、社会福祉協議会やNPO、弁護士や司法書士等の専門家と連携した重層的な支援を行った。また、こうした支援を行う地方公共団体の職員にも専門家によるアドバイスをを行い支援の質の向上を図った。

岩手県や宮城県では、特に学校校庭に建設された仮設団地の撤去に向けて上記のような支援を積極的に実施した。その結果、2011年には岩手県35校、宮城県32校にあった仮設団地が2018年8月末に岩手県では11校に、宮城県では3校となり、2019年度末に全てが解消見込みとなった。様々な支援がなされる中でも入居者の退去が進まない場合に、訴訟が起きるケースもみられた。

#### ・応急仮設住宅集約化計画

各市町村は仮設団地の撤去・集約化を進める土地の優先順位や時期を明示した「応急仮設住宅集約化計画」を策定し、建設型応急住宅の集約を進めた。その際、集約先の仮設団地では、建設型応急住宅の基礎補強工事や腐食した床板等の張り替え、不良設備の交換などが行われ、引き続き使い続けられるよう対応が行われた。しかし、一定期間住み続けた団地からの移転を求めるのは難しい面もあり、集約化の計画は策定したが実際にはそのように集約が進んでいない場合もみられた。撤去は団地単位で行われるものであり、団地内にまだ居住している世帯がいる以上は撤去に着手することが難しかった。

出典：復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成



施策コード	3-2-1	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	住宅供給に関する基本計画の作成		



概要	計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成する。
----	-----------------------------------

(1)項目・手順等

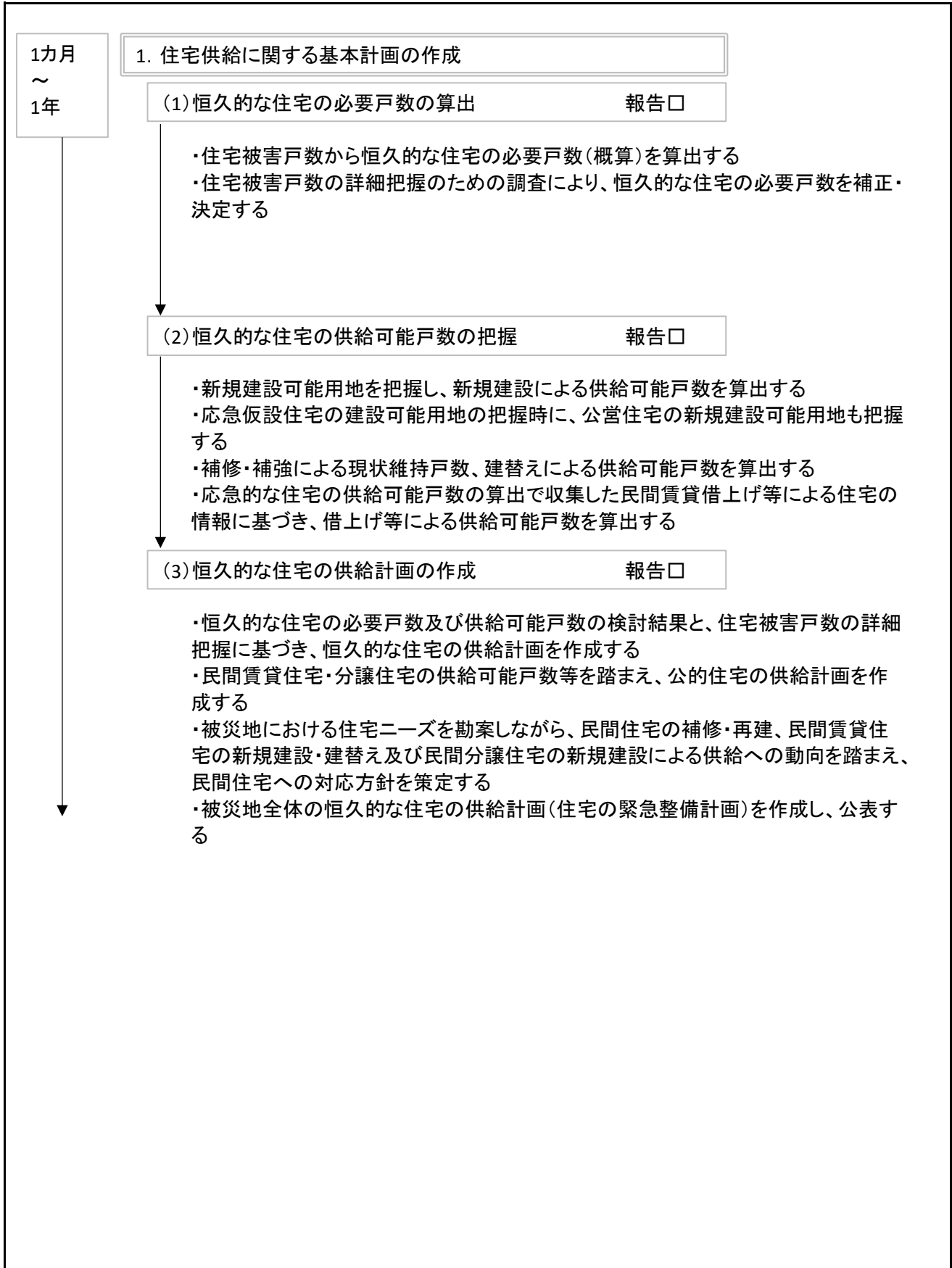
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①恒久的な住宅の必要戸数の算出	都市整備課、管理課								
<p>住宅被害戸数から恒久的な住宅の必要戸数（概算）を算出する。また、住宅被害戸数の詳細把握のための調査により、恒久的な住宅の必要戸数を補正・決定する。</p> <p>1) 住宅被害戸数の概況把握・報告                      災害対策本部等で収集される住宅被害情報や応急危険度判定調査の結果等から、震災直後における住宅被害戸数の概況を把握する。                      公営住宅等の被災状況の調査を行う。                      市は逐次把握した住宅被害情報を県に報告する。</p> <p>2) 被災者等の再建意向の把握                      住宅再建意向の把握（時期：災害発生から1ヵ月後から恒久的な住宅の供給計画の作成までの期間で複数回実施）                      ○住宅確保の見込み（補修、再建、購入、公営住宅入居、民間賃貸住宅入居等）                      ○宅地や再建場所への意向（補修、希望する宅地の面積・位置）                      まちづくりへの意向の把握（時期：復興基本構想や基本計画案公表後等）                      ○集団移転や区画整理事業等への意向（移転か、従前場所での再建か等）                      ○市街地整備計画案に対する要望・意見等</p> <p>3) 恒久的な住宅の必要戸数（概算）の想定                      以上を勘案して、地域別、世帯状況別（高齢者・障害者の有無、世帯収入等）の必要戸数（概算）を想定する。</p>									

3-2-1 住宅供給に関する基本計画の作成

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②恒久的な住宅の供給可能戸数の把握	管理課、都市整備課									
<p>1) 公営住宅の供給による供給可能戸数の把握            新規建設可能用地を把握し、新規建設による供給可能戸数を算出する。            応急仮設住宅の建設可能用地の把握時に、公営住宅の新規建設可能用地も把握する。また、建設可能用地の被害状況等の調査も行う。            補修・補強による現状維持戸数、建替えによる供給可能戸数を算出する。</p> <p>2) 民間住宅の供給可能戸数の算出            応急的な住宅の供給可能戸数の算出で収集した民間賃貸借上げ等による住宅の情報に基づき、借上げ等による供給可能戸数を算出する。            関係団体等に、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給可能戸数等を確認する。</p> <p>3) 供給可能戸数の算出            以上により、被災地全体の住宅供給可能性を把握する。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③恒久的な住宅の供給計画の作成	管理課、都市整備課									
<p>恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、住宅被害戸数の詳細把握に基づき、恒久的な住宅の供給計画を作成する。            策定する供給方針は、住宅復興に関する基本的な枠組みであり、その達成に向けての具体的な施策は、別途詳細な計画を作成する。</p> <p>1) 恒久的な住宅の供給戸数の決定            恒久的な住宅の必要戸数及び供給可能戸数の検討結果と、引き続き実施される住宅被害戸数の詳細把握に基づき、以下を想定する。            ○都市計画事業との連携による恒久的な住宅の供給計画量            ○自力で持ち家を再建・修復、購入、民間賃貸住宅に入居する世帯数の想定            ○災害復興公営住宅など低家賃の公営住宅の供給計画量</p> <p>2) 公的住宅の供給方針の策定            民間賃貸住宅・分譲住宅の供給可能戸数等を踏まえ、公的住宅の供給計画を作成する。            ○公営住宅（県営・市営住宅の建設、借上）            ○公的住宅（特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅）            それぞれの種類別の住宅について、供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。            公営住宅等の家賃の設定等について検討する。</p> <p>3) 民間住宅（補修・再建、分譲、賃貸）への対応方針の策定            被災地における住宅ニーズを勘案しながら、民間住宅の補修・再建、民間賃貸住宅の新規建設・建替え及び民間分譲住宅の新規建設による供給への動向を踏まえ、民間住宅への対応方針を策定する。            ○持ち家の補修・再建への支援方針、対象戸数            ○民間賃貸住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数            ○民間分譲住宅の補修・再建・新規建設への支援方針、対象戸数</p> <p>4) 恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）の作成            以上の検討を踏まえ、被災地全体の恒久的な住宅の供給計画（住宅の緊急整備計画）を作成し、公表する。            計画においては、県営・市営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、民間住宅（分譲・賃貸）等の供給方針、地域別、世帯形態別の供給戸数、計画期間等を示す。</p> <p>5) 住宅の緊急整備計画の見直し            被災地における住宅建設動向、被災者ニーズの継続的把握を踏まえ、適宜、緊急整備計画を見直す。</p>										

## 【行動フロー】



### 3-2-1 住宅供給に関する基本計画の作成

#### 都市整備課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○恒久的な住宅の必要戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・震災直後における住宅被害戸数の概要把握方法や公営住宅等の被災状況調査の調査票案の作成。</li><li>・公営住宅等の撤去、補修・補強の基準案の作成。</li><li>・被災者の再建意思の把握方法、まちづくりへの意向の把握方法の検討。</li><li>・恒久的な住宅の必要戸数の算出方法案を作成。</li><li>・民間賃貸借上げに可能となる民間住宅の供給可能戸数の算出手法等を確認。</li><li>・GIS(地理情報システム)の整備及び活用方法を検討。</li></ul> <p>○恒久的な住宅の供給可能戸数の把握</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公営住宅の新規建設可能用地の把握、候補地の選定。</li><li>・被災地全体の恒久的な住宅の供給可能戸数の算出方法案を作成。</li></ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の入居要件の設定にあたり、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持方法、家賃低廉化対策等を検討。</li></ul>
--

##### (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・恒久的な住宅の必要戸数の検討では、被災者の特性、ニーズやコミュニティへの配慮の観点等に考慮することが必要。</li><li>・公営住宅建設の前提となる住宅減失戸数は、災害救助法における応急仮設住宅のための住宅被災戸数とは異なる点に留意。</li><li>・恒久的な住宅の供給計画の検討では、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるという視点が重要。また、個人の希望を尊重するとともに、集団移転先での敷地の配置や、マンション建替時の住戸の配置などにより、コミュニティの維持に配慮することが重要。</li></ul>
--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	各種事業支援

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・公営住宅法</li></ul>
--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 管理課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○恒久的な住宅の必要戸数の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等の被災状況調査の調査票案を作成する。</li> </ul> <p>⇒調査票案の作成には事前に県との調整が必要。</p> <p>○恒久的な住宅の供給計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居要件の設定にあたり、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持方法等について検討する。</li> </ul> <p>⇒事前に県との調整が必要。</p>
---

## (3) 留意事項

<p>・持ち家比率の高い地域では、民間賃貸住宅の建設支援や公営住宅の建設等に比べ、自力再建支援策へのニーズが高い。持ち家指向が高い地域では、公営住宅等へ入居した被災者もその後に住宅建設を行い、公営住宅等の空き家が増える例もある。ニーズに適合した施策を実施するために地域の特性等を把握することが必要である。</p>
--

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	各種事業支援

## (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法</li> </ul>
--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・災害公営住宅の建設に向けた繰り返しの意向調査

多くの被災した地方公共団体は、災害公営住宅の入居希望に関する意向調査を繰り返し実施し、整備が必要な戸数や各住宅の仕様等を精査していった。また、国土交通省住宅局がその支援策等として、意向調査結果の分析などを行った。各地方公共団体においてこのような意向調査に基づく供給戸数の算定・調整が行われたことにより、災害公営住宅の入居率は岩手県で 91.0%、宮城県で95.9%、福島県で 88.4%(2019 年 12 月時点)と高くなっており、適切な戸数が供給された。

#### ・入居者希望者への意向調査での工夫

被災した各地方公共団体が災害公営住宅に係る意向調査を繰り返し実施する中で、入居者中の高齢者数や、高齢者向け住宅、車椅子対応住宅、グループ入居、入居後の生活支援サービス(見守り・介護、買い物支援など)の希望など、高齢者等やコミュニティへの配慮、生活利便性の確保等に向けた聞き取りが実施された。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-2-2	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	公営住宅の供給		



概要	自力で住宅を再建できない世帯に対し、災害公営住宅を供給するとともに、入居者の募集・選定を行う。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①公営住宅の建替・補修	管理課						

災害により公営住宅・共同施設が滅失又は著しく損傷した場合は、建替又は補修の必要性を検討する。被災原因を踏まえ、現地に再建した場合の安全性に配慮する。

1) 建替・補修

補修費用については、補修工事後に設計図書等をもとに査定を行うこととなる。激甚法による補助率の嵩上げは、年度末に最終補助率が決定される。

運用基準

運用基準	補助率
戸当たりの復旧率が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計額が190万円以上(都道府県の場合は290万円以上)になった場合	再建：1/2 補修：1/2

2) 手順

- 被害状況の把握及び立地場所の安全性の検討
- 補強計画の作成
- 居住者への通知
- 補強工事の実施

3) 宅地の復旧

再建の場合の宅地造成費は宅地復旧費として国庫補助対象となる。なお、他の場所に移転・再建する場合や宅地のみを復旧する場合の費用は、災害復旧事業債単独災害により、起債対象となる。

3-2-2 公営住宅の供給

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年														
②公営住宅の新規整備	管理課																						
<p>1) 新規建設            新たな公営住宅の供給が必要となった場合は、地域の実情に応じ、適切な手法を選択し整備を図る。            震災前からの公営住宅の建設計画については前倒しを行う。            公営住宅が必要となった場合は、被害規模に応じ公営住宅の建設もしくは買取り（民間事業者が設計・建設した建物を完成後に買い取る方式や敷地の確保も含めて民間事業者からの応募を求める提案型買取方式など）を行う。なお、災害公営住宅の供給に伴う国から事業主体に対する家賃対策補助は、通常よりも優遇された措置がとられる。</p> <p>2) 民間住宅の公営住宅としての活用            公営住宅の整備基準を満たすものについては、市が民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用していく。</p> <p style="text-align: center;"><b>災害の場合の公営住宅の整備手法</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>事業内容</th> <th>根拠法等</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">公営住宅 の整備</td> <td style="text-align: center;">公営住宅 の建設等</td> <td style="text-align: center;">公営住宅 の建設</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">公営住宅法</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">都道府県 市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公営住宅 の建設等</td> <td style="text-align: center;">公営住宅 の買取り</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公営住宅の借上げ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										事業名		事業内容	根拠法等	事業主体	公営住宅 の整備	公営住宅 の建設等	公営住宅 の建設	公営住宅法	都道府県 市町村	公営住宅 の建設等	公営住宅 の買取り	公営住宅の借上げ	
事業名		事業内容	根拠法等	事業主体																			
公営住宅 の整備	公営住宅 の建設等	公営住宅 の建設	公営住宅法	都道府県 市町村																			
	公営住宅 の建設等	公営住宅 の買取り																					
	公営住宅の借上げ																						

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年														
③家賃低廉化対策	管理課																						
<p>公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるため、被災者も国の家賃低廉化事業により支払い可能な範囲の家賃が設定されることとなる。また、病気にかかっていることやその他特別の事情がある場合において必要があると認められるときは家賃の減免を行う（公営住宅法第16条第5項）。</p> <p style="text-align: center;"><b>災害の場合の公営住宅の家賃に係る国の補助の特例(公営住宅法第17条第3項)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>家賃対策補助率</th> <th>補助範囲</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の公営住宅</td> <td>1/2</td> <td></td> <td rowspan="3">・公営住宅管理開始日から起算して5年以上20年以内の範囲で政令で定める期間</td> </tr> <tr> <td>災害公営住宅</td> <td>2/3</td> <td>借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の3割まで</td> </tr> <tr> <td>激甚災害指定された場合</td> <td>2/3(当初5年間は3/4)</td> <td>借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の5割まで</td> </tr> </tbody> </table>											家賃対策補助率	補助範囲	補助期間	通常の公営住宅	1/2		・公営住宅管理開始日から起算して5年以上20年以内の範囲で政令で定める期間	災害公営住宅	2/3	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の3割まで	激甚災害指定された場合	2/3(当初5年間は3/4)	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の5割まで
	家賃対策補助率	補助範囲	補助期間																				
通常の公営住宅	1/2		・公営住宅管理開始日から起算して5年以上20年以内の範囲で政令で定める期間																				
災害公営住宅	2/3	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の3割まで																					
激甚災害指定された場合	2/3(当初5年間は3/4)	借上げ公営住宅は当該災害により滅失した戸数の5割まで																					



内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④入居者の募集・選定	管理課								

○公営住宅等の入居者の選定基準の作成及び募集・選定を行う。

1) 入居者の選定基準の作成

公営住宅（借上げ・買取り公営住宅も含む）の入居者の選定基準を作成する。

被災者救済の観点から入居者資格を緩和しようとする場合は、条例において定める（ただし、政令に規定する収入以下）。

災害の場合の公営住宅の入居者資格

	入居収入基準	住宅困窮要件	その他要件
通常の公営住宅	158千円以下で条例の定め（身体障害者等除く）	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	
災害公営住宅 借上公営住宅 激甚災害指定された場合	158千円以下で条例の定め（身体障害者等除く）	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者 また、福島復興再生特別措置法における特定帰還者及び居住制限者の場合、入居収集基準は除外（福島復興再生特別措置法第28条、第40条）
被災市街地復興 推進地域に指定された区域内	不要	現に住宅に困窮していることが明らかかなこと	

2) 公営住宅の一時入居者の居住継続の意向把握及び正式入居の手続き

一時入居者の正式入居要件等を作成する。

一時入居者に対する正式入居の意向調査を行う。

現在居住している住宅での居住継続を希望する場合は、正式入居の手続き等行う。

現在居住している住宅以外の公営住宅での居住を希望する場合は、住み替え住宅の選定・確保を行い、決定した段階で正式入居の手続き等を行う。

3) 入居者の募集

広報及びマスコミ等により、募集情報を提供する。

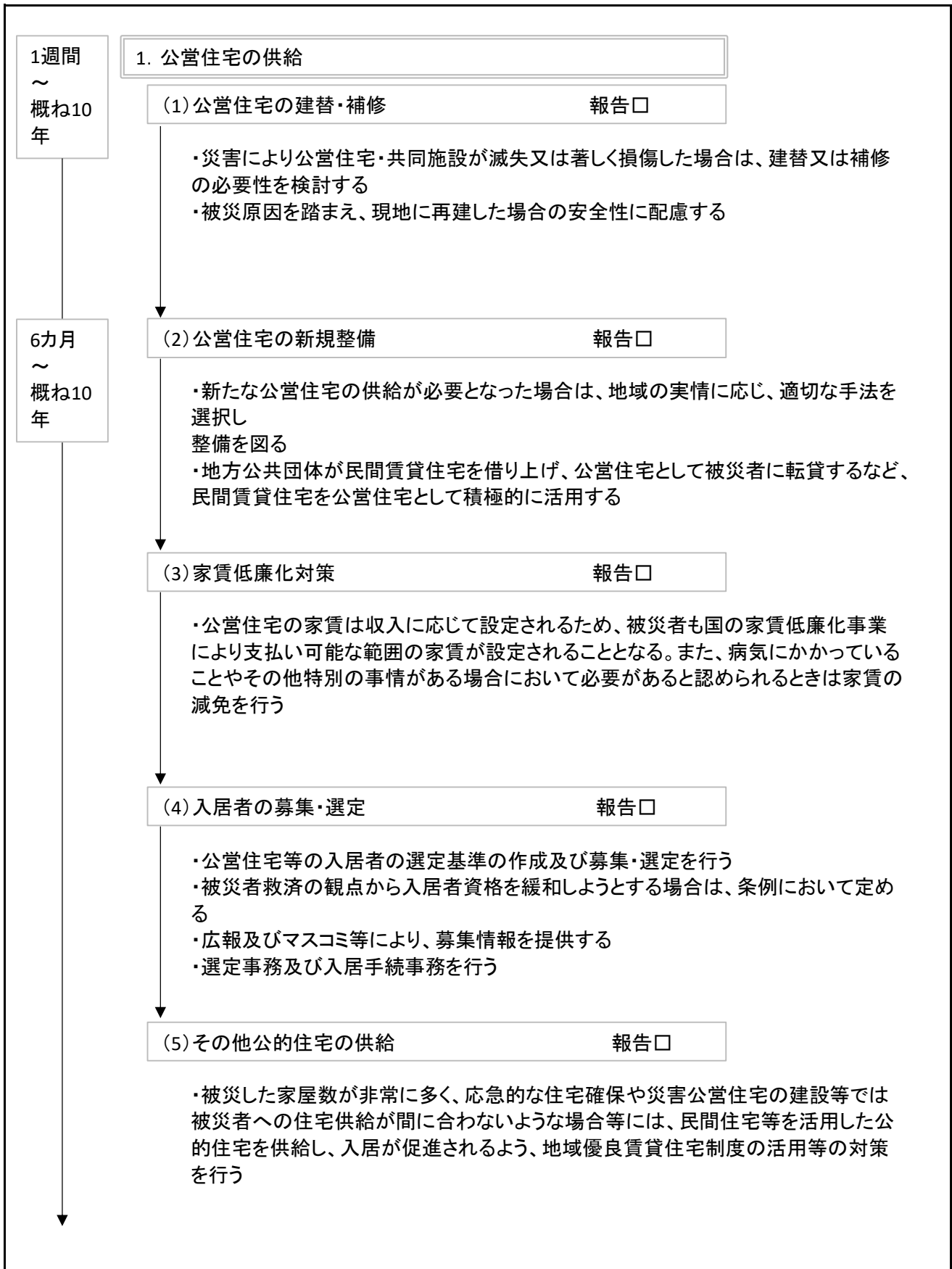
4) 入居者の選定

選定事務及び入居手続事務を行う。

3-2-2 公営住宅の供給

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
⑤その他公的住宅の供給	管理課									
<p>被災した家屋数が非常に多く、応急的な住宅確保や災害公営住宅の建設等では被災者への住宅供給が間に合わないような場合等には、民間住宅等を活用した公的住宅を供給し、入居が促進されるように、以下のような対策を行う。</p> <p>1) 地域優良賃貸住宅制度の活用            地域優良賃貸住宅制度は、民間事業者等が実施する賃貸住宅の整備等に要する費用の助成や家賃の減額に対する助成を行うことで、居住環境が良好な賃貸住宅の供給を行う制度であり、災害発生から3年間は、災害により滅失した住宅に居住していた者も入居できる。            災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために供給される災害地域優良賃貸住宅については、災害の規模、事業方式（建設・買取／改良）等により、整備等に要する費用への補助率に嵩上げ規定がある。            ※いずれも入居者資格に収入制限がある。</p> <p>2) 再開発系住宅の供給（従前居住者向け住宅）            再開発系住宅とは、公共事業の実施に伴い住宅を失う従前居住者向け住宅に供給する住宅をいう。改良事業による改良住宅、住宅市街地整備総合支援事業による従前居住者用賃貸住宅（受け皿住宅）、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）によるコミュニティ住宅等がある。</p> <p>3) 空き家等を活用した住宅セーフティネット制度の活用            この制度は、民間の空き家・空き室を活用して、被災者も含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度であり、活用を検討する。なお、被災者が災害公営住宅の代替としてセーフティネット登録住宅に入居する場合、家賃低廉化補助の補助限度額等が拡充される。</p>										

## 【行動フロー】



### 3-2-2 公営住宅の供給

#### 管理課

#### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○公営住宅等の立替・補修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等が被災した際の修繕又は建替の判断基準について、検討し整理する。</li> <li>・被災後に速やかに修繕に着手できるように、既存施設の設計図書を電子化し、クラウド等複数箇所に保存しておく。</li> </ul> <p>○公営住宅の新規整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等の新規供給の必要戸数の調査・方法について、県と協力し検討する。</li> </ul> <p>⇒調査にかかるとデータベースを県と共有しておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買取り形や借り上げ形の復興公営住宅の発注や契約の手法について検討する。</li> </ul> <p>⇒予定価格2,000万円以上の財産取得については、議会の議決が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携し、公営住宅の新規整備に関する業務分担について検討する。</li> </ul> <p>⇒業務内容のリストアップが必要。</p> <p>○家賃低廉化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃減免及び徴収猶予基準を作成する。</li> </ul> <p>○入居者の募集・選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。</li> </ul> <p>⇒事務要綱の作成には県との調整、入居資格の緩和には条例改正が必要。</p>
---

#### (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時に比べ非常に大量の住宅を供給するため、必然的に職員が不足することが考えられる。そのため、他市町村等からの応援者等も含め職員を確保する。</li> <li>・災害復興住宅の供給に関する協議会を設置し、設計や部品の標準化を図る。また、性能発注を積極的に取り入れる。また、大規模災害において大量の公営住宅建設が必要となる場合には、公団・公社との連携を強化して、効率的な事業の進捗を図る。</li> <li>・木造応急仮設住宅を改良し、公的賃貸住宅として活用した例があるが、高齢者等の場合は同じ場所で引き続き暮らせるように、応急仮設住宅を改良して恒久住宅化することも検討する。</li> <li>・入居者間の良好なコミュニティの形成が迅速に図れるように、集会所等のコミュニティ形成を促進させる施設の整備、公営住宅としてのコレクティブハウスの提供等を進める。</li> <li>・高齢者等が安全で、安心して生活できるように、住戸のバリアフリー化を進めるとともに、生活援助員による生活相談、安否確認、緊急通報設備等のサービスのついたシルバーハウジングの供給を行う。</li> <li>・被災地が点在した場合や地形的な制約がある場合には、集合住宅の建設が困難な場合もある。本来望ましい形態ではないが、地域の実情や被災者の実態等を的確に把握し、分散化するなど最も適切な公営住宅建設の方法を検討する必要がある。</li> </ul>
--

#### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	各種事業支援

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法</li> <li>・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)</li> <li>・被災者市街地復興特別措置法</li> </ul>
--

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 〈東日本大震災における取組〉

### ・多様な連携による建設の促進

岩手県では、県が広域的に大規模共同住宅を、市町村が各地域に小規模戸建て等を役割分担して整備した事例や、県が市町村から委託を受け建設を代行した事例がみられた。宮城県でも県が市町から委託を受け建設を代行した事例がみられた。福島県では、津波・地震被災者向けは市町村の建設、原発避難者向けは県の建設という役割分担がなされた。また、宮城県では用地確保に際して、県が所有する遊休地等の情報を関係市町に提供し、多賀城市では県有地が払い下げられ用地確保が進んだ。

国は復興交付金事業を創設し、災害公営住宅の建設・買取・借上費用の補助率を通常の激甚災害時より嵩上げ(3/4→7/8)して建設を支援した。さらに、用地取得造成費が補助対象とされたことや建設用地に国有地が活用されたことにより建設用地の確保を促進した。また、復興需要による建設費高騰、軟弱地盤における特殊基礎工事、離島での建設時の資器材運搬費用など、被災3県の地域の実情等に応じた工事費の特例加算の拡充等を行った。

### ・立地・施設配置の工夫—コンパクトシティの形成や被災市街地の再生、生活利便性確保

復興を機にコンパクトなまちづくりを進めるため、災害公営住宅を特定の拠点エリアに集中して計画する市町村もあった。移転先の新市街地に建設する際には災害公営住宅の規模に応じて公共施設や公共交通機関を併せて整備し、商業施設を誘致したケースもみられた。被災した元の市街地を再生させる目的で、土地区画整理事業での嵩上げ等を行った上で、東日本大震災の浸水エリアに災害公営住宅を積極的に計画する事例もみられた。

ただし、住宅の立地に関して、既存市街地内の公有地には既に建設型応急住宅が建設されていたことや、浸水エリアの土地は嵩上げ工事等のためすぐには使用できなかったことなどから、比較的生活利便性の低い郊外部に建設される場合もみられた。また、高台への集団移転と一体的に災害公営住宅が計画された際にも、生活利便性の低下が懸念されるケースがあった。そのような場合には、地域コミュニティバスの運行や、医療福祉送迎サービス、往診や集会所での巡回診察、移動商店、巡回見守り等、民間と積極的に連携しながら地域の実情に応じた各種サービスを提供する例もあった。

### ・住戸・住棟の工夫

住戸の工夫として、居間を共用部分に面するよう配置して室内にいる入居者の姿が外からでも見えやすくし、相互の見守りや、挨拶、立ち話等が生まれやすくするリビングアクセス型の住戸を計画する事例がみられた。また、木造の戸建の災害公営住宅を建設する事例もみられた。これは、地元工務店等の産業振興や住宅の払い下げ(中長期的な維持管理コストの低下)なども意図したものである。

住棟の工夫では、集会所を建設し、入居者以外も利用可能とすることでコミュニティの形成を促す事例や、玄関や階段付近等に交流スペースを設置する事例、相談室兼 LSA(生活援助員)の事務室を設置した事例、住戸を屋内廊下でつなぎ食堂等の共用スペースを充実させて共助を促進する長屋型・グループホーム型の災害公営住宅を建設する事例、花壇や広場等のスペースと生活動線が連続したつながりとなる配置計画とした事例などがみられた。例えば、福島県相馬市原釜地区では、高齢者のコミュニティ形成・孤独防止の観点から、昔の長屋生活で井戸を共有していたように洗濯機を共有スペースに設置し共同で利用するなどの工夫がなされた「井戸端長屋」と呼ばれる災害公営住宅が整備された。宮城県気仙沼市や石巻市などでは、東日本大震災の浸水エリアに、津波避難に配慮しつつ低層部を商業施設等とする災害公営住宅を建設した。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

3-2-3 住宅補修・再建資金の支援

施策コード	3-2-3	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	住宅補修・再建資金の支援		



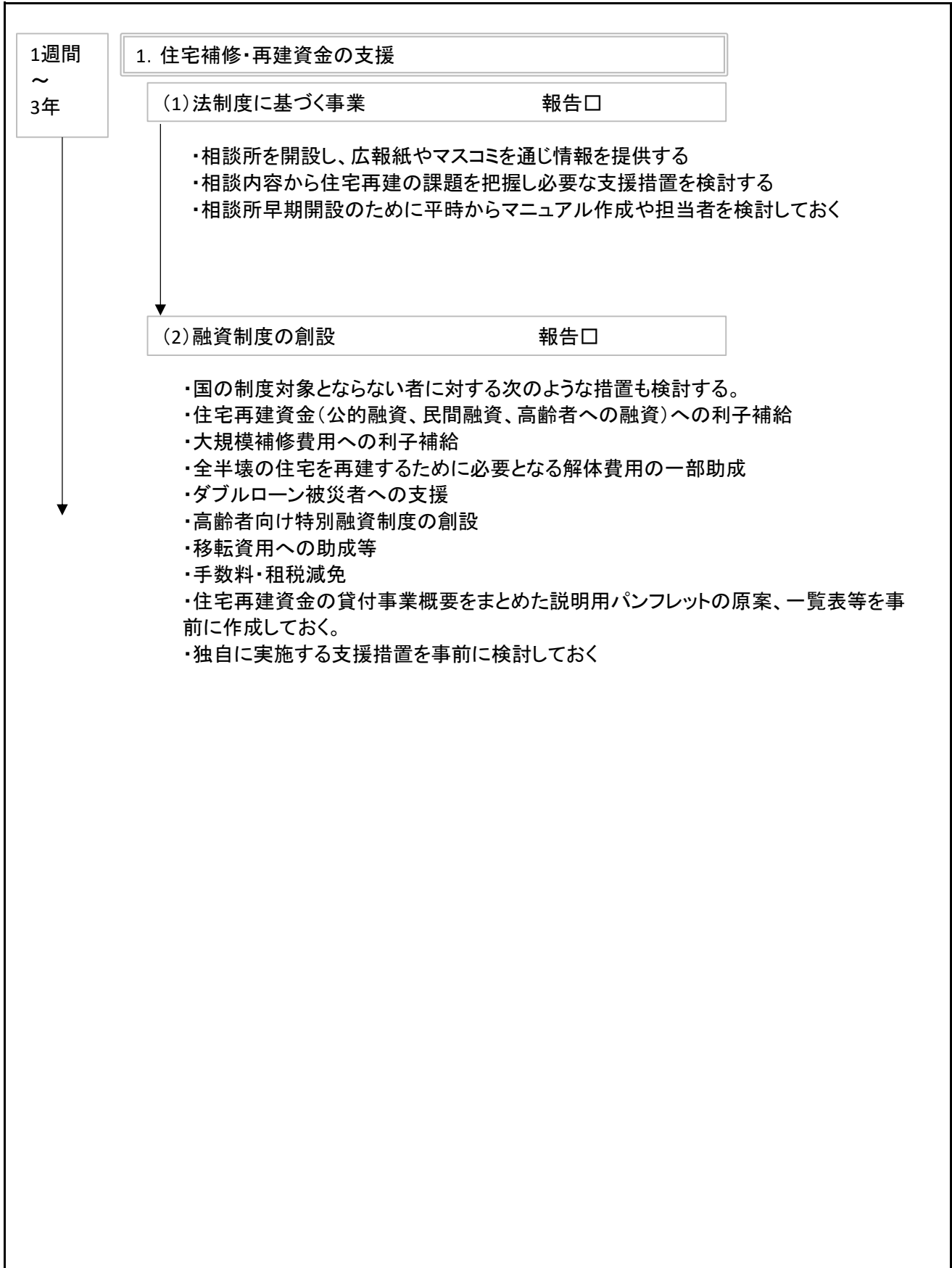
概要	被災者生活再建支援金の支給や生活福祉資金等の貸し付けを行い、生活再建を支援する。住宅補修や再建資金に係る相談所を開設する。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①法制度に基づく事業	社会福祉課、都市整備課								
<p>所管省庁や住宅金融公庫等に対して、必要に応じて各種手続きの簡素化や制度の弾力的運用（利率、償還期間等）を要請する。</p> <p>相談所を開設するとともに、広報紙、マスコミ等を通じて情報を提供する。</p> <p>相談内容等を分析し、住宅再建上の課題を把握し、必要な支援措置を検討する。</p> <p>相談所を早期に開設できるよう、平時からマニュアル作成や庁内の担当を検討しておく。</p> <p>1) 被災者生活再建支援制度【支給：和歌山県 窓口：社会福祉課】</p> <p>2) 災害復興住宅融資【独立行政法人住宅金融支援機構】</p> <p>3) 生活福祉資金の福祉費における住宅補修費・災害援護費貸付【県社会福祉協議会】</p> <p>4) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金の貸付【支給：和歌山県 窓口：子育て推進課】</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②融資制度の創設	社会福祉課、所管課								
<p>地方公共団体による住宅再建への経済的支援として、過去の事例では以下のような住宅再建支援が実施されている。必要に応じてこうした支援の実施を検討する。</p> <p>また、国の制度対象とならない者に対する次のような措置も検討する。</p> <p>1) 住宅再建資金（公的融資、民間融資、高齢者への融資）への利子補給</p> <p>2) 大規模補修費用への利子補給</p> <p>3) 全半壊の住宅を再建するために必要となる解体費用の一部助成</p> <p>4) ダブルローン被災者への支援</p> <p>5) 高齢者向け特別融資制度の創設</p> <p>6) 移転費用への助成等</p> <p>7) 手数料・租税減免</p> <p>8) 住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案、一覧表等を事前に作成しておく。</p> <p>9) 独自に実施する支援措置を事前に検討しておく。</p>									

## 【行動フロー】



### 3-2-3 住宅補修・再建資金の支援

#### 社会福祉課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災者生活再建支援制度のしおりの作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時には多岐に渡る支援制度が実施されるため、住民の申請手続き等に係る負担の軽減のため、制度の内容や申請方法等が記載された対住民用のしおりを作成する。</li></ul>
<p>○被災者支援専門部署の創設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被災者支援制度は多岐にわたり、被災者生活再建支援金や応急仮設住宅入居等の支援を受けるため、被災者が安易に被災家屋の解体を選択し、解体後に「自宅再建したいが資力がない」「民間賃貸住宅で再建したいが審査が通らない」などの理由で思うように再建が出来ず、後で後悔されるというケースがある。被災者再建をよりスムーズに運ぶためには、災害救助法に基づく支援、被災者生活再建支援金及び被災建物等解体・撤去制度（公費解体）等の制度の適用について、持ち家の解体の判断、当面の住まいの確保、最終的な再建までを一体的に考え、対応する「被災者支援専門部署」の創設について検討する。</li></ul>
<p>○独自の支援制度の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害救助法に基づく支援や被災者生活再建支援金等の法の枠組みに入らなかった被災者が多く出ることが想定されることから、県と協力し、独自の支援策の創設について検討する。</li></ul>

##### (3) 留意事項

<p>○総合的な案内・相談機能をもつ相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・発災後できるだけ早期に総合的な案内・相談機能をもつ専用窓口を設けることで、被災者に対する案内機能を確保しつつ、関係する部署の業務の停滞防止を図る必要がある。</li><li>・手続きを迅速に行えるよう、関係機関等に要請する。 特に、台風の多い地域については、雨漏りによる家具等の二次被害を防ぐため、住宅の補修を迅速に行う必要がある。</li><li>・住宅の確保、再建を進める際は、防災まちづくりや産業・経済の再建関連の情報も適宜、併せて提供することが必要である。</li></ul>
---

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県福祉保健総務課	被災者生活再建支援金支給手続き
住宅金融支援機構	災害復興住宅融資
市社会福祉協議会	生活福祉資金の福祉費における住宅補修費・災害援護費貸付

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--



## 都市整備課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○各種支援制度の把握 ・制度化された支援制度を確知し、常に最新の情報を把握しておく。
---

## (3) 留意事項

--

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	必要となる情報の提供

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-2-3 住宅補修・再建資金の支援

#### 所管課

#### (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○融資制度の創設 ・適用できる減免措置等を検討しておく。 ・住宅再建への経済的支援として独自に実施する支援措置を検討しておく。
---

#### (3)留意事項

・支援措置の実施にあたっては、迅速に実施するとともに、広報に努める。
------------------------------------

#### (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
報道機関	広報

#### (5)関連する法令、計画、資料等

--

#### (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・住宅の移転・再建に対する支援

災害危険区域に指定された地域の被災者が、移転先で住宅再建する場合には、防災集団移転促進事業において、高台等に整備される宅地の貸与や譲渡、住宅の移転に対する補助、住宅の取得に係る資金借入に対する利子補給、元宅地の買い取りなどの支援が行われた。一方、市町村が整備する宅地への集団移転を望まず、自身が用意した土地に個別に移転する被災者に対しては、がけ地近接等危険住宅移転事業により、危険住宅の除却費や住宅建築に係る資金借入に対する利子補給などの支援が行われた。東日本大震災では、移転に係る費用の補助など従来のがけ地近接等危険住宅移転事業では対象にならなかった費用も復興交付金を活用して補助対象とされ、集団移転と同程度の補助が受けられるよう配慮された。さらに、国は震災復興特別交付税により被災県の復興基金の積み増しを行い、上記制度の対象とならない地域の住宅再建についても、市町村が地域の実情に応じて幅広い資金援助が行えるようにした。

#### ・住宅の小規模補修に係る費用の支援

災害救助法による住宅の応急修理では、災害のため住宅が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村等が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払うことで、適用を受けた約9万世帯で住宅の応急修理が実施された。宮城県石巻市では、震災時に津波浸水区域内に居住していた被災者が、住宅の小規模な補修を行う際の補修費用を補助する「石巻市津波浸水区域被災住宅小規模補修補助金」を創設した。補助要件には、罹災判定が「全壊」または「大規模半壊」であること、補修物件が居住する被災住宅であること、補修規模が100万円以内であること等が上げられ、50万円を上限として補助が行われた。

出典：復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

3-2-4 既存不適格建築物対策

施策コード	3-2-4	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	既存不適格建築物対策		



概要	既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。
----	--

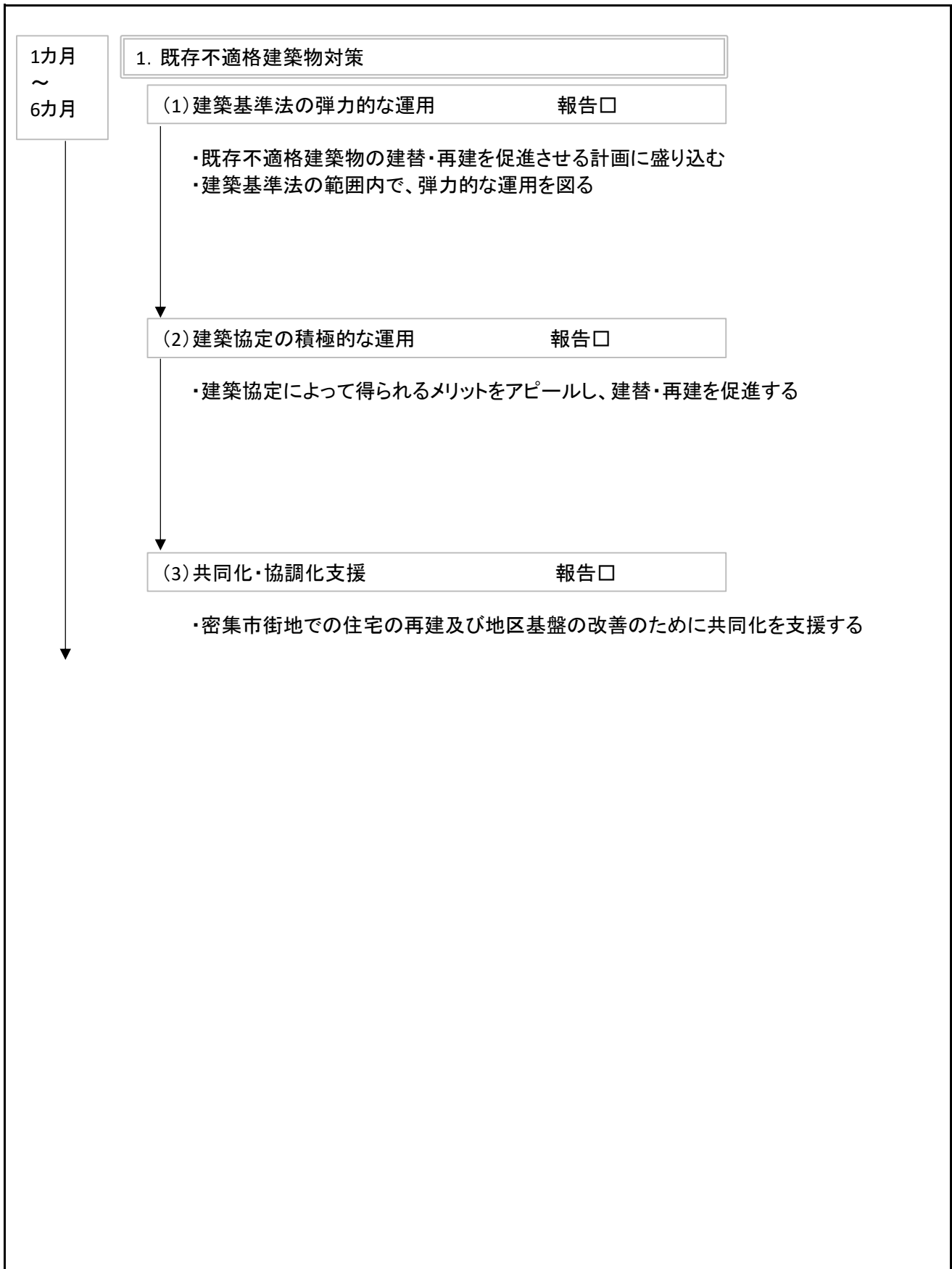
(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①建築基準法の弾力的な運用	和歌山県、建設課								
<p>接道不良等の既存不適格建築物の中には、敷地・建物の共同化などを行わなければ再建することができないものが多く存在する。そのため、共同化に対するインセンティブを高める方策など、既存不適格建築物の建替・再建を促進させる施策を計画に盛り込むとともに、建築基準法の範囲内で、弾力的な運用を図る。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②建築協定の積極的な運用	和歌山県、建設課								
<p>建築協定を結ぶことによって、壁面線指定による前面道路幅員によって決定される容積率を緩和することができる。建築協定によって得られるメリットをアピールし、建替・再建を促進する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年								
③共同化・協調化支援	和歌山県、建設課																
<p>密集市街地では、老朽不良住宅が滅失した場合、敷地規模、接道、複雑な権利関係等から単独での再建が困難な例が多い。こうした住宅の再建及び地区基盤の改善のためには共同化が不可欠であり、共同化等を支援する。</p> <p>都市計画事業の計画のない密集市街地で共同化に利用できる事業*としては、優良建築物等整備事業制度がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>優良建築物等整備事業</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>助成対象等</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良建築物等整備事業</td> <td>助成率：1/3（耐震 1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同施設整備費等</td> <td>区分所有者が 10 人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等</td> <td>優良建築物等整備事業制度要綱（国土交通省）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*共同化・協調化を支援する事業制度としては、法定都市計画事業では市街地再開発事業、任意の誘導型事業では国土交通大臣の指定する地区で実施される住宅市街地整備総合支援事業、密集住宅市街地整備促進事業がある。</p>										事業名	助成対象等	要件	根拠法令	優良建築物等整備事業	助成率：1/3（耐震 1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同施設整備費等	区分所有者が 10 人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要綱（国土交通省）
事業名	助成対象等	要件	根拠法令														
優良建築物等整備事業	助成率：1/3（耐震 1/6） 補助対象：調査設計計画費、事業計画作成費、土地整備費、共同施設整備費等	区分所有者が 10 人以上、敷地面積、耐火建築・準耐火建築等	優良建築物等整備事業制度要綱（国土交通省）														

## 【行動フロー】



### 3-2-4 既存不適格建築物対策

#### 建設課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○建築基準法の弾力的な運用 ・県との連絡体制を構築し、既存不適格建築物の情報共有を図る。
---

##### (3) 留意事項

・建築基準法等の弾力的運用については、良好な住環境の形成及び災害に強いまちづくりの視点を踏まえ、地域の実情や特性を十分に勘案した上で行う必要がある。また、一定の期限を定めた特例措置とする必要がある。 ・共同化・協調化は、既存不適格建築物等の再建と、良好な住環境の形成の面で重要であり、共同化に対するインセンティブを高める方策を実施する必要がある。
--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	情報提供

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

・建築基準法
--------

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### 〈仙台市被災市街地優良建築物等整備事業〉

本市における被災市街地優良建築物等整備事業の活用事例としては、本市南部にあり、地下鉄南北線の河原町駅に近接した河原町地区の事例がある。

河原町地区では、地権者等が中心となり震災前から、同地区の賑わい創出のため「河原町・街づくり地権者勉強会」等を設立して、地域の将来像について検討が進められていた。

震災では、同地区内の建物(住戸3戸・事務所店舗併設1戸)が被災し、早急な建替えと、災害に強いまちづくりが望まれたため、被災市街地優良建築物等整備事業の第1号として、平成24年7月に事業着手、平成25年12月に整備が完了した。

復興まちづくり要件に対しては、復興まちづくりの要件(省エネ・新エネ設備の導入)から、「再生可能エネルギーの発電設備」を導入し、屋根に太陽光発電パネルを設置し共用部分への電力供給をするほか、風力発電による街灯も設置した。また、共用部分の照明をLED化し、災害時のエネルギー対策を図っている。また、復興まちづくりの要件(防災力強化設備の導入)については、防災備蓄倉庫や昇降機の設置、非常時の避難広場を確保し、災害への備えとしている。

なお、河原町地区の事例では、事業を使って整備された賃貸住宅において、施行者の意向により、一般の入居者募集に先立ち、市内の応急仮設住宅入居者を対象に優先入居募集が行われた。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

3-2-5 被災マンションの再建支援

施策コード	3-2-5	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	被災マンションの再建支援		



概要	被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成等でさまざまな問題点を抱えているため、その問題解決を支援する。
----	--

(1) 項目・手順等

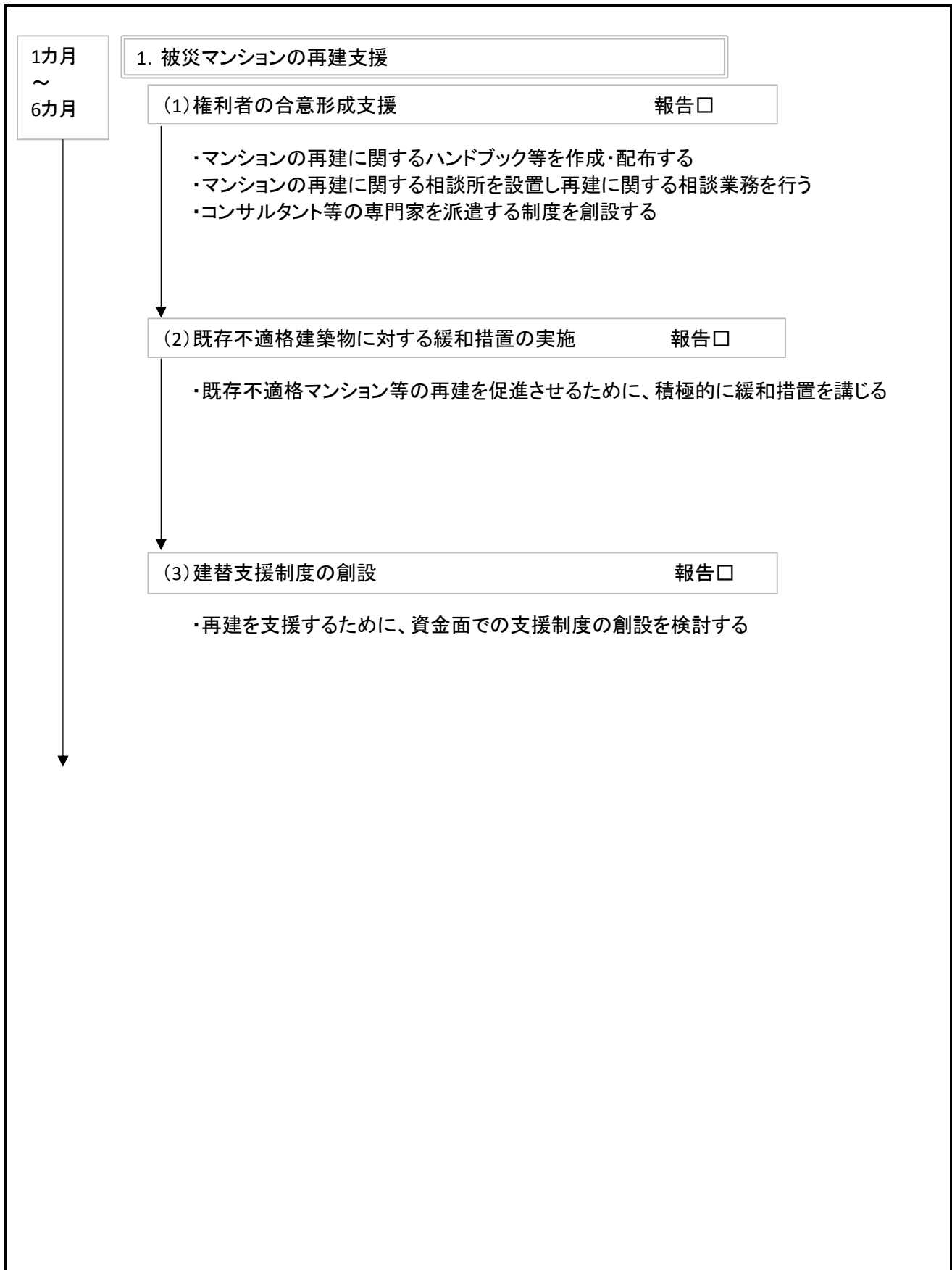
内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
①権利者の合意形成支援	和歌山県、都市整備課									
<p>被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していることなどさまざまな要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。そのため、専門家等の派遣・概略設計費及び再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。</p> <p>1) 権利者の合意形成に関するマニュアル等の作成及び配布 マンションの再建に関するハンドブック等を作成・配布し、権利者の合意形成促進を図る。【県】</p> <p>2) マンション(区分所有建築物)の再建に関する相談所の設置 マンションの再建に関する相談所を設置し、住民の合意形成、再建への事業手法、再建支援する補助制度等に関する相談業務を行う。【県】</p> <p>3) 専門家の派遣 再建事業を促進させるために、コンサルタント等の専門家を派遣する制度を創設する。【県】</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②既存不適格建築物に対する緩和措置の実施	和歌山県、建設課									
<p>被災したマンション等については、建築年次が古く容積率等の面で既存不適格になるものが存在する場合も考えられる。この既存不適格マンション等の再建を促進させるために、さまざまな形で緩和措置を講じることが必要となる。【県】</p>										



内容	担当課(平時)																					
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年													
③建替支援制度の創設	和歌山県、都市整備課																					
<p>被災したマンション等の再建を支援するために、資金面での支援制度の創設を検討する。【県】</p> <p>兵庫県では、住宅金融公庫からの入金に対し利子補給等を行う『被災マンション建て替え支援利子補給』やマンションを再建して所有者へ優先分譲する『定期借地権による被災マンション建替支援制度』等を創設した。</p> <p style="text-align: center;"><b>再建資金調達支援(阪神・淡路大震災復興基金での例)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 45%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">助成等金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災マンション建替支援制度</td> <td>区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施</td> <td>住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給</td> </tr> <tr> <td>被災マンション共用部分補修支援利子補給</td> <td>補修額が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期借地権による被災マンション建替支援事業</td> <td>定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											事業名	事業内容	助成等金額	被災マンション建替支援制度	区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施	住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給	被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給		定期借地権による被災マンション建替支援事業	定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助	
事業名	事業内容	助成等金額																				
被災マンション建替支援制度	区分所有者あるいは公社・公団が建物を建設し譲渡する場合、住宅の建設・購入資金のうち、借入金に対する利子補給を実施	住宅金融公庫からの借入金に対して10年間の利子補給																				
被災マンション共用部分補修支援利子補給	補修額が高額となる分譲マンションの共用部分の補修費借入金に対する利子補給																					
定期借地権による被災マンション建替支援事業	定期借地権方式による被災マンション再建に対する補助																					

【行動フロー】



## 都市整備課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○権利者の合意形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションの再建に関わるアドバイザーの養成及びアドバイザーの派遣に係る仕組・協定などをあらかじめ検討・整備する。</li> </ul> <p>○既存不適格建築物に対する緩和措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存不適格建築物について、事前に把握しておく。</li> </ul> <p>○建替支援制度の創設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション再建に必要となる支援制度を実施するための条例等の整備に関する検討を行う。</li> </ul>
---

## (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合設計制度などの容積率の緩和は容積を確保するための高さ制限も緩和するため、周辺住民の合意形成の問題や防災・景観上の問題等が発生する可能性もあり、こうしたことに対応するための方策を計画的に明記する必要がある。</li> </ul>
---

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	事業主体(特定行政庁)

## (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法)</li> <li>・建築基準法</li> <li>・マンションの建替え等の円滑化に関する法律</li> </ul>
---

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-2-5 被災マンションの再建支援

#### 建設課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○既存不適格建築物に対する緩和措置の実施 ・県との連絡体制を構築し、既存不適格建築物の情報共有を図る。
--

##### (3) 留意事項

--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	情報提供

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法) ・建築基準法
--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### 〈専門家派遣事業〉

平成25年6月からは、防災マニュアルの作成に関する支援の要望が多く寄せられたため、住環境整備課では、マンション管理組合やその自主防災組織による防災活動の促進を図るため、「マンション防災マニュアル作成支援専門家派遣事業」を開始した。

この事業は、マンション管理組合等からの申請に基づき、本市がマンションの防災マニュアル作成に関する専門家を派遣するもので、マンション管理組合等では、2時間/回の相談時間を目安に、最大5回まで専門家の派遣を受けることができ、専門家からマニュアル作成に関する助言や情報提供を無料で受けることができる。平成28年3月末時点における活用実績は、231件となっている。

なお、専門家派遣に係る財源は、平成25年度から27年度まで、罹災判定が大規模半壊以上のものについて、復興交付金が2/3、一般財源が1/3となっており、それ以外のものについては社会資本整備総合交付金が45%、一般財源が55%となっている。

出典：東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

3-2-6 その他各種対策

施策コード	3-2-6	施策名	恒久住宅の供給・再建
項目	その他各種対策		



概要	住宅復興に関する情報提供や人的支援、住宅供給等に係る住宅建設業者の確保など、被災者の住宅確保を支援する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(旧罹災都市借地借家臨時処理法)の適用	都市整備課								
1) 概要 この法律は、大規模な災害で多数の借地上の建物が滅失した場合に、借地権者の保護を図るために、借地借家に関する特別措置を定めるものである。 同法は、特定大規模災害として政令で指定されることで、政令で指定した地区に適用される。 法の概要は、以下のとおりである。 ○従前の賃貸人が建物を再築し、賃貸する場合その旨を従前の借家人に通知(法第8条) ○何ら公示なく借地権を6か月間対抗でき、政令施行の日から3年間は掲示による対抗力が認められる。(法第4条) ○借地上の建物が滅失した場合、借地人による借地契約の解約(法第3条)や、賃貸人が借地権の譲渡を承諾しない場合について、裁判所の許可を求める申し立て(法第5条)を認める。 ○被災地で、存続期間5年以下でかつ更新がない借地権の設定を認める(法第7条)									

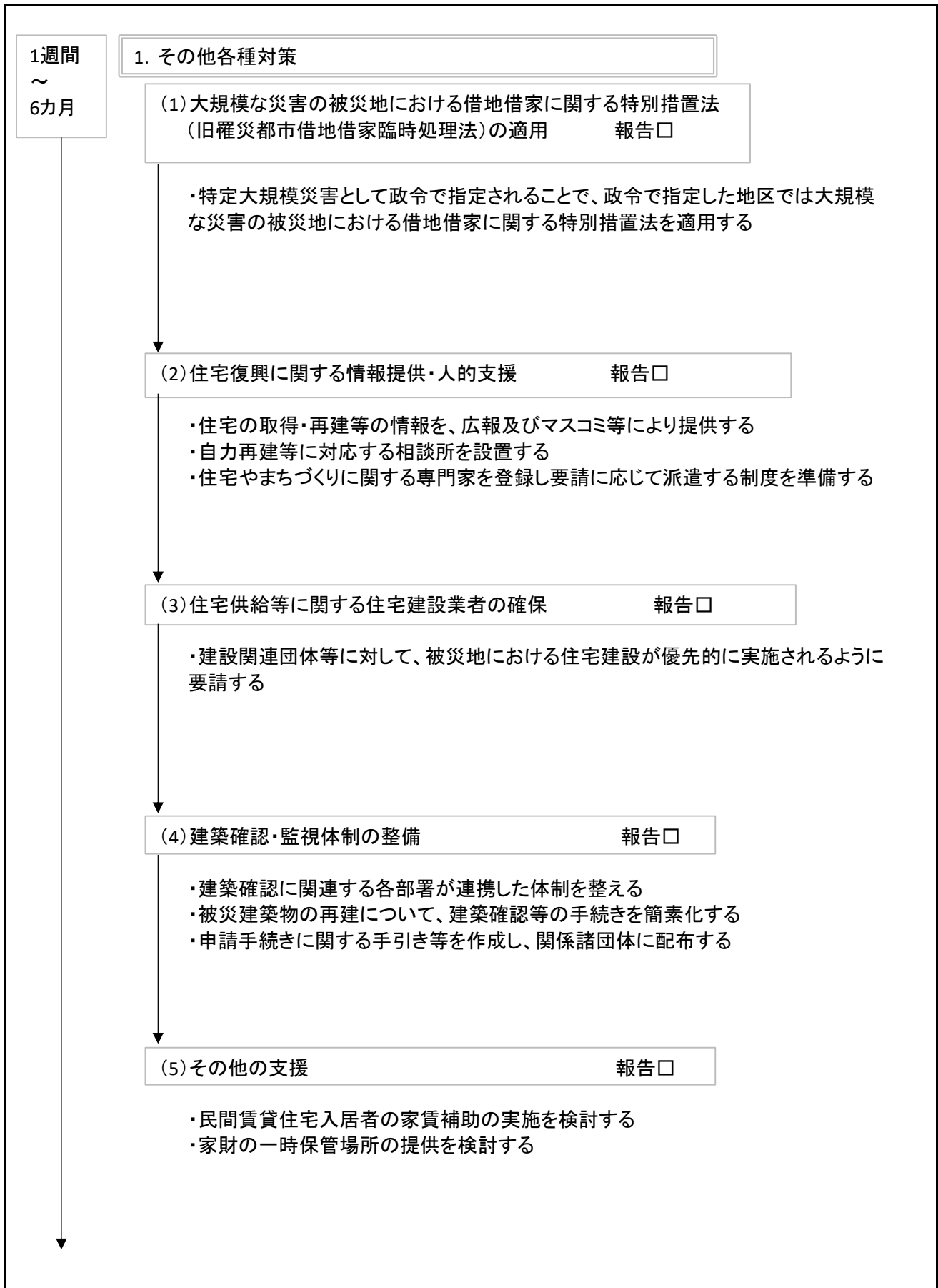
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②住宅復興に関する情報提供・人的支援	都市整備課								
住宅の復興を促進させるために、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わるさまざまな情報を提供する。 必要に応じ、住宅再建等に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談に応じる機関を設置する。									
1) 方法 住宅の取得・再建等の情報を、広報及びマスコミ等により提供する。 必要に応じ、自力再建に係る各種情報の提供及び相談に対応する相談所を設置する。 必要に応じ、住宅やまちづくりに関する専門家を登録し要請に応じて派遣する制度を準備する。									

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③住宅供給等に関する住宅建設業者の確保	都市整備課									
<p>復興時においては、住宅を短期間に大量提供しなければならない。こうした状況下で迅速に良好な住環境等が形成されることを目的として、住宅建設業者の確保に取り組む。</p> <p>1) 住宅建設業者の確保 地方公共団体は、建設関連団体等に対して、被災地における住宅建設が優先的に実施されるように要請する。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
④建築確認・監視体制の整備	和歌山県、建設課									
<p>迅速な建築確認申請の処理、現場審査の実施、違反建築の監視・指導ができる体制を整える。 被災者は苦しい経済状態の中で再建を急ぎ、また、悪質な業者も横行することから、無届けで建設したり、建ぺい率、容積率、構造などの面で違反建築が建てられる可能性が高くなる。これらを監視し、危険な住宅の再生産を防ぐ。</p> <p>1) 体制の整備 建築確認に関連する各部署が連携した体制を整える。 他の地方公共団体職員等に応援を要請する。</p> <p>2) 手続きの簡素化等 緊急かつ臨時的な措置という観点から、被災建築物の再建について、確認申請に関する要件の緩和、処理の迅速化等を図る。 申請手続きに関する手引き等を作成し、建築士等の関係諸団体に配付する。特に、各種規制緩和措置が実施される場合、こうした対応が不可欠である。 建築確認にあたっては、防火関連事項について消防部局が対応する。こうした事務に関する体制の整備・手続き等の迅速化を図る。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
⑤その他の支援	都市整備課									
<p>1) 民間住宅入居の促進 恒久住宅の供給・再建と併せて、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅入居者への家賃補助の実施等についても検討し、入居を促進する。 また、空家のあつ旋を行う。</p> <p>2) 家財の一時保管場所の提供等 家屋の補修等に際して、家財の一時保管場所の提供等を検討する。</p>										

【行動フロー】





## 都市整備課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○住宅復興に関する情報提供・人的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後に早期に借地・借家関係のデータを収集・推計する方法を検討する。</li> <li>・住宅・まちづくりの専門家登録・派遣制度を検討・準備する。</li> </ul>
--

## (3)留意事項

<p>○住宅復興に関する情報提供・人的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅再建については、低価格、狭小敷地での再建などのニーズが高い。ハウスメーカー等の協力を得て、モデルプランの作成、モデルハウスの設置を行うことも検討する。</li> <li>・高齢者等に対しては、個別訪問等により住宅再建情報を的確に伝えることも検討する。</li> </ul> <p>○住宅供給等に関する協議会の設置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興時においては、住宅を短期間に大量提供しなければならない。こうした状況下で迅速に良好な住環境等が形成されることを目的として、住宅建設業者の確保や住宅供給等に関する協議会設置に取り組む。</li> </ul>
--

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法</li> </ul>
--

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-2-6 その他各種対策

#### 建設課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 建築確認・監視体制の整備
- ・違反建築物を防止するための体制づくりについて県と協議する。

##### (3) 留意事項

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	違反建築物防止体制の構築

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・建築基準法

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## ＜東日本大震災における取組＞

### ・住宅に関するワンストップ電話相談窓口や避難所掲示による情報提供

岩手県では、2011年4月に「住まいのホットライン」(電話相談・フリーダイヤル5回線)を開設し、土日祝日を含め、応急仮設住宅や県営住宅への入居、自宅の再建に関する支援制度等に関する相談対応を行った。「住まいのホットライン」は、避難所の解消の見通しがついた2011年8月まで継続し、累計相談件数は2,006件となった。また、避難所には、住まいの「かわら版」を掲示し、応急仮設住宅の建設状況や内装・設備、グループホーム型や高齢者等サポート拠点施設の整備状況に関する情報を提供した。(県では、避難所にホットラインのチラシを掲示するなどしたが、伝達手段が限られている発災直後は、ホットライン開設そのものの周知が課題となった。)

迅速な相談窓口立ち上げには平時からの準備が必要であり、岩手県では、東日本大震災等の教訓から、市町村が開催する住宅相談会や個別相談に専門の相談員を派遣する「災害時等住宅相談員派遣事業」を創設し、住宅再建に係る相談体制を整えている。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

### ・住宅復興に関する情報提供マニュアル

#### 被災者の住まいに関する 相談・情報提供マニュアル

平成 28 年 3 月  
内閣府(防災担当)

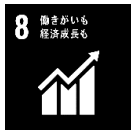
#### 目次

はじめに.....	1
1 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供の概要 .....	3
1-1 相談・情報提供の役割と意義 .....	3
(1) 相談目的・ニーズの把握 .....	3
(2) 住まいの確保に関する情報提供 .....	4
(3) 被災者の自立を促すための後押し .....	6
1-2 被災者のニーズ・条件に応じた相談・情報提供 .....	7
1-3 特に相談を必要とすると思われる被災者 .....	9
1-4 福祉・雇用・金融等の分野に係る相談・情報提供 .....	10
1-5 発災からの時期に応じた住まいの確保策の概要 .....	11
(1) 発災からの時期区分の全体像 .....	11
(2) 被災者の住まいの種類と特徴の整理 .....	16
(3) 被災者の自力による住まいの確保 .....	18
2 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供体制の整備 .....	20
2-1 自宅で生活を継続する被災者に対する相談・情報提供体制 .....	20
(1) 発災直後 .....	20
(2) 応急救助期(数日後～1か月程度(大規模災害の場合は最大6か月程度)) .....	20
(3) 復旧・復興期(1か月程度～2年程度(大規模災害の場合は数か月程度～数年程度)) .....	21
2-2 自宅周辺の避難所等で生活する被災者に対する相談・情報提供体制 .....	22
(1) 発災直後 .....	22
(2) 応急救助期(数日後～1か月程度(大規模災害の場合は最大6か月程度)) .....	22
(3) 復旧・復興期(1か月程度～2年程度(大規模災害の場合は数か月程度～数年程度)) .....	22
2-3 被災地を離れて生活する被災者に対する相談・情報提供体制 .....	24
(1) 発災直後 .....	24
(2) 応急救助期(数日後～1か月程度(大規模災害の場合は最大6か月程度)) .....	24
(3) 復旧・復興期(1か月程度～2年程度(大規模災害の場合は数か月程度～数年程度)) .....	25
2-4 自宅を本格的に再建・確保する被災者に対する相談・情報提供体制 .....	26
2-5 相談・情報提供の場所 .....	27
3 被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供の進め方 .....	29

出典:被災者の住まいに関する相談・情報提供マニュアル(内閣府(防災担当))

3-3-1 雇用状況の調査

施策コード	3-3-1	施策名	雇用の維持・確保
項目	雇用状況の調査		



概要	迅速かつ的確な雇用対策を展開するために、正確な雇用状況を調査し、把握する。
----	---------------------------------------

(1)項目・手順等

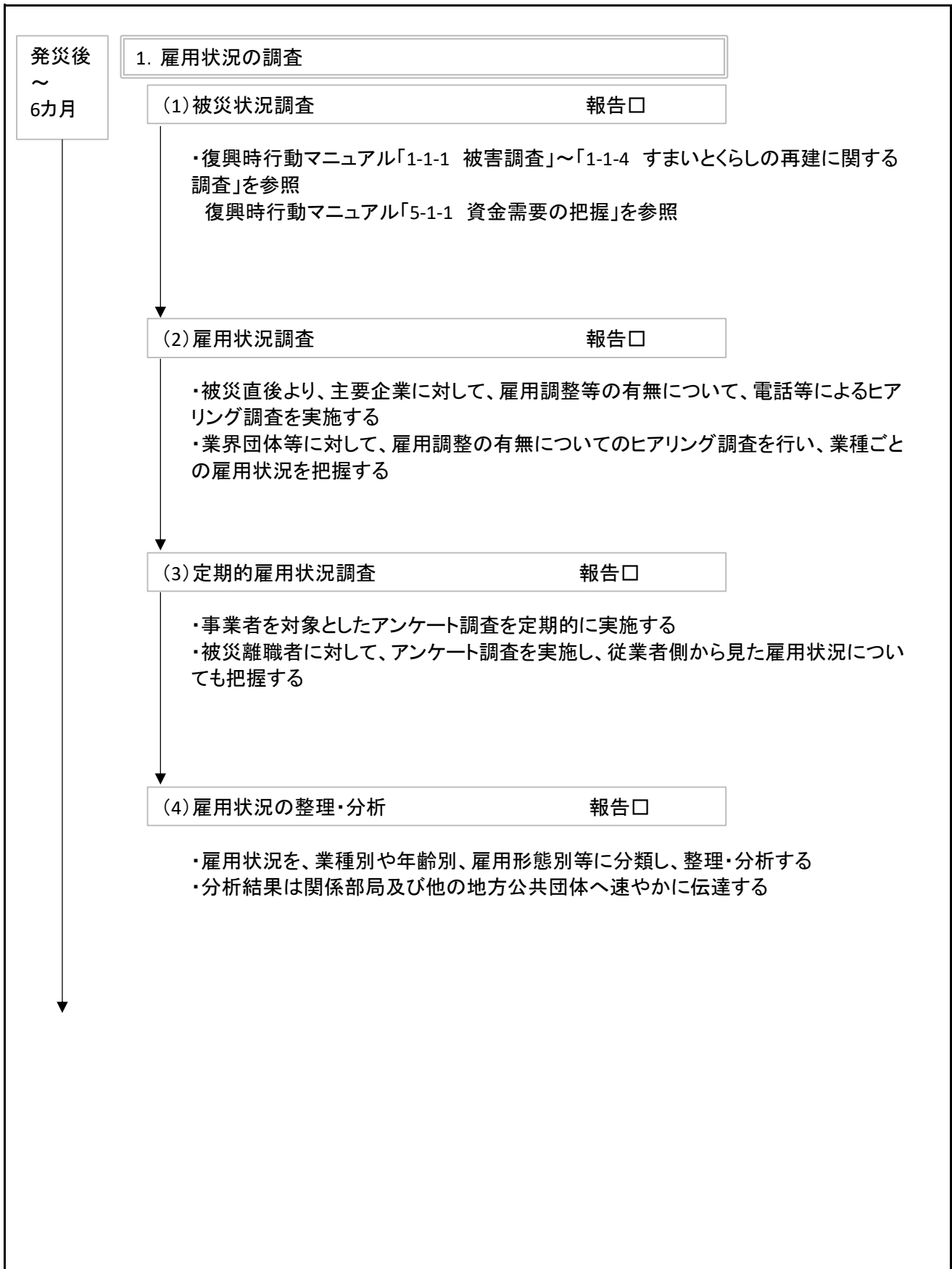
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①被災状況調査	産業振興課								
被災地域の状況、企業・事業所等の被害状況の把握に努める。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②雇用状況調査	産業振興課								
被災直後より、主要企業に対して、雇用調整等の有無について、電話等によるヒアリング調査を実施する。 業界団体等に対して、雇用調整等の有無についてのヒアリング調査を行い、業種ごとの雇用状況を把握する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③定期的雇用状況調査	産業振興課								
事業所を対象としたアンケート調査を定期的に行い、災害による経営への影響や雇用調整の実施状況等を把握する。 雇用保険求職者給付の対象となる被災離職者に対して、アンケート調査を実施し、離職事由や就職活動の状況など、従業者側から見た雇用状況についても把握する。 必要に応じ、パートや中高年者の従業者の雇用状況についてもヒアリング調査やアンケート調査を行う。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④雇用状況の整理・分析	産業振興課								
把握した雇用状況を、業種別や年齢別、雇用形態別等に分類し、整理・分析する。 分析結果は、支援策立案等の基礎データとするため、関係部局及び他の地方公共団体へ速やかに伝達するとともに、報道機関等を通じ、住民にも定期的に情報提供を行う。									

## 【行動フロー】



### 3-3-1 雇用状況の調査

#### 産業振興課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業・事業所等の被災状況調査について、事前に手順や役割について定める。</li></ul> <p>⇒商工会議所、商工会等の関係団体のほか、庁内においても被災状況の調査方法等について協議・調整が必要。</p> <p>○雇用状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・雇用状況調査（ヒアリング調査等）を行う際のサンプリング方法について、事前に国、県、各種業界団体等と検討し、調査方針を定める。</li></ul> <p>⇒国・県、商工会議所、商工会等、各種業界団体に雇用状況調査のサンプリング方法を事前に協議する必要がある。</p> <p>○定期的雇用状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公的機関での雇用状況に関する情報の共有化について事前に国及び県と検討し、情報体系を構築する。</li></ul> <p>⇒情報の共有化できる事項や方法について事前に国・県と協議する必要がある。</p> <p>○雇用状況の整理・分析</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査結果の情報提供について、国、県と検討し、事前に整理・分析や提供方法について定める。</li></ul> <p>⇒国、県と事前に整理・分析方法について協議・調整が必要。</p>
--

##### (3) 留意事項

<p>・被災後は、特に通信網や交通網の被害が大きく、調査や情報収集等は困難な状況にあることが考えられる。</p> <p>被災地の巡回、聞き取り等は、県、市、各種業界団体、組合等との連携による効果的な対応が必要である。</p>
--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
企業・事業所等	雇用状況の把握
和歌山県労働局	雇用状況の把握
ハローワーク	雇用状況の把握
海南商工会議所、下津商工会	雇用状況の把握

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

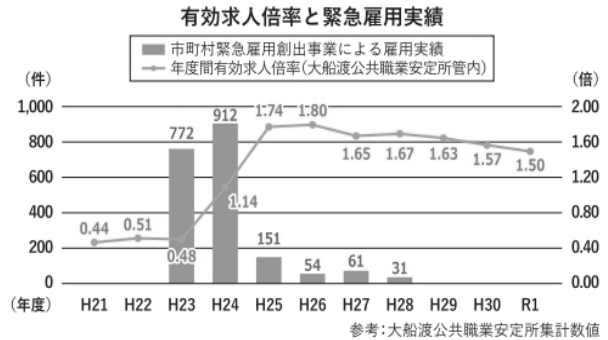
災害応急対策	
--------	--

## 〈東日本大震災における取組〉

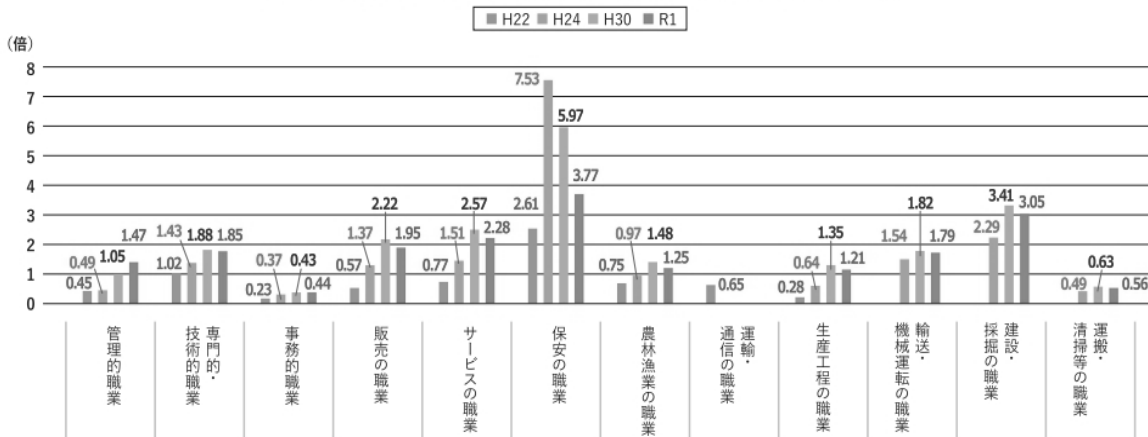
### 雇用の状況、企業・創業の現状(大船渡市)

#### 雇用の現状

- 市では、被災者の当面の生活の安定を支援するため、市町村緊急雇用創出事業(平成23～28年度)の実施により雇用の確保を進めた。
- 有効求人倍率は、被災前と比較して、平成23年度以降高い数値で推移している。
- 岩手県の職業別有効求人倍率(月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合)をみると、保安、建設・採掘、サービスの職業は高く、事務的、運搬・清掃等の職業は低い数値を示している。

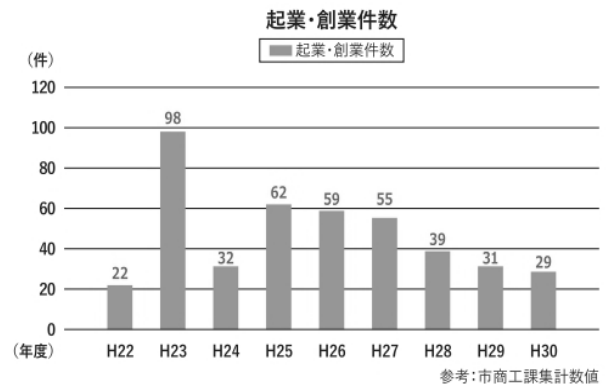


参考:岩手県の職業別有効求人倍率(月間有効求人数/月間有効求職者数 厚生労働省)



#### 起業・創業の現状

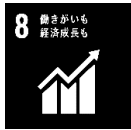
- 起業・創業件数は、震災後、建設業や関連する専門・技術サービス業など復旧復興の軸を担った業態を中心に増加するも、平成28年度以降、各種震災復興事業の収束に伴い減少している。一方で起業への機運の醸成により、起業を生業の選択肢と捉え、起業した者も一定数おり、総体的には緩やかな縮小傾向で推移している。



出典:大船渡市 東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承

3-3-2 雇用の維持

施策コード	3-3-2	施策名	雇用の維持・確保
項目	雇用の維持		



概要	雇用維持に関するさまざまな支援策の周知を図り、被災事業所等の雇用の維持を図る。
----	---

(1)項目・手順等

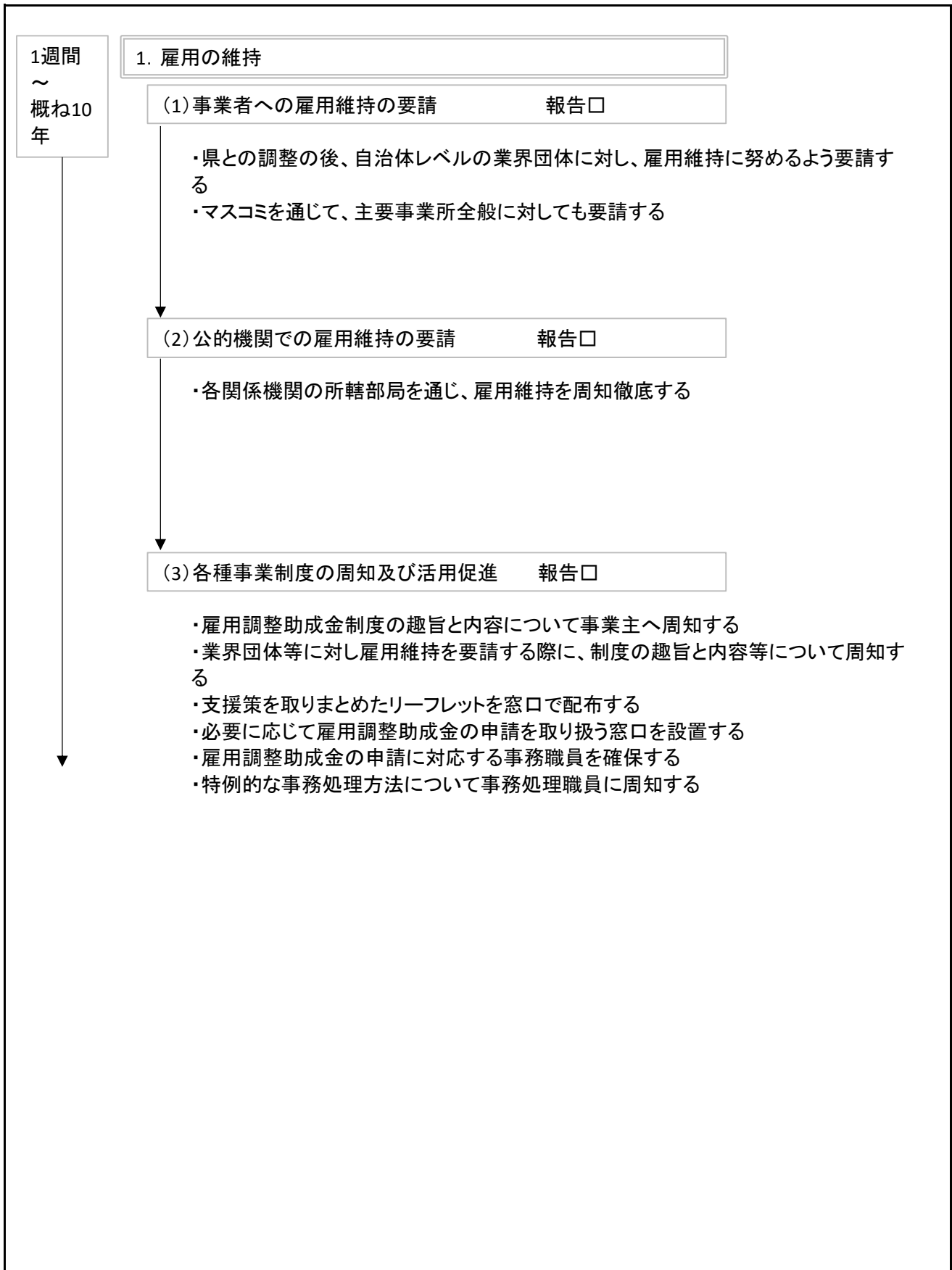
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①事業者への雇用維持の要請	産業振興課								
<p>事業所の被害の程度によっては、従業員の解雇等が発生し、雇用不安や社会不安を引き起こす場合もある。このため、被災後の早い段階から、事業所や各種業界団体に対して、雇用維持に関するさまざまな支援制度の周知を図り、雇用維持に努めるよう要請する。</p> <p>1) 主要事業所への要請            公共職業安定所は、被害状況を勘案し、管轄する事業所のうち、特に被害が大きい大企業などを中心に、雇用維持を要請する。            自治体は、マスコミを通じて、事業所全般に対しても要請を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②公的機関での雇用維持の要請	産業振興課								
<p>国、県、市の関係機関において、解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用維持を徹底する。</p> <p>1) 県の関係機関への周知徹底            各関係機関の部局を通じ、雇用維持を徹底する。</p> <p>2) 市の関係機関への周知徹底            各関係機関の所管部局を通じ、雇用維持を徹底する。</p>									



内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③各種事業制度の周知及び活用促進	産業振興課						
<p>事業所の被災による解雇等の発生を防止するため、事業者に対して、雇用調整助成金制度をはじめとした雇用維持のための各種制度の周知及び活用促進に努めるとともに、迅速かつ円滑な事務処理を行う。</p> <p>1) 事業主への周知 被災直後より、マスコミ等を通じ雇用調整助成金制度の趣旨と内容について事業主へ周知する。 業界団体等に対し、雇用維持を要請する際に、制度の趣旨と内容等について周知する。 事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策を取りまとめたリーフレットを作成し、各種相談所、公共職業安定所、商工会議所等の窓口等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。</p> <p>2) 事務処理体制の整備 事業所や交通機関等の被災状況等を勘案し、必要に応じて雇用調整助成金の申請を取り扱う窓口や臨時窓口を設置する。 雇用調整助成金の申請に対応する事務職員を確保する。 特例的な事務処理方法について事務処理職員に周知する。</p>									

【行動フロー】



## 産業振興課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○各種事業制度の周知及び利用促進

- ・国、県と連携し、雇用調整助成金制度等の各種支援策の趣旨や内容について、整理するとともに、事業者等に周知する。

⇒各種制度や趣旨について国、県から情報を得る。得た情報を事前に取りまとめ、関係団体を通じ事業者へ周知する。

- ・雇用調整助成金センター（臨時窓口）の設置を国が円滑に進められるよう、事務処理に関する事前協議を行う。

⇒国（労働局、ハローワーク）と臨時窓口等の設置について協議が必要。

- ・事務処理方法についてのマニュアル化を行う。

⇒上記により得た情報を取りまとめ、あらかじめマニュアルを作成する。

## (3) 留意事項

○事業主支援

- ・安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた決断を促進させるためにも、支援方策については、周知徹底することが必要。
- ・中小企業の事業者等は、雇用調整助成金制度の趣旨、内容についての知識や理解が不十分なため、公共職業安定所に設けられた特別相談窓口等に制度の内容に関する相談が殺到する可能性がある。このような事態を防ぐためにも事業者等に対する支援策を迅速に周知することが必要。

○事業者等に対する迅速な要請

- ・雇用確保の観点から、事業主に対し、雇用調整助成金制度等の雇用維持支援策を迅速に決定し、雇用を維持するよう迅速に要請する。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県労働局	雇用調整助成金の支給・制度の周知
ハローワーク	雇用調整助成金の支給・制度の周知

## (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- ・国税通則法
- ・雇用保険法

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・働きやすい職場環境の整備による地元人材の雇用

岩手県久慈市にあるアパレル企業の岩手モリヤ株式会社は、地元高校生を積極的に雇用し取引先との商談に参加させ技術向上を図るなど若手育成に力を入れている。また、育児休業制度や子育て支援制度を充実させ女性が長く働ける職場環境づくりを進めている。

被災地企業で長期的に働き、被災地に定住する人材の確保を目指した取組として、株式会社リクルートキャリアの「Starting Over 三陸」がある。これは2014年から開始され、まちぐるみで人材を募集し、就職希望者に三陸の魅力や人材を募集する被災地企業を紹介するマッチング事業である。

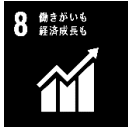
また、採用の取組だけでなく、受入側企業には経営者・中堅社員・新入社員の人材育成研修の実施、市町村には新たな企業誘致や就業希望者が定住できる環境整備の提案など、人と企業を結ぶノウハウを活かし被災地の人材確保や育成に貢献した大手企業の事例の一つである。

#### ・イメージアップによる新たな担い手の確保

壊滅的な被害を受けた漁業を持続可能な形で発展させていくため、宮城県石巻市の一般社団法人フィッシャーマン・ジャパンは、若い男性をターゲットに、漁業を「カッコいい、稼げる、革新的」とする「新3K」にイメージアップし、新たな漁業の担い手を確保する活動を行っている。具体的には、漁師の職業としての魅力のアピールや、若者向けのインターン受入れの取組などをホームページで積極的に発信している。また、飲食事業や海外への販路開拓・事業のアピールを行うなど業界イメージの刷新を図り、新たな人材の確保に努めている。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-3-3	施策名	雇用の維持・確保
項目	離職者の生活・再就職支援		



概要	就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者へ経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職あっ旋等の支援を行う。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	実施期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①雇用保険制度の活用促進と周知	産業振興課								
<p>離職者の生活再建支援策としては、雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置が主要な対策となる。しかし、申請には、事業主が発行する離職票が必要であり、事業主の迅速な対応が求められること、また、給付が離職者の申請に基づき行われるものであることから、制度の活用を促進するため、特例措置の内容を含め、制度の趣旨と内容について、事業主及び離職者の双方に周知する。</p> <p>被災直後より、マスコミ等を通じ、雇用保険制度の趣旨と内容等について、被災離職者へ周知するとともに、公共職業安定所、各種相談所においても、制度の趣旨及び内容を周知する。特に特例措置により対象者となる被保険者及びその雇用事業主に対しての周知徹底に努める。</p> <p>事業所への他の支援策を含め、必要な特例措置が確定した段階において、支援策をとりまとめたリーフレット等を作成し、各種相談所、公共職業安定所等にて配布するとともに、マスコミを通じて周知する。</p>									

内容	担当課(平時)	実施期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②求人動向の把握	産業振興課								
<p>被災離職者の再就職を支援するため、求人情報を把握し、被災離職者に対する的確に情報提供を行うとともに、被災離職者の雇用促進策の展開のため、求人情報の分析を行う。</p> <p>1) 求人情報の把握 公共職業安定所及び業界団体等との密接な連携により、事業所の求人情報を総合的に把握する。必要に応じ、他の都道府県の職業安定主管課を通じ、他都道府県事業所の求人情報を把握する。</p> <p>2) 求人傾向の分析 求人情報の把握及び雇用状況調査の結果等をもとに、業種別・年齢別等の求人傾向を定期的に整理・分析する。</p>									

3-3-3 離職者の生活・再就職支援

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③求職動向の把握	産業振興課								
<p>被災離職者の再就職を促進するため、被災離職者の求職動向を把握する。</p> <p>1) 求職状況の把握 公共職業安定所、各種相談所を通じ、被災離職者の求職状況を総合的に把握する。</p> <p>2) 求職傾向の分析 職業安定主管課において、被災離職者の求職状況の把握及び雇用状況調査の結果をもとに、業種別及び職種別の求職傾向を定期的に整理・分析する。</p> <p>3) 求職者ニーズの把握 きめ細かな職業紹介業務を行うために、求職者のニーズを把握する。具体的には、雇用保険受給資格者等を対象に再就職に関するアンケート調査などを行うことなどが考えられる。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④求人拡大	産業振興課								
<p>離職者の再就職を促進するため、事業所の求人動向や被災離職者の求職動向をもとに、公共職業安定所へ求人と求職のマッチングが図られるよう要請する。</p> <p>1) 公共団体等における求人の確保 雇用機会の確保を率先して図るため、公共団体において臨時職員の採用等を行うとともに、関係団体に対しても、臨時職員の採用等を要請する。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤職業のあっ旋	産業振興課								
<p>被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職のマッチングに留意しながら、被災離職者に対して、職業のあっ旋を行う。なお、職業安定法と労働者派遣法の改正により、地方公共団体における無料職業紹介事業の実施も可能となっている。</p> <p>1) 再就職のあっ旋 被災求職者等の早期再就職の促進を図るために、合同就職面接会等を開催する。</p> <p>2) 相談所等の開設 公共職業安定所等に特別相談窓口等を設置し、事業主や離職者に対するきめ細かな相談体制を整備する。</p> <p>3) 特別職業相談窓口の設置 被災離職者の求職状況等に基づき、交通事情等を勘案しながら、臨時職業相談窓口や移動職業相談窓口を必要に応じて設置する。</p> <p>4) マッチングイベントの開催 必要に応じ、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催する。</p>									

## 【行動フロー】



### 3-3-3 離職者の生活・再就職支援

#### 産業振興課

#### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○離職者等に対する支援策の迅速な周知

- ・復興期には、雇用保険制度等の施策について知識が少ない離職者が多数発生することが考えられるため、離職者に対して制度の迅速かつ的確に周知を行う。
- ・事業者への要請や周知方法等の検討する。

⇒制度の周知方法等について、あらかじめ、商工会議所や商工会等の関係団体と協議が必要。

○職業のあっ旋支援への協力

- ・復興期には、建設業などの復興関連業種による求人と被災離職者の求職業種・職種とが適合しないことが想定されることから、被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職の適合性に留意し、被災離職者に対し、きめ細やかな職業のあっ旋を行える体制構築にあたり、市が協力できる内容についてハローワークと協議する。

⇒国（ハローワーク）が主体となり、職業のあっ旋を行うことになるが、市が協力できる内容について、あらかじめ協議する。

- ・公共職業安定所との情報の共有化について協議を行う。

⇒国（ハローワーク）と情報の共有化について事前に協議する。

#### (3) 留意事項

- ・求職情報と求職者情報を十分収集・分析し、それぞれに大きなずれが生じないように職業あっ旋及び職業訓練を実施することが重要である。
- ・雇用保険求職者給付について、離職票の受付は、激甚法指定から30日以内であるために、求職者に対する迅速な制度内容の周知が必要である。（激甚法第25条による特例措置の場合）

#### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
ハローワーク	雇用保険求職者給付、労災補償・公務災害補償
和歌山労働局	雇用保険求職者給付、労災補償・公務災害補償

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・職業安定法
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ・雇用保険法

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--



### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・キャッシュ・フォー・ワークによる失業者の緊急雇用

東日本大震災の発生直後、被災地では大量の失業者の雇用の確保が課題となった。そこで、被災失業者が災害対応業務で収入を得る「キャッシュ・フォー・ワーク」の考え方に基づいて、地元の被災者を緊急雇用し、作業従事と引き換えに日当を支払う取り組みを展開していった。例えば、大船渡市漁業協同組合では、2011年度は水産庁の漁場生産力回復支援事業を活用してガレキの撤去に取り組んでいたが、2012年度からは緊急雇用創出事業を活用して組合員を雇用しガレキ撤去の作業を行い、漁港の早期復旧と組合員の収入確保を両立させた。

#### ・ハローワークにおける就職等支援

厚生労働省では、被災者の雇用対策として、被災地を含む全国のハローワークにおける特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所への出張相談の実施、被災者用求人確保等により、被災者に対するきめ細かな就職支援を実施した。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

3-4-1 給付金等

施策コード	3-4-1	施策名	被災者への経済的支援
項目	給付金等		



概要	被災状況に応じ、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給する。
----	---

(1)項目・手順等

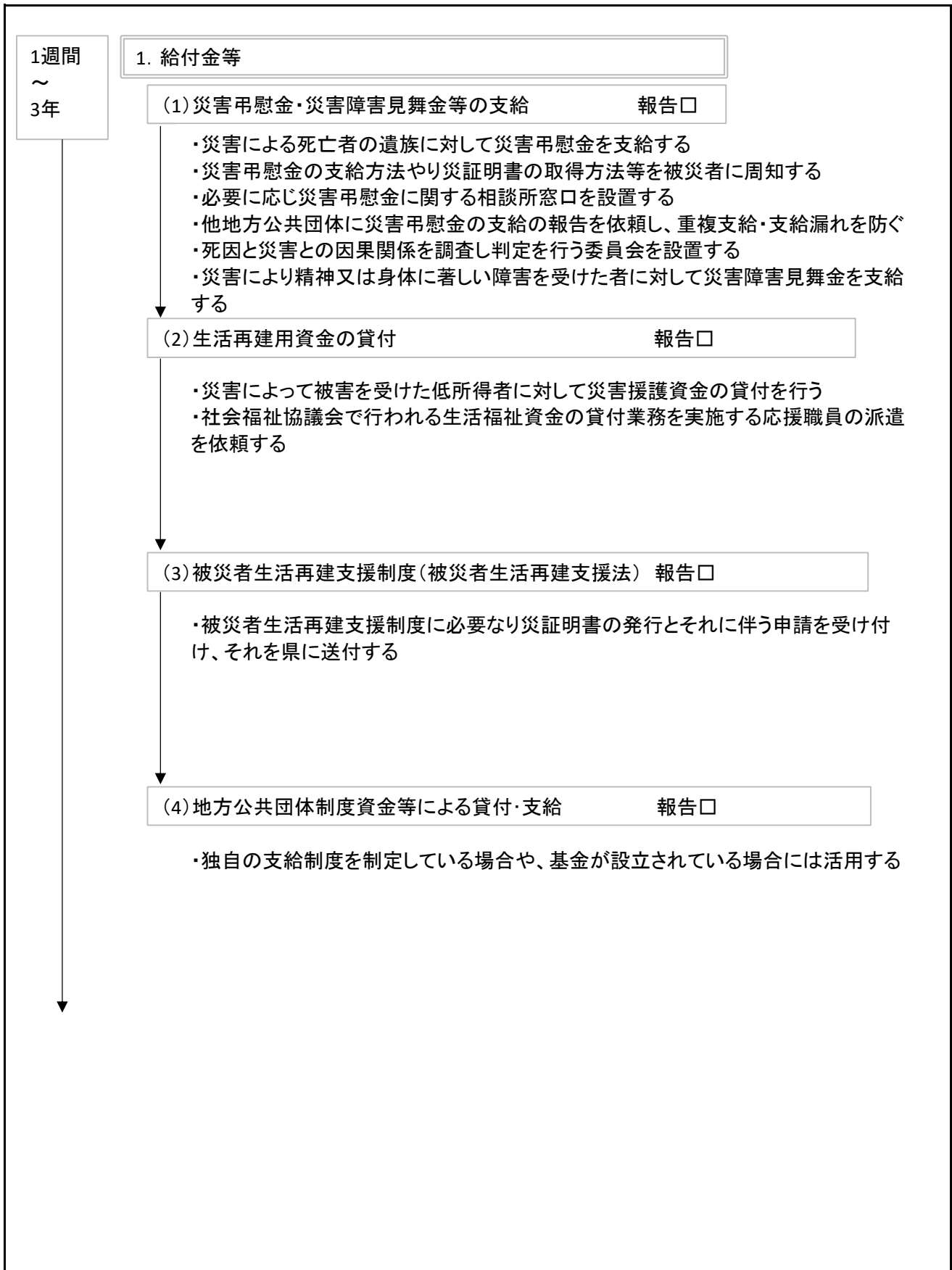
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	社会福祉課								
<p>災害により世帯主が死亡するなど経済基盤を失った被災者に対して、災害弔慰金を支給する。また、被災により障害が発生した被災者に対して、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>1) 災害弔慰金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害による死亡者の遺族に対して、市が実施主体となり、災害弔慰金を支給する。 費用の負担:国1/4、県1/2、市1/4 実施主体:市</li> <li>○災害弔慰金の支給方法の決定 災害弔慰金の支給方法については、支給対象者数やその時点での状況に応じ、決定する。 具体的には、口座振込方式、現金支給方式、引換券方式等が考えられる。</li> <li>○災害弔慰金の支給対象者の把握及び支給方法等の周知 被害状況調査等を基に災害弔慰金の支給対象者を把握する。また、災害弔慰金の支給方法や被災証明書の取得方法等を被災者に周知するとともに、必要に応じ災害弔慰金に関する相談所窓口等を開設する。</li> <li>○重複支給・支給漏れの防止 災害弔慰金は基本的に死亡者の住居の本拠（実際に住居を構え生活していた場所）があった市町村が支給するが、住民票が別の市町村におかれていた場合には、重複支給を行うおそれや逆に支給漏れが生じるおそれがある。従って、これらを防ぐためには、他地方公共団体に対し、死亡者及び遺族の把握や災害弔慰金等の支給の報告を依頼する。</li> <li>○災害弔慰金給付審査委員会の設置 災害に起因しない病死者等の遺族が災害弔慰金の支給を申し立てることが想定される。このような申し立てに対応するために、死因と災害との因果関係を調査し判定を行う委員会を設置する（ここでは「災害弔慰金給付審査委員会」とする）。また、判定の際には、災害との因果関係や遺族の特定などで専門的な医学や法律の知識が必要となるため、医師、弁護士等を委員とすることが望ましい。</li> </ul> <p>2) 災害障害見舞金の支給</p> <p>災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（手順は弔慰金に準じる。）</p> <p>災害による負傷の症状が固定したときの障害状況に基づき支給されることから、災害後一定期間を経過した時点で支給事務が開始される。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②生活再建用資金の貸付	社会福祉課								
<p>1) 災害援護資金(災害弔慰金法)の貸付 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に従い、災害によって被害を受けた低所得者に対して、災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>2) 生活福祉資金の福祉資金貸付 民生委員等による低所得者世帯への調査を行った上で、生活福祉資金貸付要綱に基づく福祉資金の貸付を行う。</p> <p>○貸付原資の確保 生活福祉資金の融資を行うには、貸付原資を確保することが必要である。そのため、必要な予算措置をとる。予算措置が間に合わない場合には、金融機関からの融資を受けることも検討する。</p> <p>○貸付業務実施体制の確保 生活福祉資金の貸付業務は社会福祉協議会で行われる。そのため、応援職員の派遣を依頼し職員を確保する。</p>									

内容	担当課(平時)																										
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年																		
③被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法)	社会福祉課																										
<p>災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。</p> <p>1) 実施主体は県である。ただし、全ての県は、議会の議決により支給事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。</p> <p>2) 支援金の支給 対象世帯と支給限度額：制度の対象となる自然災害により</p> <p>○住宅が「全壊」した世帯 ○住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ○災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ○住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)に対して支給。支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ※但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。 ※また、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円の額</p> <p style="text-align: center;"><b>支援金の支給額</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 ①に該当</th> <th>解体 ②に該当</th> <th>長期避難 ③に該当</th> <th>大規模半壊 ④に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> </div>										住宅の被害程度	全壊 ①に該当	解体 ②に該当	長期避難 ③に該当	大規模半壊 ④に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 ①に該当	解体 ②に該当	長期避難 ③に該当	大規模半壊 ④に該当																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④地方公共団体制度資金等による貸付・支給	社会福祉課								
独自の支給制度を制定している場合や、基金が設立されている場合には、その活用を図る。									

【行動フロー】



## 社会福祉課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
  - ・支給対象となる死者や障がいを受けた者の把握方法と調査内容をあらかじめ検討する。
  - ・重複支給や支給もれを防ぐための方法等をあらかじめ検討する。
  - ・災害弔慰金及び災害見舞金の支給について、審議会その他の合議制の機関を置くことを検討する。
  - ・災害関連死の認定基準について、他の事例を参考に医師、弁護士等から構成する審査委員会を開催したうえで決定するよう検討する。
- 生活再建用資金の貸付
  - ・市及び社会福祉協議会は、各種生活再建用資金の主旨、内容等について周知徹底しておく。
  - ・市及び社会福祉協議会は、各種生活再建用資金の周知方法等について検討する。
- 被災者生活再建支援金の給付
  - ・被災者生活再建支援金の主旨、内容等について周知徹底しておく。
  - ・被災者生活再建支援金の周知方法等について検討する。

## (3) 留意事項

- ・マスメディア、広報誌、チラシ、避難所での呼びかけなどにより、支給事業の概要について広報する。
- 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
  - ・災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条及び第8条に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
    - (1) 災害弔慰金の支給
      - 災害弔慰金の支給方法の決定や支給対象者の把握及び支給方法等の周知
      - 災害関連死への対応
    - (2) 災害障害見舞金の支給
      - 災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給(手順は弔慰金に準じる)
- 生活再建用資金の貸付
  - ・災害援護資金の貸付
    - 災害によって被害を受けた世帯で所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対して、災害援護資金の貸付を行う。
  - ・生活福祉資金の福祉資金貸付
    - 県社協は生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金の貸付を行う。特例措置の適用となった場合には、厚生労働省からの通知に基づき、貸付を行う。
- 被災者生活再建支援金の給付
  - ・災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。実施主体は都道府県であるが、全ての都道府県は、支給事務を被災者生活再建支援法人に委託している。
    - 支援金の支給
      - ①住宅が「全壊」した世帯
      - ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
      - ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
      - ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県福祉保健総務課	とりまとめ、被災者生活再建支援法人への送付
市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付
公益財団法人 都道府県センター	被災者生活再建支援金の給付

## (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律
- ・被災者生活再建支援法

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・災害弔慰金の支給(気仙沼市)

##### 市における対応等

- ・6月13日から災害弔慰金に係る調査票の受理を開始し、7月26日から支給を実施した。
- ・この手続きは社会福祉事務所が担当した。
- ・震災関連死については、認定のため11月1日に「気仙沼市災害弔慰金支給審査委員会」を設置した。委員会の委員長は副市長とし、委員には医師や弁護士等が就任した。委員会では認定基準を作成し、死亡診断書や申立書等を基に慎重に審査を行ったが、死亡に至る経過や原因が様々であったことから判断に難しい事例が多くあった。

#### ・被災者生活再建支援金の支給(気仙沼市)

##### 申請期間の延長

11月30日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について」により、4年を超えない範囲で申請期間を延長できるとし、また再延長については、1年を超えない範囲の期間を繰り返し設定できるとした。これは、住宅の高台移転や嵩上げ等の造成工事に時間を要することに配慮した措置である。

基礎支援金の受付は平成30年4月10日まで、加算支援金の受付は令和3年4月10日まで延長された。

##### 市における対応等

この受付や手続きは危機管理課が担当した。震災後5月中旬から受付を開始した。5月の連休明けに生活再建支援金の申請方法を広報することとなった。チラシを作成したが当時は配布手段がなく、ワン・テン庁舎内での掲示や避難所運営の交替要員である市職員による避難所へのチラシの掲示を行った。

申請窓口対応には緊急雇用で20人程度雇用したほか、東京都、目黒区、江戸川区、川崎市、一関市及び紀北町等からの応援職員の協力を得た(平成24年度からは、佐賀市及び伊那市から被災者生活再建支援金の受付窓口の支援を受けた)。相談窓口は初日1,000人が並んだ。基礎支援金の申請件数は8,137件である(平成30年4月末時点(最終))。被災者の中には住民票を本市に移していない方もいた。生活再建支援金の支給に当たって居所の確認が必要であるため、水道や電気の支払書の入手を依頼し支給できるよう手続を行った。

#### ・埋火葬費用(気仙沼市)

##### 本市における対応等

本市では、震災で亡くなられた方の火葬料の免除や遺体の搬送費用等の負担をすることとしていたが、これらの費用を個人で負担していたケースもあった。そのケースに対しても費用の給付を行った。給付の締切日は平成24年2月29日とし、その旨は「お知らせ」により市民へ通知した。

この受付や手続きは環境課が担当した。

出典:気仙沼市 東日本大震災における災害対応の記録と検証

施策コード	3-4-2	施策名	被災者への経済的支援
項目	各種減免猶予等		



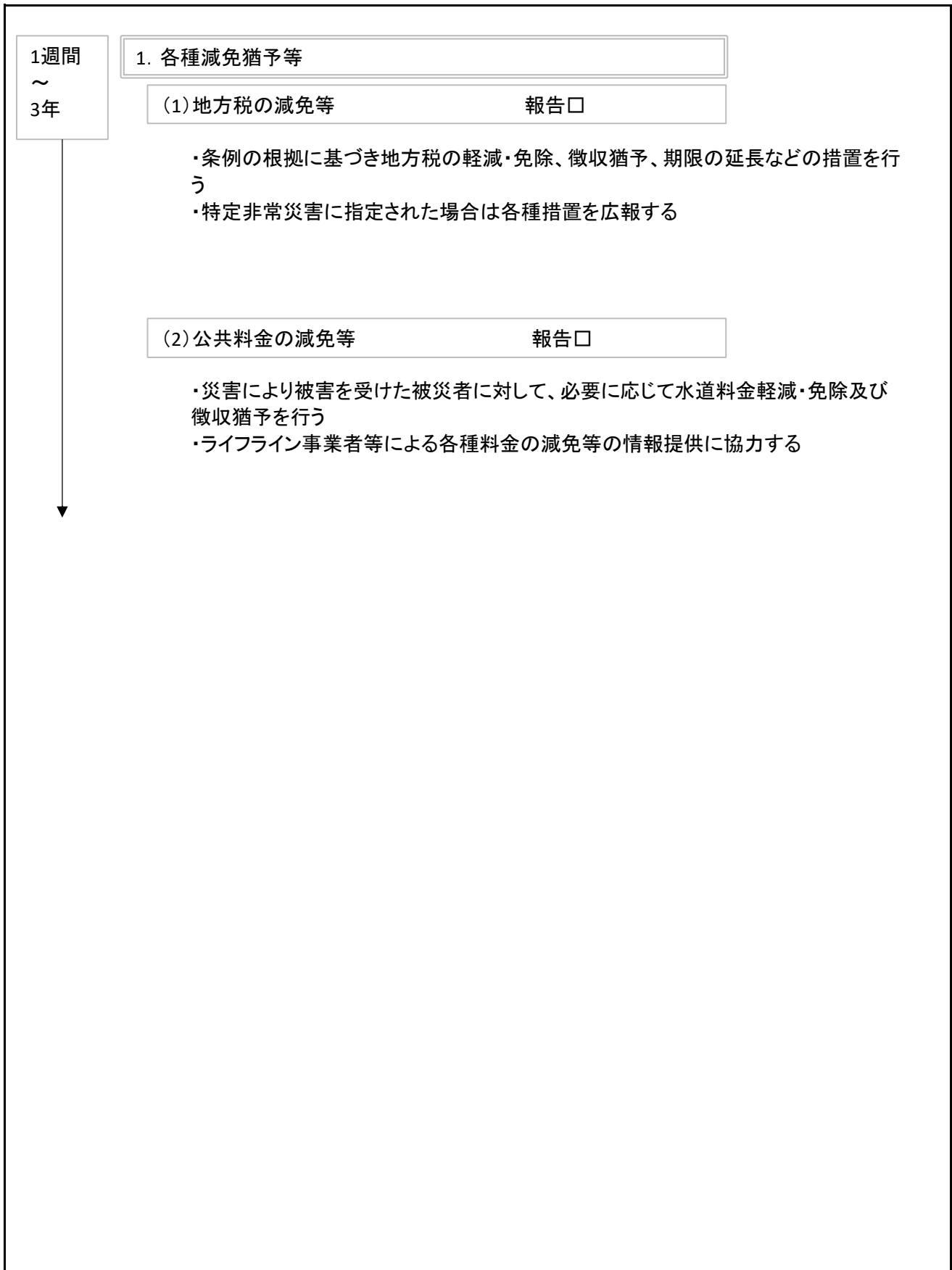
概要	条件に応じて、地方税等の減免、徴収猶予、期限の延期等の措置を行う。
----	-----------------------------------

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①地方税の減免等	税務課、高齢介護課、保険年金課								
<p>地方公共団体は、地方税法の定めるところにより、地方税の軽減・免除、徴収猶予、期限の延長を行うことができる。なお、地方税の軽減・免除については、条例の根拠に基づかねばならない。</p> <p>「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された場合には、各種措置を広報する。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②公共料金の減免等	水道部業務課								
<p>市は、災害により被害を受けた被災者に対して、必要に応じ、水道料金軽減・免除及び徴収猶予を行う。</p> <p>なお、ライフライン事業者等による各種料金の減免等も実施されるため、市はそれらの実施に必要な情報提供などに協力する。</p>									

【行動フロー】





## 税務課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付
- ・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。
  - ・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。

## (3) 留意事項

--

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・地方税法
- ・海南市税条例
- ・海南市税の減免に関する要綱

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-4-2 各種減免猶予等

#### 高齢介護課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○徴収猶予、減免、納期限の延長等納付緩和措置にかかる受付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受付での手続きやルール、人員体制を定めておく等、受付体制を検討する。</li><li>・問い合わせが殺到する場合も想定されるため、住民への広報や対応方法について検討する。</li></ul> <p>⇒災害時の生活支援全般の広報を一元的に行うために、広報方法、時期等について</p> <p>⇒危機管理課及び関係他課との検討が必要。</p> <p>○災害時の特例措置及び国の財政支援の適用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の特例措置及び国の財政支援の適用について確認し、要綱の改正等を円滑に行えるよう検討する。</li></ul> <p>⇒災害による介護保険料の減免に伴う特別調整交付金は、市民税と同一の事由で、条例に基づき減免することが要件とされているため、税務課と協議が必要。</p>
---

##### (3) 留意事項

--

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険法</li><li>・海南市介護保険条例</li><li>・海南市介護保険料の執行猶予及び減免に関する要綱</li><li>・特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律</li><li>・災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について (平成12年12月4日老発第798号)</li></ul>
--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 保険年金課

### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 徴収猶予、減免、納期限の延長等納税緩和措置にかかる受付
- ・受付での手続きやルール、人員体制を定めておく等、受付体制を検討する。
  - ・問い合わせが殺到することが想定されるため、住民への広報や対応方法について検討する。
- ⇒災害時の生活支援全般の広報を一元的に行うために、広報方法、時期等について危機管理課及び関係他課との検討が必要。
- 災害時の特例措置及び国の財政支援の適用
- ・災害時の特例措置及び国の財政支援の適用について確認し、条例制定等を円滑に行えるよう検討する。
- ⇒災害による国民健康保険料の減免に伴う特別調整交付金は、市民税と同一の理由で、都度条例を定めて減免することが要件とされているため、税務課と協議が必要。

### (3) 留意事項

- ・被災者の相談や各種申請情報を一元的に把握・管理することとなるため、個人情報の取扱いに十分配慮する。
- ・臨時職員の雇用、応援職員の受け入れ等、人員確保の手段を検討する必要がある。

### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県国民健康保険課	各種事業支援
和歌山県後期高齢者医療広域連合	各種事業支援
和歌山西年金事務所	各種事業支援

### (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・地方税法
- ・国税徴収法
- ・特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
- ・海南市国民健康保険料条例
- ・海南市国民健康保険料の減免に関する要綱
- ・和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- ・災害による国民健康保険料(税)の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について  
(昭和42年6月30日厚生省保険局長通知)

### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-4-2 各種減免猶予等

#### 水道部業務課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 徴収猶予・減免・納期限の延長等、納付緩和措置にかかる受付
- ・受付での手続きやルール、人員体制を定めておく等、受付体制を検討する。
- ・問い合わせが殺到することが想定されるため、住民への広報や対応方法について検討する。

##### (3) 留意事項

- ・水道料金の減免等については、被災していない一般住民との公平性の立場から、避難等により使用しなかった期間分の基本料金や、住宅の清掃に伴う水道使用料などの増加見込み分に限り減免するなどの配慮が必要である。

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・海南市水道事業給水条例

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## ＜東日本大震災における取組＞

### 水道料金、下水道使用料等の減免及び納期延長(大船渡市)

上水道及び簡易水道料金、下水道及び漁業集落排水施設の使用料について、次の図表のとおり減免及び納期延長を行った。

図表 水道料金、下水道使用料等の減免及び納期延長概要

対象	上水道及び簡易水道料金、下水道及び漁業集落排水施設の各使用料
減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4月分（3月使用分）</li> <li>震災の影響で継続して断水となっている家屋等（※使用再開時まで）</li> </ul>
納期の延長対象及び期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月分（2月使用分） 納期限：4月5日→6月27日（口座振替：6月16日）</li> <li>平成23年5月分（4月使用分） 納期限：6月6日→7月19日（口座振替：7月19日）</li> </ul>

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

## 税・保険料の減免の状況等(気仙沼市)

### 税金の減免等

#### ■ 税の減免

- 被災者に対する地方税制上の特例措置として地方税法の改正が行われた。
- 県では当該特例措置に対応するための県税条例の改正を適切に行うとともに、他被災県では実施していない、納税者のニーズに合わせた県独自の減免措置（県税減免条例の改正による対応）を講じ、減免対象者を拡充した。
- 地方税法附則の改正（第55条の追加，4月27日交付同日施行）に伴い、課税免除区域を指定した。課税免除区域指定の土地は約31,900筆，家屋は約20,000棟で，土地は全体の約5分の1，家屋は全体の約3分の1となった。課税免除に伴う減収額については，震災復興特別交付税により全額措置された。
- この減免措置は税務課が担当した。

### 保険料の減免等

#### ■ 国民健康保険税の減免等

- 災害による国民健康保険税減免及び医療費一部負担金の免除等の各種措置は，保険者である市町村がそれぞれ条例等により定めているが，本震災においては，厚生労働省，総務省からの財政支援の基準により，県内はもとより，全国の市町村(国保組合を含む)で，基準による条例等の改正が行われ，国民健康保険税減免及び納期限の延長並びに医療費の一部負担金免除措置が取られた。納期限の延長について，平成22年度第12期の納期限は職権により3月31日から5月31日に延長した。
- この減免措置は保険課が担当した。

出典:気仙沼市 東日本大震災における災害対応の記録と検証

施策コード	3-4-3	施策名	被災者への経済的支援
項目	義援金		



概要	義援金の受付窓口を設置し、募集を行う。義援金配分委員会の決定に従い、義援金を支給する。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①義援金の受付	社会福祉課								
義援金の受付窓口を県庁、市役所、出張所等に設置し義援金を直接受け付ける他、銀行等の金融機関に普通預金口座を開設し、義援金の受け付けを行う。 開設した口座番号等、義援金の受付先をマスコミを通じて広報する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②義援金配分委員会の設置	社会福祉課								
義援金を募集・配分するための義援金配分委員会を設置（地方公共団体、日本赤十字社、マスコミその他の関係機関者により構成）する。									

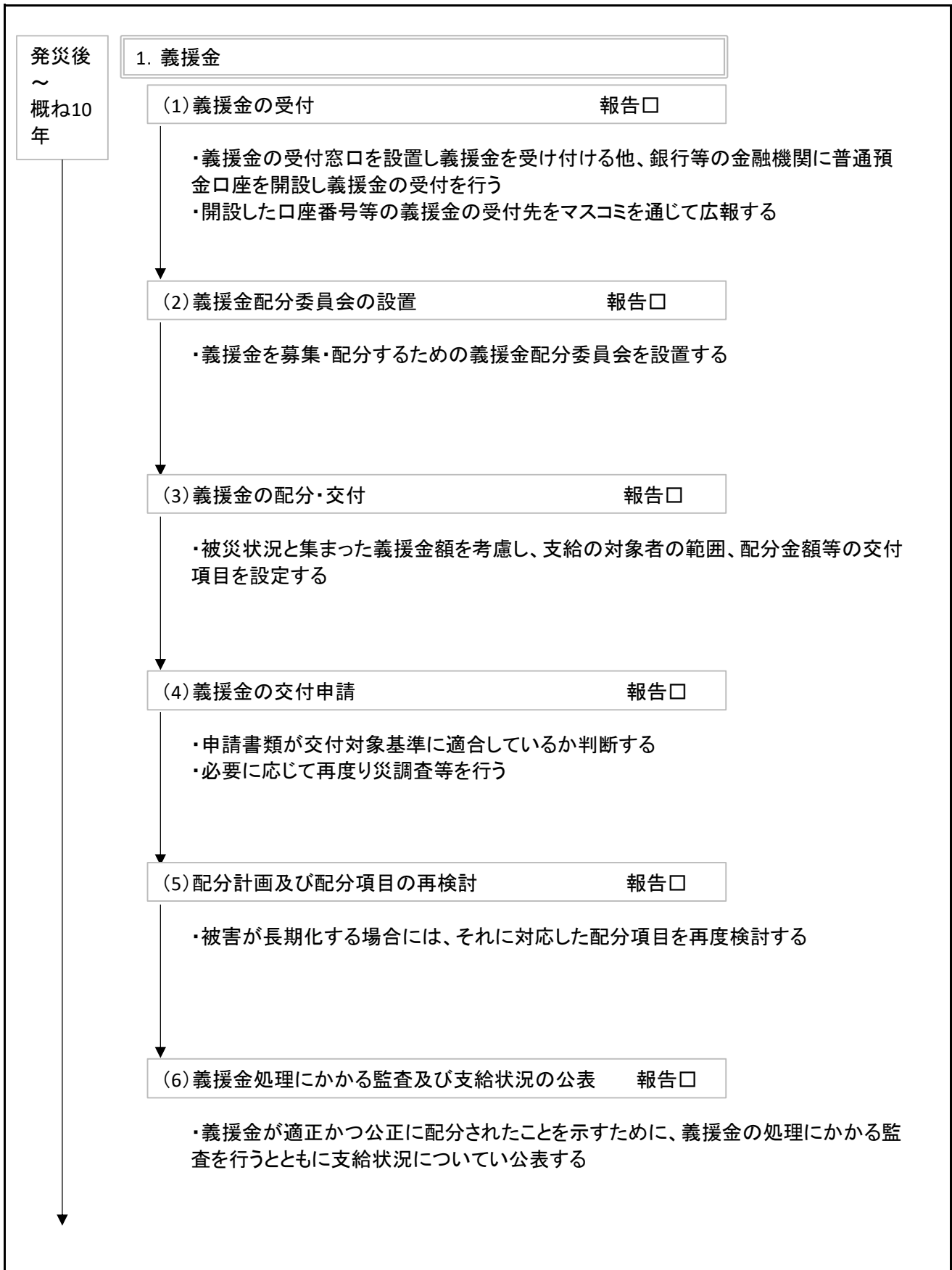
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③義援金の配分・交付	社会福祉課								
被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配分金額等の交付項目を設定する。 上記の配分計画に基づき義援金交付の申請受付を行う。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
④義援金の交付申請	社会福祉課								
申請書類について義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかどうか判断する。 必要に応じて再度災害調査等を行う。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤配分計画及び配分項目の再検討	社会福祉課								
被害が長期化する場合には、被災者等のニーズを十分把握し、それに対応した配分項目を検討する。									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		⑥義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表	社会福祉課						
被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すために、義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況について公表する。									

【行動フロー】





## 社会福祉課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○義援金の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのデータベースを整備し、発災当初から、これらのデータベースにより配分状況の管理ができるようにしておく。</li> <li>・被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分されたことを示すために、義援金の処理に係る監査を行うとともに支給状況について公表方法等を検討する。</li> </ul>
---

## (3)留意事項

<p>○義援金の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生すると、全国から被災者を支援するために被災した地方公共団体等に義援金が寄せられる。このためこれらを被災者に対して公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分することが必要である。</li> </ul> <p>○義援金の配分・交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分計画に基づき、市役所で義援金交付の申請受付を行う。また、義援金の交付は、現金支給のほか銀行等の口座への振込方式でも行うことが望ましい。</li> </ul>
--

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県福祉保健総務課	和歌山県の義援金等の配分
日本赤十字社	日本赤十字社における義援金等の配分
和歌山県共同募金会	和歌山県共同募金会における義援金の配分

## (5)関連する法令、計画、資料等

--

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

・災害義援金・災害見舞金の概要

災害義援金には、国や県の赤十字を通じて市に配分されるものと、個人や企業等から寄附されるものがあり、いずれも被災された方に配分される。災害見舞金は、個人や企業、自治体から寄附されるもので市の復興という目的のためのものである。災害義援金及び災害見舞金は、口座振込又は現金で受け付けし、現金で受領した場合など住所、氏名等が確認できる場合は、領収書とお礼状を発行した。

・受付

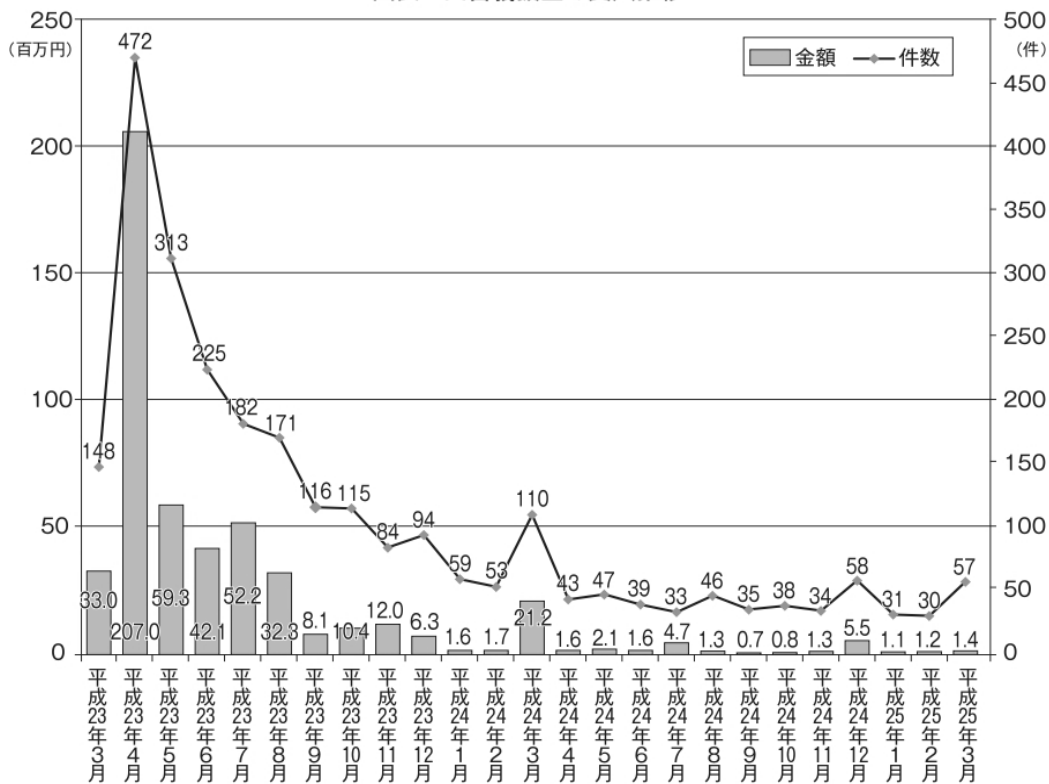
市地域防災計画上は、災害義援金及び災害見舞金等の受付は、生活福祉部の分掌事務であった。しかし、同部が多くの災害対応業務を抱えていたため、この業務を市会計課で行うこととなった。これにより、市会計課では、災害義援金及び災害見舞金の受付から保管まで行った。現金対応分の受付簿と仮領収書の作成を行い、3月14日から現金による災害義援金及び災害見舞金の受付を開始した。20日に庁内で災害義援金受付専用口座の開設について協議し、22日には災害義援金及び災害見舞金受付専用口座を開設した。口座を災害義援金と災害見舞金に分けると、口座違いにより収入した際に取扱いが大変であるという情報を得ていたため、開設する口座は一つとした。口座開設について国のホームページで情報発信をしてもらうとともに、記者会見資料として情報提供し、新聞等で公表してもらった。その後、24日に災害義援金と災害見舞金の仕分けについて庁内協議を行った。また、4月20日には災害義援金の現金書留による送金の書留料金が無料となる「救援用郵便物の料金免除の取扱いに関する申請書」を提出し、5月12日から現金書留による災害義援金等の送金が無料となり、その後も、この取扱期間が延長された。

図表 災害義援金及び災害見舞金の受入れ状況

(平成27年3月31日現在)

区分	件数	金額(円)
災害義援金	3,182	536,478,684
災害見舞金	740	438,597,411

図表 災害義援金の受入推移



出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

施策コード	3-5-1	施策名	公的サービス等の回復
項目	公共施設の復旧		



概要	施設等の被災状況等を把握し、機能維持に向けての再建築のあり方等を決定するとともに、早期復旧に向け取り組む。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①施設等の被災状況の把握	管財情報課、市民交流課、子育て推進課、健康課、環境課、教育委員会総務課、所管課						

公的サービスに関わる機関、施設の被災状況、被災者状況を迅速に把握し、機能維持に向けての再建築のあり方（施設の早期復旧・拡充、代替施設の確保等）を決定する。  
各機関・施設の再開状況に関する情報を収集し、住民等に情報提供する。

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②早期復旧による機能維持	管財情報課、市民交流課、社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、健康課、地籍調査課、教育委員会総務課、海南医療センター						

通常業務については、そのほとんどが電子化されていることから、電子システムの早期復旧、データの復旧等を行うことが重要となる。  
福祉サービスについては、災害により新たに施設等への入所が必要になった要援護者に対し、一時入所の実施とそれに伴う施設の拡充・整備を図る。地域における福祉需要の動向及び復興期を通じての福祉需要の変化を判断し、必要な場合には福祉施設の新設を検討する。

1) 公立学校施設の事前着工制度  
学校教育に著しく支障となる場合及び被害の拡大を防止する等のため、被害の程度によっては国の現地調査を待たずに、積極的に事前に着工する「事前着工」も可能である。このような場合には、事前に文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課へ事前着工届を提出する。

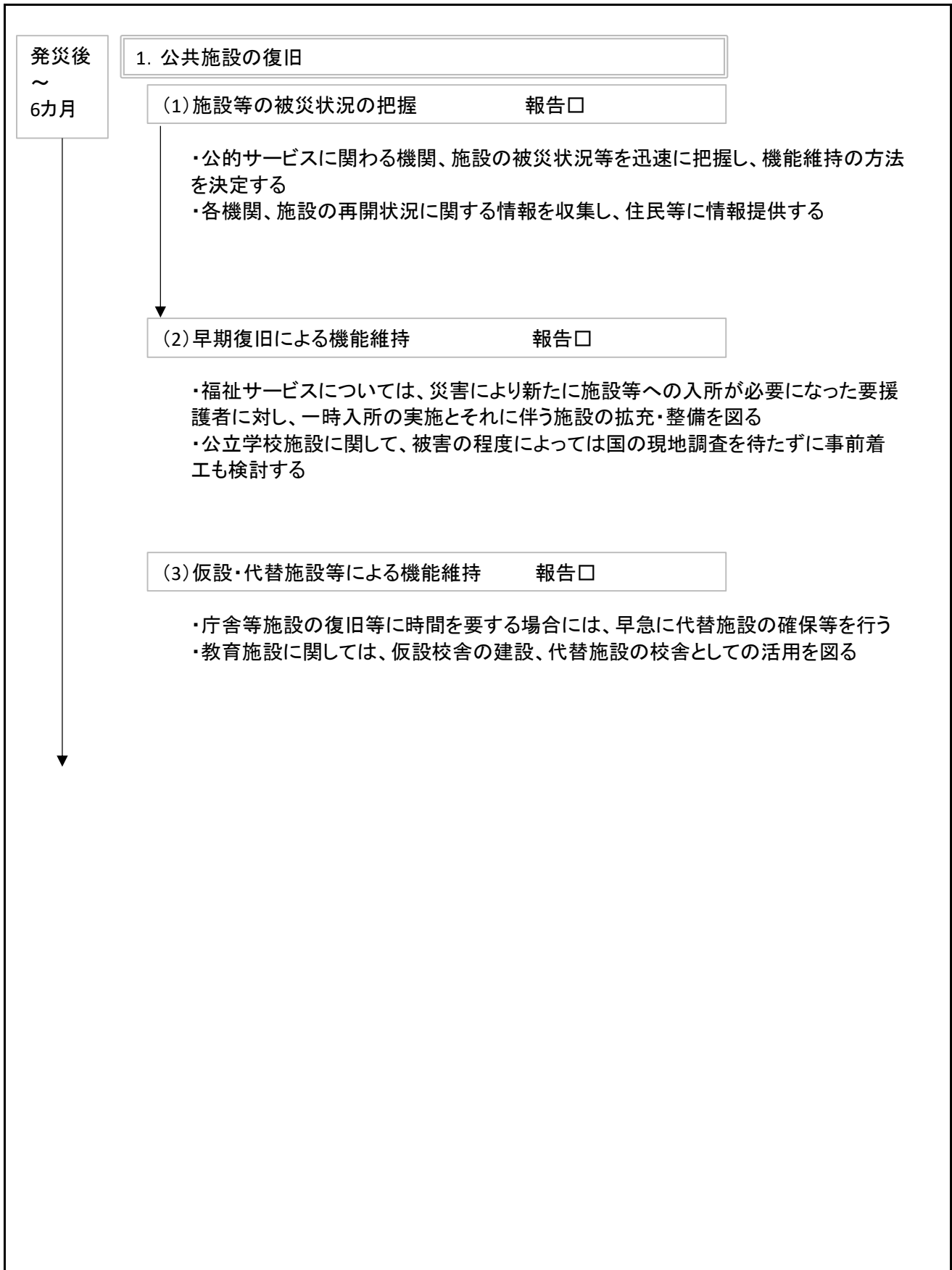
**公立学校の災害復旧における原形復旧の範囲**  
(出典:文部科学省ホームページ)

- 災害復旧は、被災施設を原形に復旧することを原則としている。ここでいう「原形に復旧する」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設を復旧することをいう。
- 原形に復旧することが不可能、著しく困難または不相当である場合においては、従前の効用を復旧するための施設を建設または当該施設に代るべき必要な施設をすることも原形復旧に含まれる。
- 建物を新築して原形に復旧する場合については、建物の構造を改良して従前の効用を復旧しようとするものも、原形復旧とみなされる。

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③仮設・代替施設等による機能維持	総務課、管財情報課、子育て推進課、健康課、消防本部、教育委員会総務課、水道部、海南医療センター、所管課						

庁舎等施設の復旧等に時間を要する場合には、代替施設の確保等を早急に進める。  
教育施設に関しては、仮設校舎の建設、代替施設の校舎としての活用を図る。

【行動フロー】



## 管財情報課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の非常用発電機について、定期的な整備点検及び燃料確保を行う。</li> <li>・業務継続計画の見直し及び計画に基づく訓練を行う。</li> <li>・情報システムネットワークについて、想定される障害態様を関係者間で共有しておくとともに、迅速で適切な復旧手順等に関して検討する。</li> <li>・各種証明、許認可等の住民生活に係るシステムについては、特に早期の復旧に向けた方策を検討しておく。</li> <li>・情報システム基盤をデータセンターに設置しておく。</li> <li>・ネットワークの断線に備え、予備のネットワークを用意する。</li> <li>・定期的に情報システム基盤のバックアップを取得する。</li> </ul> <p>○代替庁舎による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎及び必要となる資機材等について検討する。 (庁舎の使用が困難な場合は総合体育館を代替庁舎として業務を継続)</li> </ul>
---

## (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の復旧状況等について、各機関及び市民に対して迅速に情報提供する必要がある。</li> </ul>
--

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・海南市業務継続計画</li> </ul>
--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

市民交流課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的施設（集会所）が被災した場合のイメージを関係者間で共有し、被災後の再建築（施設復旧までの手順や代替施設の確保等）を具体的に検討する。</li> </ul> <p>⇒自治会との再建築の方向性等の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各施設の再建事業の実施に関して、関係部局、関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続き簡略化等に関して検討する。</li> </ul> <p>⇒具体的な手続きの整理、簡略化の可否検討</p> <p>○仮設・代替施設等による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法を定めておく。代替施設についても同様に検討する。</li> </ul> <p>⇒代替施設所管部署との協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替施設として利用できる市所管施設を事前に把握・検討する。</li> </ul> <p>⇒代替施設所管部署との協議</p>
---

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集会所の再建築については、被災状況調査により需要量などを把握したうえで検討し、実施することになる。</li> </ul>
---

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 子育て推進課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害に対する建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害拡大を防止する。
- ・民間施設の復旧に関する事業手法（適用事業、助成金額、国への支援要請方法等）を検討
- ・平時から各施設の業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行う。
- ・公的サービス機関・施設が被災した場合のイメージを関係者間で共有し、事前に被災後の再建築（施設復旧までの手順や代替施設の確保等）を具体的に検討する。
- ⇒協力依頼を行う代替施設や建築予定地のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整が必要。
- ・各施設の再建事業の実施に関して、関係部局、関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続き簡略化等に関する検討
- ⇒関係部局や関係機関等との対応に係る検討・調整が必要。
- ・情報システム・ネットワークについて、想定される障害態様を、関係者間で共有しておくとともに、迅速で適切な復旧手順等に関する検討
- ⇒システム所管部局等関係者間での対応に係る検討・調整が必要。
- ・各種証明・許認可等の住民生活に係るコンピューターシステムについては、多重化するなど、被災後の早期復旧に向けた方策の検討
- ⇒システム所管部局等関係者間での対応に係る検討・調整が必要。
- ・社会福祉施設との間で緊急入所に関する協定の締結する。
- ⇒入所協力依頼を行う他社会福祉施設との調整が必要。
- ・施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法を定めておく。代替施設についても同様に検討
- ⇒代替施設のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整が必要。
- ・仮設園舎等の建築予定地や代替施設として利用できる施設の確認
- ⇒利用協力依頼を行う代替施設や建築予定地のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整
- ・仮設園舎等建設又は代替施設の賃借などの手続きを確認しておく。
- ⇒利用協力依頼を行う代替施設や建築予定地のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整
- ・各種サービス業務の連携が隣接市町とできるかどうか検討する。
- ⇒連携可能業務の洗い出し及び役割分担等の検討・調整
- ・代替施設として利用できる施設や仮設園舎等の建築予定地を把握・検討する。
- ⇒利用協力依頼を行う代替施設や建築予定地のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整が必要。

## (3)留意事項

- ・各施設の再建築については、被災状況調査により各施策の需要量等を把握した上で、検討し実施することになるが、これらの調査の実施にあたっては、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。
- ・特に医療・福祉の面で、発災後は、新たなサービスの需要が発生し、サービスを行う人材が不足することが考えられるので、人材を確保する必要がある。
- ・各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県子ども未来課	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定める調査、負担金・補助金等手続の実施
民間社会福祉施設等	緊急入所等に係る連携
隣接市町村等	緊急入所等に係る連携

## (5)関連する法令、計画、資料等

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)
- ・児童福祉法
- ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
- ・公共施設等総合管理計画
- ・公共施設個別施設計画
- ・海南市業務継続計画

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-2 1.避難誘導・避難者の安全対策
--------	-------------------------

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 健康課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・建築物の安全性を高めることにより、災害時の被害拡大を防止する。  
・保健福祉センターが被災した場合のイメージを関係者間で共有し、事前に被災後の再建築（施設復旧までの手順や代替施設の確保等）を具体的に検討する。  
⇒保健福祉センター内の関係団体と被災時の代替施設等についての検討が必要

##### (3) 留意事項

・保健福祉センターの再建築については、被災状況調査により需要量等を把握したうえで、検討し実施することになるが、他の各種調査との連携及び整合性について十分配慮する。  
・保健福祉センターの復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
市社会福祉協議会	代替施設の検討、BCPの作成
訪問看護ステーション	代替施設の検討、BCPの作成
海南医師会	代替施設の検討、BCPの作成
海南保健所	復旧事業に係る事前協議

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

・海南市業務継続計画  
・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-11 1.被災建築物の対策
--------	---------------------



## 環境課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下津斎場、クリーンセンター、東畑埋立処分場、下津最終処分場、赤坂クリーンセンター及びつつじヶ丘クリーンセンターの状況について、情報共有しておく。</li> <li>・簡易な安全点検の方法について確認しておく。</li> </ul> <p>○早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した場合のイメージを関係者間で共有し、被災後の具体的な再建策を検討しておく。</li> </ul>
---

## (3)留意事項

--

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県食品・生活衛生課	斎場施設の調整
葬儀業者	遺体の搬送
和歌山県循環型社会推進課	廃棄物処理施設の調整
海南環境事業協同組合	ごみ収集
海南海草清掃協同組合	し尿処理

## (5)関連する法令、計画、資料等

<p>・海南市業務継続計画</p>
-------------------

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	<p>3-1-3-11 1.行方不明者の捜索及び遺体の処置、埋・火葬</p> <p>3-1-3-12 1.廃棄物処理、1.し尿処理</p>
--------	---

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 教育委員会総務課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○学校施設の被災状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育委員会・学校職員間で学校施設の状況について情報共有しておく。</li><li>・特殊な装置や設備の簡易な安全点検の方法について確認しておく。</li></ul> <p>○早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設が被災した場合のイメージを関係者間で共有し、被災後の具体的な再建策を検討する。</li></ul> <p>⇒被災状況によっては、市街地・住宅地の高台移転などを含んだ再建策なども予め検討されると思われるがこの協議に教育委員会も加わり、再建後にふさわしい学校のあり方を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設の被災により、著しい支障や被害拡大の防止を図るため、早急に復旧工事を行う必要がある場合その被害の程度によっては、国の現地調査を待たずに、積極的に「事前着工」することが可能である。そのため、着工前の被災記録の取り方や事前着工届の手続きなどを確認しておく。</li></ul> <p>○仮設・代替施設等による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仮設校舎の建築予定地や代替施設として利用できる施設を確認する。</li><li>・仮設校舎建設や代替施設の賃借手続などを確認する。</li></ul> <p>⇒仮設校舎の建築予定地や代替施設の検討は、①教育委員会の所管する施設の範囲内、②市の所有する土地や施設の活用、③県、県教委、民間などの所有する土地や施設の活用のように検討範囲を広げていくので、関係各課等と優先順位案などを検討する必要がある。</p>
---

##### (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設の被災状況の把握は、休日・夜間の場合避難所開設職員が行うため、被災記録の取り方など情報共有が必要</li></ul>
---

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会総務課	学校施設整備に係る事前着工届・補助申請等

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・施設台帳(学校施設)</li><li>・公立学校施設整備事務ハンドブック</li><li>・「公立学校施設の災害復旧について」(文部科学省HP)</li></ul>
---

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-2 1.避難誘導・避難者の安全対策
--------	-------------------------

## 社会福祉課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・本市には、障害福祉サービスを提供する公共施設はないが、災害による民間施設への影響と機能維持について整理・検討する。

・平時から各施設の業務継続計画（BCP）の不断の見直しを行っておく。

・民間施設の復旧に関する事業(適用事業、助成金額、国への支援要請方法等)を予め検討しておく。

⇒社会福祉及び児童福祉施設の復旧は、性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国や県の補助金及び独立行政法人医療福祉機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

・災害により新たに施設等への入所が必要になった災害時要配慮者に対し、社会福祉施設との間で緊急入所に関する協定を締結する。

⇒被災地域外の施設での緊急入所・受入れを準備する。

## (3) 留意事項

・発災後は新たなサービスの需要が発生し、施設だけでなく、サービスを行う人材が不足するため、人材を確保する必要がある。

・各施設・機関の復旧状況等について、各機関及び被災者に対して情報提供を迅速に行う。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県障害福祉課	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の申請
民間社会福祉施設等	緊急入所等に係る連携
隣接市町村等	緊急入所等に係る連携

## (5) 関連する法令、計画、資料等

・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

・社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

・海南市業務継続計画

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 高齢介護課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・災害による民間施設への影響と機能維持について整理・検討する。  
・平時から各施設の業務継続計画（BCP）の作成及び見直しの推進を図る。  
・高齢者等の災害時要配慮者が円滑に利用でき、必要な支援を受けることができるよう福祉避難所との協定の締結に取り組む。

##### (3) 留意事項

・発災後は新たなサービスの需要が発生し、施設だけでなく、サービスを行う人材が不足するため、人材を確保する必要がある。

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
福祉避難所応援協定先	要配慮者の受け入れ

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

・災害救助法

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-2 1.福祉避難所の運営
--------	--------------------

## 地籍調査課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○早期復旧による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地籍調査の成果の交付に係るシステム（以下「地籍調査システム」と呼ぶ。）については、特に早期の復旧に向けた方策を検討しておく。</li> <li>・地籍調査システムのデータを別途データ保管会社に保管しておく。</li> <li>・定期的に地籍調査システムのデータのバックアップを取得する。</li> </ul> <p>○代替機器による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の地籍調査システムの機器が使用できなくなった場合に必要となる資機材等について検討する。</li> </ul>
---

## (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害からの復旧に寄与するため、各機関及び市民に対して迅速に地籍調査の成果に係る情報を提供する必要がある。</li> </ul>
---

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 医療センター

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害用設備等（自家発電機、非常用無線等）について、定期的に点検・動作確認を行う。
- ・災害時行動マニュアル等の整備・更新及び定期的な訓練の実施。
- ・院内医療情報システム等について、想定される障害等を関係者間で共有し、その復旧方法等の検討。

##### (3) 留意事項

- ・海南保健所、管内病院等（海南海草地域災害保健医療対策協議会）との連携・協力関係の確保。

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	海南海草地域災害保健医療対策協議会
和歌山県医務課	災害時における連携、情報提供、物資確保等

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 総務課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・優先して継続すべき公的サービスを順位付けし、当該サービス提供に必要な代替施設を選定する。  
 ・サービス提供業務に必要な人材、事務機器等物品の確保手段を検討する。  
 ・サービス提供に業務系及び情報系端末を使用する場合、ICカードやパスワード設定が必要となるが、応援職員でもすぐに対応できるよう、復興本部権限でこれらの設定が可能か、管財情報課等と調整する。

## (3) 留意事項

・業務継続計画は定期的に見直し、被災時における必要最低限な業務、及びこれに係る人員等を整理しておく必要がある。  
 ・各施設・機関の復旧状況等については、各機関及び被災者に対して迅速に情報提供を行う。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県市町村課	人員の確保、代替施設の情報提供

## (5) 関連する法令、計画、資料等

・海南市業務継続計画

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 消防本部

##### (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消防施設（庁舎・器具置場等）の建築物の安全性確保や適性配置を検討し、災害時の被害拡大を防止する。（耐震化、移転等）</li><li>・消防施設が被災時のシミュレーションを事前に実施し、再建築（施設復旧までの手順や代替施設の確保等）を具体的に検討する。</li><li>・消防関係機関との再建築の方向性等の共有。</li><li>・消防施設の再建事業の実施に関して、関係部局、関係機関等と事前協議を行い、検討する。</li></ul> <p>○仮設・代替施設等による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法を定める。（代替施設についても同様に検討しておく。）</li><li>・代替施設として利用できる市所管施設を事前に把握・検討して所管部署との協議する。</li></ul>
---

##### (3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・消防本部の機能・拠点維持が最優先であるが、将来を見据えた移転・人員確保等についても検討を行う。</li><li>・施設の再建策については、災害活動との同時進行となるが、被災状況調査による内容から検討する必要がある、優先事項を総合的に判断する。</li></ul>
--

##### (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県危機管理・消防課	県危機管理局との連携
隣接消防本部	指令共同に伴う検討、応援・受援体制

##### (5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・海南市業務継続計画</li><li>・防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業</li></ul>
--

##### (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-11 1.行方不明者の搜索
--------	---------------------



## 水道部

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 室山浄水場を仮設水道事務所と位置付ける。
- ・ 優先して復旧を行うサービスを順位付けし、それに必要な代替機器類を選定する。
- ・ 情報システムネットワークについて、迅速で適切な復旧手段等に関して事前に検討する。
- ・ 水道施設台帳・資機材等を分散配置する。

## (3) 留意事項

- ・ 業務継続計画は定期的に見直し、被災時における必要最低限な業務、及びこれに係る人員等を整理しておく必要がある。
- ・ 庁内LANが早期に復旧できるよう、各機関と連携をとれるようにしておく。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

### 3-5-1 公共施設の復旧

#### 所管課

#### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○施設等の被災状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・所管施設の把握方法について、職員間で情報 共有しておく。</li><li>・被災により業務系、情報系端末が使用不能となった場合の対応を管財情報課等と調整する。</li></ul> <p>○仮設・代替施設等による機能維持</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務継続計画を適宜見直し、被災時における優先業務ができるよう人員等の確保について協議する。</li><li>・代替施設において必要となる、事務機器、情報機器、その他物品等確保手段を考える。</li></ul>
--

#### (3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の復旧状況等について、各機関及び市民に対して迅速に情報提供する。</li></ul>
---

#### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・海南市業務継続計画</li></ul>
--

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 〈東日本大震災における取組〉

図表 本市における公共施設等の被害状況

(平成23年8月31日現在)

区 分	概算被害金額 (単位：千円)	主な被災箇所
庁舎等被害	737,461	三陸支所全壊、綾里地区コミュニティ施設一部損壊、電算機器流失、車両11台流失ほか
社会福祉施設被害	883,163	【全壊】越喜来保育所、老人福祉センターほか 【半壊】三陸保健福祉センター 【一部損壊】YSセンター
社会教育施設被害	1,058,179	【全壊】三陸公民館、ブックワールド椿 【半壊】民族資料保管庫 【一部損壊】リアスホール、博物館
体育施設被害	1,040,050	【全壊】市民弓道場、田中島グラウンド、市民テニスコート、三陸柔剣道場 【半壊】市民体育館、体育センター、市民プール 【一部損壊】三陸体育館、三陸総合運動公園グラウンドほか
医療衛生施設被害	医 療	80,940 【半壊】越喜来診療所 【一部損壊】綾里・歯科診療所
	水 道	725,000 上水道・簡易水道の浄水場・配水管破損
	衛 生	7,712 【一部損壊】おおふなと斎苑、浄霊苑、丸森墓園
	し尿処理	1,822,800 衛生センター半壊（気仙広域連合）
	ごみ処理	1,000 一般廃棄物積込中継施設一部損壊（大船渡地区環境衛生組合）
商工被害	公共施設	334,270 【半壊】働く婦人の家、勤労青少年ホーム、シーバル大船渡、大船渡駅前交流広場 【一部損壊】駅トイレ
	民営施設	30,144,000 事業所1,416か所（県推計値）
観光施設被害	公共施設	333,586 トイレ全壊8か所ほか
	民営施設	5,156,000 宿泊施設26か所（県推計値）
水産関係被害	31,599,028	漁船約3,000隻流失、大型定置19カ統流失、養殖施設・養殖生物（わかめ、ほたて、かき等）流失、あわび種苗約265万個流失、漁協施設等損壊 【全壊】大船渡魚市場、細浦魚市場、あわび生産センター、三陸蓄養センター、漁業地域交流センター、田浜はまゆり会館
漁港施設被害	漁港施設	18,085,000 市営漁港水没・倒壊16か所、緑地広場半壊4か所 ※この外県営漁港6か所が被災
	漁業集落排水施設	967,000 蛸ノ浦、砂子浜、小石浜、根白、千歳地区の各処理場・管路が浸水、破損
農林関係被害	農 業	2,231,110 農地（水田・畑）浸水、菌床しいたけ施設流失、農業用排水路一部損壊 【全壊】合足ふるさとセンター、甫嶺地区集会施設 【一部損壊】総合交流ターミナル施設、鹿の森公園ほか
	林 業	114,000 林道 崩落等10路線
土木施設被害	道 路	1,057,400 市道
	河 川	233,600 河川
	橋 梁	281,300 川口橋ほか
	公 園	353,000 都市公園流失8か所
	下 水 道	5,000,000 大船渡浄化センター、管路が浸水、破損
	都市下水路	50,000 盛東部、桜場、新田都市下水路埋塞
公営住宅被害	498,050	市内全域の市営住宅30団地にクラック等発生。うち笹崎団地、山口団地が浸水
学校施設被害	4,202,000	小学校7校、中学校4校 【浸水被害】大船渡小、赤崎小、越喜来小、綾里小、赤崎中 【地震被害】日頃市小、崎浜小、吉浜小、第一中、末崎中、越喜来中
消防防災施設被害	692,104	綾里分遣所全壊（大船渡地区消防組合）、消防屯所全壊22か所・一部損壊6か所、防火水槽・消火栓破損、消防団車両3台流失、防災行政無線漁港局・子局等損壊、戸別受信機流失、潮位観測装置損壊、太陽電池式避難誘導標識損壊
通信施設被害	26,000	越喜来、吉浜地区光ブロードバンド施設損壊
合 計	107,713,753	

出典：大船渡市東日本大震災震災記録誌

施策コード	3-5-2	施策名	公的サービス等の回復
項目	医療・保健対策		



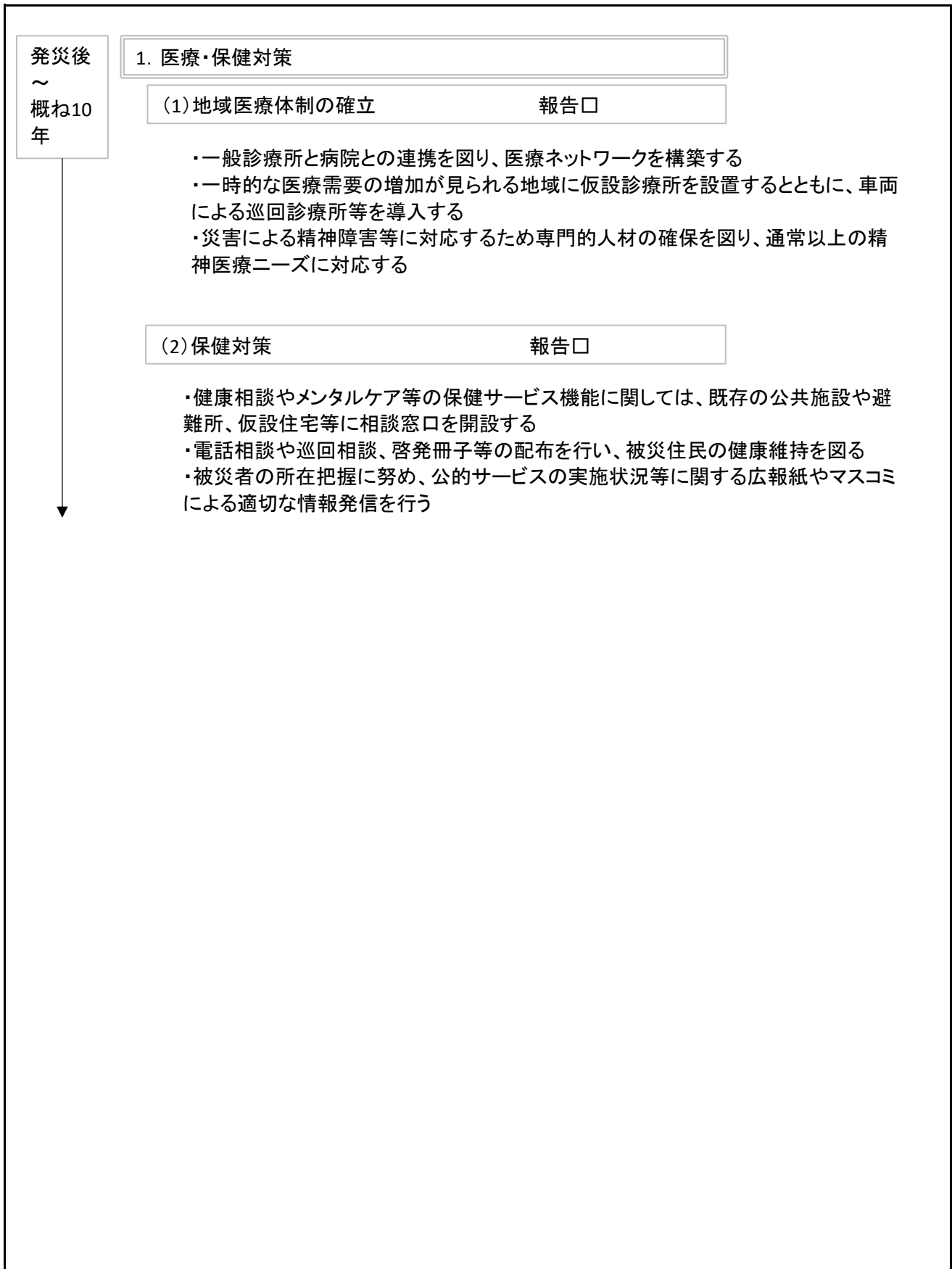
概要	新たな医療ニーズに対応できるように、仮設診療所等の設置を検討する。健康相談やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①地域医療体制の確立	社会福祉課、高齢介護課、健康課、海南医療センター						
<p>1) 病院と診療所の連携による医療ネットワークの構築                      医療ニーズは、災害発生直後には外科中心であるが、復旧・復興期には感冒及び慢性疾患といった内科が中心となる。このため、一般診療所と病院との連携を図り、第一次医療から第二次医療へとスムーズに医療サービスを展開するための医療ネットワークを構築する。</p> <p>2) 仮設診療所・巡回移動診療所の設置                      復興期には、被災地における地域医療の再開の遅れや仮設住宅建設地における新たな医療ニーズの発生に柔軟かつ迅速に対応することが重要である。このため、これらの一時的な医療需要の増加が見られる地域において仮設診療所を設置するとともに、車両による巡回診療所等を導入する。</p> <p>3) 医療施設の早期再建                      ○公立医療施設の再建・復旧                      医療施設の被災状況を把握するとともに、被災者の状況を考慮しながら早期再建に努める。                      ○精神医療の充実                      災害によって新たに精神障害を発症するケースのほか、被災により既往症状が再発するケースも増加すると考えられるため、専門的人材の確保を図り、通常以上の精神医療ニーズに的確に対応する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②保健対策	社会福祉課、高齢介護課、健康課						
<p>1) 健康相談の実施                      災害による物資の不足や生活環境の変化に伴う疾病を防ぐため、被災者に対する健康相談を充実する。健康相談やメンタルケア等の保健サービス機能に関しては、既存の公共施設や避難所、仮設住宅等に相談窓口を開設する。また、電話相談や巡回相談、啓発冊子等の配布を行い、被災住民の健康維持を図る。発災後は、他の地域に避難する被災者も数多く発生するため、被災者の所在把握に努め、公的サービスの実施状況等に関する広報紙やマスメディア等による適切な情報発信を行う。</p> <p>2) 応急仮設住宅地への巡回健康相談の実施                      大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能性がある。このため、避難所や応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者を中心とした巡回健康相談を行う。</p>									

## 【行動フロー】



社会福祉課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○応急仮設住宅への巡回健康相談等の実施  
 ・避難所避難者をはじめとした被災者の介護度・症状別の処遇調整が円滑にできるよう、各関係機関（社会福祉施設等）との連携体制を事前に確立しておく。

(3)留意事項

○応急仮設住宅への巡回健康相談等の実施  
 ・大規模な災害を経験したことによる精神的なダメージや、慣れない不便な避難生活が長期化することにより、身体面・精神面での健康が損なわれる被災者が発生する可能性がある。このため、応急仮設住宅入居者及び在宅の被災者のうち、要配慮者に対して状況を把握し、災害関連疾患の悪化や自殺、孤独死を予防する。  
 ⇒精神保健医療を含む医療関係者との連携が必要であり、庁内の保健師の体制や医療関係者等との協議が必要

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
社会福祉施設	要配慮者への支援

(5)関連する法令、計画、資料等

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 高齢介護課

### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・避難所での生活を送る高齢者にとっては、生活が一変し、多くの身体的・精神的ストレスを受けることが予想される。もともとかかりつけていた基礎疾患の管理を継続しづらくなるため、疾患の早期発見・早期治療につなげることができる医療体制の検討を行う。  
 ⇒健康課及び海南保健所と連携し、基礎疾患のある方等が被災者となった場合を想定した訓練等が必要。  
 ・職員及び関係機関の災害対応力の向上及び連携体制の更なる強化を図るため、災害時における健康支援に関し、検討、研修等を実施する。

### (3) 留意事項

・医療施設の復旧・再建に当たっては、被災者の状況を考慮しながら適切に進める。  
 ・復興には、避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動はもちろんのこと、被災前からの健康づくり活動が重要である。

### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	救護活動の実施、健康相談や訪問指導の実施 こころのケア体制の整備及び実施
医療ボランティア	救護活動の実施、健康相談や訪問指導の実施

### (5) 関連する法令、計画、資料等

・南海トラフ地震等発生時災害対応業務初動マニュアル(健康課作成)  
 ・災害時こころのケア活動マニュアル(和歌山県作成)  
 ・災害保健活動マニュアル(和歌山県看護協会作成)  
 ・一般救護者用災害時高齢者医療マニュアル(一般社団法人 日本老年医学会)

### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 保健活動
--------	--------------

健康課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、海南保健所や海南医師会等と協議して人的、物的な応援体制などの計画を定める。</li> <li>⇒海南保健所、海南医師会等との調整が必要</li> <li>・地域災害保健医療対策本部により、連携体制や応援受入体制の整備を推進する。</li> <li>・地域災害保健医療対策本部により、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。</li> <li>・各関係機関の連携と情報共有体制の確立を図り、被災地外の病院への移送体制や災害派遣医療チーム(DMAT)・災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の受入体制の整備、自衛隊、日本赤十字社、県内外の関係機関等の応援による広域的な協力連携体制の構築に努める。</li> <li>・各関係機関と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、関連業者等との協力体制の整備を推進する。</li> <li>・災害時に迅速かつ的確に情報伝達ができるよう、無線、衛星携帯電話等による情報通信設備の整備を図るとともに、関係機関と連携し、研修や訓練等の実施に努める。</li> <li>・ひとそれぞれの状況により必要とされる支援が異なるため、ニーズの違いやそれぞれの視点に考慮しながら、要配慮者への支援がより効果的に行われるよう、平時の活動を通じ、防災対策の強化に努める。</li> <li>⇒要配慮者である未成年、高齢者、女性(特に妊婦)などについて、それぞれに必要な支援について検討が必要</li> <li>・災害時に円滑な感染症対策を行うため、感染症対策等のマニュアルを作成する。また、災害時の衛生や安全に関わる事項や、避難所等における感染症対策等について市民に周知を図る。</li> <li>・災害時の保健救護活動及び健康相談を適切に実施するためマニュアルを作成する。また、市民の自主的な健康づくりを促進するため、保健・医療・福祉機関等と連携して、地域住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークづくりに努める。</li> <li>⇒マニュアルの作成が必要。また、避難所などで実施できる運動などのチラシを作成し周知する。</li> <li>・予防接種や健診(検診)の保健サービスの早期再開に向けたBCPを作成する。</li> <li>⇒BCPの作成が必要</li> <li>・地域完結型を基本とした地域医療体制の構築を県と協議する。</li> <li>⇒海南保健所との調整が必要</li> </ul>
--

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興には、避難の長期化に伴った健康状態の悪化を防ぐ継続的な保健活動はもちろんのこと、被災前からのある意味強靱化である健康づくり活動が重要である。</li> <li>・医療救護所の開設場所として、県立海南高等学校、大野小学校、加茂川幼稚園の3か所を予定しているが、それぞれの施設の被災状況や施設までのアクセス状況などにより、実際に開設する場所を検討する必要がある。また、拠点避難所が開設された場合、当該避難所に避難者が集中することが想定されるため、医療救護所も当該避難所の周辺に開設することを検討する。</li> <li>・大規模災害時には医療救護所に、死亡・重症・中等症・軽症群エリアや資材保管室、医療者休憩室などの機能を持たせるため複数の部屋が必要だが、災害の規模や状況に応じ、どの機能の部屋を用意するかを検討する必要がある。</li> </ul>
---

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南医師会	医療救護所への派遣、医薬品の供給、予防接種、健診
海南保健所	災害時の保健医療全般

(5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県災害時保健師活動マニュアル</li> </ul>
--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-4 1.応急医療体制の確立、3-1-2-4 2.応援関係機関との連携、3-1-3-2 1.避難所避難者対策、3-1-3-2 1.在宅避難者対策、3-1-3-8 1.健康調査・健康相談、3-1-3-9 1.感染症の予防、3-1-3-10 1.食品衛生対策
--------	--



## 医療センター

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・被災時には可能な限り早期の通常診療への復旧に努めることとなるが、状況に応じた復旧策の検討。
- ・海南保健所、管内病院等（海南海草地域災害保健医療対策協議会）との連携・協力関係の確保。
- ・発災時の医薬品・各種資器材等の確保のための協力関係の構築。

## (3) 留意事項

- ・海南保健所、管内病院等（海南海草地域災害保健医療対策協議会）との連携・協力関係の確保。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	海南海草地域災害保健医療対策協議会
和歌山県医務課	災害時における連携、情報提供、物資確保等

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

**<東日本大震災における取組>****・保健医療支援ネットワークの形成**

被災地では、地元の保健医療機関と被災地外から応援にきた保健医療支援チームが連携して被災者の支援にあたった。岩手県では、発災後3月20日に岩手医科大学、岩手県医師会、日本赤十字社、国立病院機構、岩手県から成る「いわて災害医療支援ネットワーク」を構築し、被災地外からの支援チームの受入を行うとともに、広範な被災地域における保健医療活動のコーディネートを行った。また、現地の活動では、被災地域をよく知る地元の医師や行政職員等が中心となって、巡回する避難所の調整や患者情報の共有を行った。こうした体制が、被災地外の支援チームが撤退した後の支援活動の継続にもつながった。

**・応急支援から長期的な復旧・復興支援への移行**

応急支援で被災地に入った支援関係者の中には、被災地の新たな保健医療資源として地域に根付き、復旧・復興期に至るまで活動を継続する支援者・団体が見られた。日本精神科診療所協会では、全国の開業医を中心とする心のケアチームを被災地へ派遣し、仙台市や石巻市等で支援活動を行った。同協会のチームは避難所閉所後も活動を継承するため、一般社団法人震災こころのケア・ネットワークみやぎを設立し、2011年10月にJR石巻駅前に「からこころステーション」を開設した。同ステーションは、石巻市と宮城県からの委託事業により2020年現在も活動を継続しており、石巻市、女川町、東松島市において、心のケアを中心とした健康相談やサロン活動を行っている。

**・応急仮設住宅入居者等の健康調査・健康支援**

厚生労働省では、「被災地健康支援事業」を通して、応急仮設住宅等での巡回健康相談や健康教室、健康診断等の実施及びこれらの活動に従事する専門職の確保を支援した。福島県では、多くの避難者が生活するいわき市において、2012年6月に福島県相双保健福祉事務所いわき出張所が開設された。同出張所には県職員のほか、被災地外の地方公共団体からの派遣保健師、地元で臨時雇用された看護職等の専門職が配置され、応急仮設住宅等の戸別訪問による避難者の健康調査や継続支援が行われた。また、市町村等が実施する交流サロンや健康教室へ専門職を派遣し、健康相談や体操、講話等の健康支援が行われた。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-5-3	施策名	公的サービス等の回復
項目	福祉対策		



概要	福祉需要の動向を把握し、福祉施設の早期復旧と福祉人材の確保等を図る。
----	------------------------------------

## (1)項目・手順等

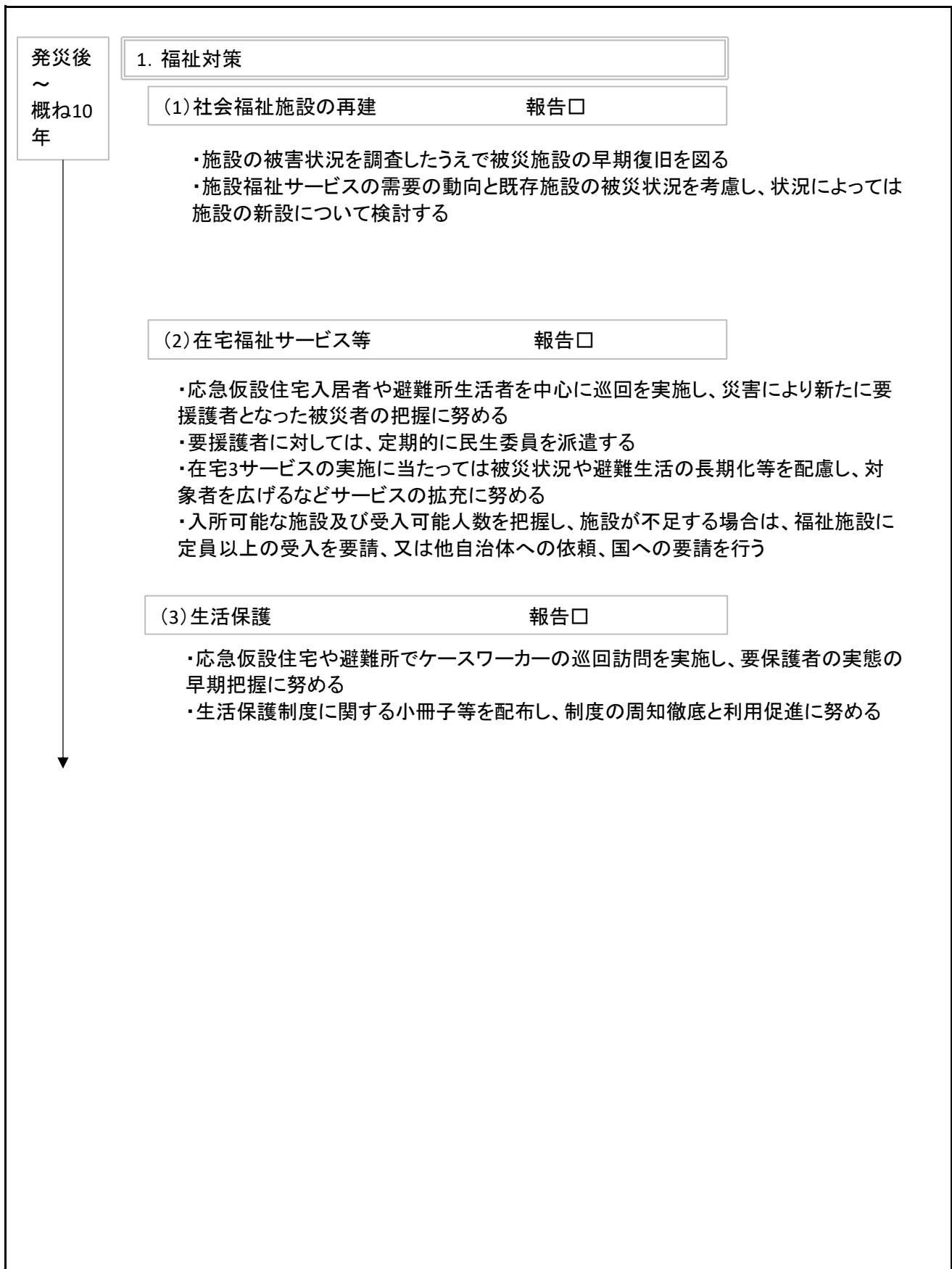
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①社会福祉施設の再建	社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課						
<p>被災により新たに在宅・施設福祉サービスが必要となる要援護者が発生することが予想される一方で、福祉施設の被災状況によっては、従前のサービスの供給自体が困難となる場合も考えられる。このため、施設の拡充・整備による施設サービスの早期復旧を図る。</p> <p>1) 社会福祉施設の復旧 施設の被害状況を調査した上で、被災施設の早期復旧を図る。</p> <p>2) 新たな社会福祉施設の設置検討 施設福祉サービスの需要の動向と既存施設の被災状況を考慮し、状況によっては施設の新設について検討する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②在宅福祉サービス等	企画財政課、市民交流課、社会福祉課、高齢介護課						
<p>高齢化により年々在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。このため、民生委員等による巡回訪問等を実施し、要援護者に対する在宅サービスの充実を図る。</p> <p>1) 要援護者の把握と支援体制の整備 応急仮設住宅入居者や避難所生活者を中心に巡回を実施し、災害により新たに要援護者となった被災者の把握に努める。 要援護者に対しては、定期的に民生委員を派遣するなど、支援体制の早期確立に努める。 ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの在宅3サービスの実施に当たっては、被災状況や避難生活の長期化等を配慮し、対象者を広げるなど、サービスの拡充に努める。</p> <p>2) 一時入所の実施 入所可能な施設及び受入可能人数を把握し、需要調査結果と比較して、施設が不足する場合は、福祉施設に定員以上の受入を要請、又は他自治体への依頼、国への要請等を行う。</p>									

3-5-3 福祉対策

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③生活保護	社会福祉課						
<p>被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想される。このため、生活保護制度に対する広報の充実に努めるとともに、新たな要保護者の発見に努める。</p> <p>1) ケースワーカーの巡回による要保護者の早期発見            応急仮設住宅入居者や避難所生活者等に対してケースワーカーの巡回訪問を実施し、要保護者の実態(数・状況等)の早期把握に努める。</p> <p>2) 生活保護制度に関する広報の充実            応急仮設住宅入居者等を中心に、生活保護制度に関する小冊子等を配布し、制度の周知徹底と利用促進に努める。</p>									

## 【行動フロー】



社会福祉課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○社会福祉施設等に係る対策  
 ・社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の作成状況等を把握する。  
 ⇒施設や事業者に対して、基本的な備蓄や系列事業所等がある場合には支援の体制づくりを依頼しているところである。復興に際して何が必要であるのか事前に協議することが必要である。

○在宅福祉サービス等  
 ・地域内や近隣市町村における社会福祉施設等の所在地、入所可能な人数を把握する。  
 ・社会福祉施設等の中で緊急入所に関する協定を締結する。  
 ⇒県から提供される情報により、入所状況を把握する。  
 ⇒サービスの提供体制については、災害の規模、発生場所等によって大きく変動するため、あらかじめ整備することは難しいと思われ、市町だけではなく県・近隣府県の協力のもと体制を築く必要があり、災害関連の研修や協議の場への積極的な参加に努める。

○生活保護  
 ・あらかじめ避難所等に設置する相談窓口の予定場所を検討し、決定する。  
 ・災害時の保護決定までのプロセスを決定する。

○障害者に対する対策  
 ・避難行動要支援者名簿や個別計画に記載の個人情報の提供や利用についての基準を定めるとともに、関係部署間で情報共有するスキーム等を構築する。

(3)留意事項

・被災した要配慮者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、簡易ベッドの補充や他施設への搬送等の措置を図るなど、一時入所者への対応や受入人数の調整を図る。一時入所者の転所、退所に当たっては入所の必要性、入所者の希望等に配慮し、適切に対処する。

○社会福祉施設等に係る対策  
 社会福祉施設等の被災により福祉サービスの供給がままならなくなる場合も予想される。また、災害発生以前から福祉サービスを受けていた被災者に対して、従前のサービスが供給できなくなることも考えられるため、被災後の福祉需要の動向を的確に把握した上で、社会福祉施設等の早期復旧と福祉人材の確保を行う。

○在宅福祉サービス等  
 在宅福祉サービスに対するニーズが高まっており、このような状況下で災害が発生した場合、さらなる在宅福祉ニーズの高まりが予想される。そのため、平時から在宅福祉サービスを提供している社会福祉施設等や地域の関係機関間で情報を共有することが求められる。

○生活保護  
 被災によって新たに生活保護が必要となる被災者が発生することが予想される。このため、生活保護制度に関する相談窓口を設置するなど相談体制を早期に確立するとともに、要保護者を把握する。  
 ・生活保護制度に関する相談窓口の設置  
 応急仮設住宅入居者や避難所生活者等被災者に対する支援にあたり、避難所等において相談窓口を設置し、県及び市の福祉事務所は、要保護者に対して生活保護制度に関する小冊子等を活用して制度の説明を行う。生活保護の相談場所を確保するとともに、要保護者が把握された場合は、速やかに福祉事務所につなげる。  
 ・応急仮設住宅や避難所における保護の実施  
 要保護者が把握され、生活保護の申請意思が確認された場合においては、適切な保護の実施を検討する。

○障害者に対する対策  
 被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストーマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、必要となる物資・人員を関係機関と協力の上、調達・確保する。  
 また、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。  
 ⇒在宅の障害者に対しては、それぞれの障害に応じた災害への備えを周知しているところである。ただ、災害の規模等によって備えが役に立たない場合も考えられるため、市において、どこまでの備えをすべきか検討する必要がある。必要に応じて、医療機関・福祉用具業者等との協議・連携が必要となる。また、緊急的なヘルパー派遣、入所等も必要になることが想定されるため、より広域のサービス提供事業者、施設等との連携も必要である。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
社会福祉施設等	要配慮者への支援
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等	要配慮者や地域資源の共有化

## (5) 関連する法令、計画、資料等

・和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル
--------------------------

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-2 1.在宅避難者対策、1.福祉避難所の運営
--------	------------------------------

高齢介護課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○社会福祉施設等に係る対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から協力団体との連絡体制、地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。</li> <li>・あらかじめ災害により被害を受ける恐れのある地域の施設を、防災拠点として、安全な地域に移転する場合の支援策を検討しておく。</li> </ul> <p>⇒施設が活用できる補助金等や必要となる経費等について考慮する。</p> <p>○在宅福祉サービス等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が起きたとき、要配慮者の安否確認や避難誘導をするために、平時から支援者となる地域の住民と要配慮者が交流し、支援体制を構築しておく。</li> </ul> <p>⇒避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成を通じて、要配慮者と支援者のつなぎ役となるようにする。</p> <p>また、支援体制は支援者の意見も取り入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護が必要な高齢者・障害者の名前や所在地等をあらかじめ把握しておく。</li> </ul> <p>⇒避難行動要支援者名簿の作成により、介護認定や障害者手帳、難病認定等の対象者は把握できているが、これに該当しないものの同等の介護が必要な者についての対応について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時入所の実施基準について検討しておく。</li> <li>・社会福祉施設等の間で緊急入所に関する協定をあらかじめ締結しておく。</li> </ul> <p>⇒社会福祉施設に理解を求めることが必要。協定後にできる支援についても検討する。</p> <p>○障害者及び高齢者に係る対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿や個別計画に記載の個人情報の提供や利用についての基準を定めるとともに、関係部署間で情報共有するスキーム等を構築する。</li> </ul> <p>⇒関連部署担当者が災害時の行動を把握し、避難行動要支援者名簿システムの使用方法も理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会等の地域関係者と協力して、要配慮者や地域資源などの情報を集約したマップを作成するなど、地域の可視化を行う。</li> </ul> <p>⇒定期的に地域との交流が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿は、紙媒体に加えデータ管理を行い、必要に応じ情報を閲覧できるよう整備する。</li> <li>・全国団体と連携して、福祉用具等の物資を速やかに確保できる体制を構築する。</li> </ul> <p>○関連団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員児童委員、自治会・自主防災組織への安否確認対象者に関する情報提供の依頼とその把握体制を検討する。</li> </ul> <p>⇒現状の避難行動要支援者名簿の入れ替えに加え、定期的な情報提供についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画や地域福祉計画を作成・見直しする場合には、地域の社会福祉協議会や社会福祉施設等の参画を得るなど、地域住民と円滑な情報共有を行う。</li> <li>・要配慮者への支援を円滑かつ適切に行うため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、社会福祉施設などの福祉関係者とともに、復旧・復興に向けた役割を検討する。</li> </ul> <p>⇒どのような役割があるのか、またその役割をどこに求めるのが適切かを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係機関と連携し、要配慮者の特性に応じた支援ができるよう、住民等を対象とした研修会等を実施する。</li> </ul> <p>⇒研修会の内容について検討する。</p>
---

(3)留意事項

<p>災害等やむをえない理由によって定員超過利用が発生した場合は、特例的に所定単位数の減算は行われないうこととされているため、避難生活が必要となった災害時要配慮者について介護保険施設等への積極的な受け入れを求める。</p> <p>この対応を行ってもなお事態が解消されない場合は、市外の施設への協力を依頼する等の対応を行う。</p>
---

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
社会福祉施設	食糧・飲料水等の備蓄、社会福祉施設相互の協力連携
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等	要配慮者や地域資源の共有化

(5)関連する法令、計画、資料等

・和歌山県障害者・高齢者・難病患者防災マニュアル
--------------------------

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-2 1.在宅避難者対策
--------	-------------------



## 子育て推進課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・可能な限り重要業務を中断させず、早期復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を作成する。
- ・被災時に備え、食糧・飲料水等を備蓄する。
- ・協力団体との連絡体制を構築する。
- ・地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築する。
- ・災害により被害を受ける恐れのある地域の施設を、防災拠点として安全な地域に移転する場合の支援策を検討する。
- ・新たな社会福祉施設の建設可能地を選考する。
- ⇒候補地のリストアップ等関係機関や地権者等との検討・調整が必要。
- ・地域内や近隣市町村における社会福祉施設等の所在地、入所可能な人数を把握する。
- ⇒協力依頼を行う入所可能施設のリストアップ等関係機関との連携・調整が必要。
- ・一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理しておくとともに、一時保護基準について検討する。
- ⇒一時保護基準等について検討・調整が必要。
- ・市と社会福祉施設等の中で緊急入所に関する協定を締結する。
- ⇒協定にあたっては、内容等詳細についての調整が必要。
- ・緊急入所を受け入れた社会福祉施設等に対する応援職員の派遣について、応援スキーム等を構築する。
- ⇒関係機関等とのスキーム等構築に係る検討・調整が必要。
- ・避難所等に設置する相談窓口の予定場所を検討し、決めておく。
- ・避難行動要支援者名簿や個別計画等に記載の個人情報の提供や利用についての基準を定めるとともに、関係部署間で情報共有するスキーム等を構築する。
- ⇒関係部局や関係機関等との対応に係る検討・調整が必要。
- ⇒関係者等との連携・調整が必要。
- ・各施設における非常災害対策計画の作成を促進し、その状況・内容を把握する。
- ・保育事業等継続対応方策について、充分検討する。
- ・被災時に迅速な調整が行えるよう、災害時コーディネーターを配置し、各分野の災害時コーディネーター及び社会福祉施設等関係機関との円滑な連携体制の構築に取り組む。
- ⇒関係機関等との対応に係る連携・調整が必要。
- ・災害時相互応援協定に基づき、被災時に支援提供可能な物資等を調査し、把握する。
- ⇒支援提供可能物資のリストアップ等関係機関との相互調整が必要。
- ・災害時における保育事業の早期再開や、保育の継続実施体制の構築に向けた情報共有を図る。
- ・緊急入所対応等により一時的に利用者の人数が増大する場合があるため、職員の確保が必要不可欠である。そのため、市内の社会福祉施設等は応援体制を構築しておく。
- 加えて、災害時において各対人援助専門職の職能性を活かすべく、体制構築に取り組む。
- ⇒関係機関等との連携・調整が必要。

## (3) 留意事項

- ・被災した要配慮者が多数の場合は、地域内の施設のみでは入所定員を超える場合が考えられるため、近隣の地方公共団体の施設と情報交換を行い、他施設への搬送等の措置を図るなど、一時入所者への対応や受入人数の調整を図る。
- ・一時入居者の転所、退所にあたっては入居の必要性、入居者の希望等に配慮し、適切に対処する。
- ・保育所等の社会福祉施設等が被災した場合には、周辺社会福祉施設等と調整を図り、被災施設の入所者の受け入れ先を速やかに確保し、転所が図られるようにする。この場合、入所者はできるだけまとまった形で周辺施設へ転所することに配慮し、転所先で入所者が孤立することのないよう調整することが重要である。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県子ども未来課	新たな社会福祉施設等建設に係る許認可等
民間社会福祉施設等	緊急入所等に係る連携
隣接市町村等	緊急入所等に係る連携
海南警察署	避難誘導の応援

### 3-5-3 福祉対策

#### (5) 関連する法令、計画、資料等

- ・災害救助法
- ・児童扶養手当法
- ・児童福祉法
- ・子ども・子育て支援法
- ・業務継続計画
- ・避難確保計画

#### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-2 要配慮者対策、3-1-4-2 1.応急教育対策
--------	---------------------------------

## 企画財政課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・外国人に対して国内における災害情報等をプッシュ型で通知することができるアプリがあればその内容を精査した上でホームページ等で情報発信を行う。
- ・災害時における外国人に対する対応について和歌山県国際交流センターと意見交換を行う。
- ・小型翻訳機の購入について検討を行う。
- ・復興施策の周知について多言語対応をする方法を検討する。

## (3)留意事項

- ・被災した外国人を迅速に把握する必要がある。

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県国際交流センター	外国人に対する支援

## (5)関連する法令、計画、資料等

--

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

市民交流課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○外国人等に対する対策

- ・大規模災害発生時に外国人に対する相談及び情報提供を円滑にできるよう、相談体制を検討する。
- ・平時から通訳ボランティアをはじめとする通訳人材の把握、養成を行う。

⇒情報の所在の確認、情報を把握する方法の検討、養成方法の検討

(3)留意事項

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

## 〈東日本大震災における取組〉

### ・被災者の雇用による見守り支援業務

岩手県大船渡市の応急仮設住宅では、緊急雇用創出事業により雇用された生活支援相談員による入居者の見守りや相談支援が行われた。これにより、多くの被災者が相談員として雇用され、見守り体制の充実とともに被災者の自立支援にもつながった。一方、こうした生活支援相談員には被災者支援の経験がない者も多く、相談対応に関する知識・技術の習得やストレスケアの研修機会を確保するなど、サポートが重要となった。

### ・住民参画の地域包括ケアシステムの構築

宮城県石巻市では、行政機関や市医師会、社会福祉協議会のほか、石巻仮設住宅自治推進連合会が参画した「石巻包括ケア推進協議会」において、被災当事者の視点を重視した「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」が策定された。また、多種の専門職で構成される包括ケアセンターにおいて、住民や専門職から寄せられる複雑な事例の相談に対応したり、住民に我が事として地域包括ケアシステムを捉え、見守りや共助を実践してもらうため、地域で出前講座を行ったりしている。さらに、2020年5月には地域包括ケアを推進する拠点施設として「石巻市ささえあいセンター」が開設され、子育てに関する相談支援や子どもの居場所づくり、「ダブルケア」(子育てと介護)や「8050問題」(高齢の親と無職で引きこもり状態にある子が同居)など複合的な問題を抱えている世帯の相談に対応する「福祉まるごと相談窓口」の設置など、包括的な支援や地域共生の推進に向けた活動が展開されている。

### ・地域における助け合いの創出

岩手県大船渡市では、2015年4月に市長を本部長とする「大船渡市地域包括ケア推進本部」が設置された。また、同月には、地域包括支援センター、市内11地区の助け合い協議会、医療・介護事業者、社会福祉協議会、市民活動支援センター等から構成される「大船渡地域助け合い協議会」が設置された。同本部や協議会では、地区単位では解決が難しい課題が協議される仕組みとなっている。また、地区レベルでは、構成員から選出される「生活支援コーディネーター」をリーダーとする助け合い協議会が設置され、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、関係者間のネットワークづくりが進められている。こうした地区単位から市全域までの重層的な推進体制により、住民や関係機関への地域包括ケアシステムの浸透と実装が図られた。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-5-4	施策名	公的サービス等の回復
項目	メンタルヘルスケアの充実		



概要	被災者の健康回復・精神的な安定を図るため、健康管理や精神的ケアを行う。
----	-------------------------------------

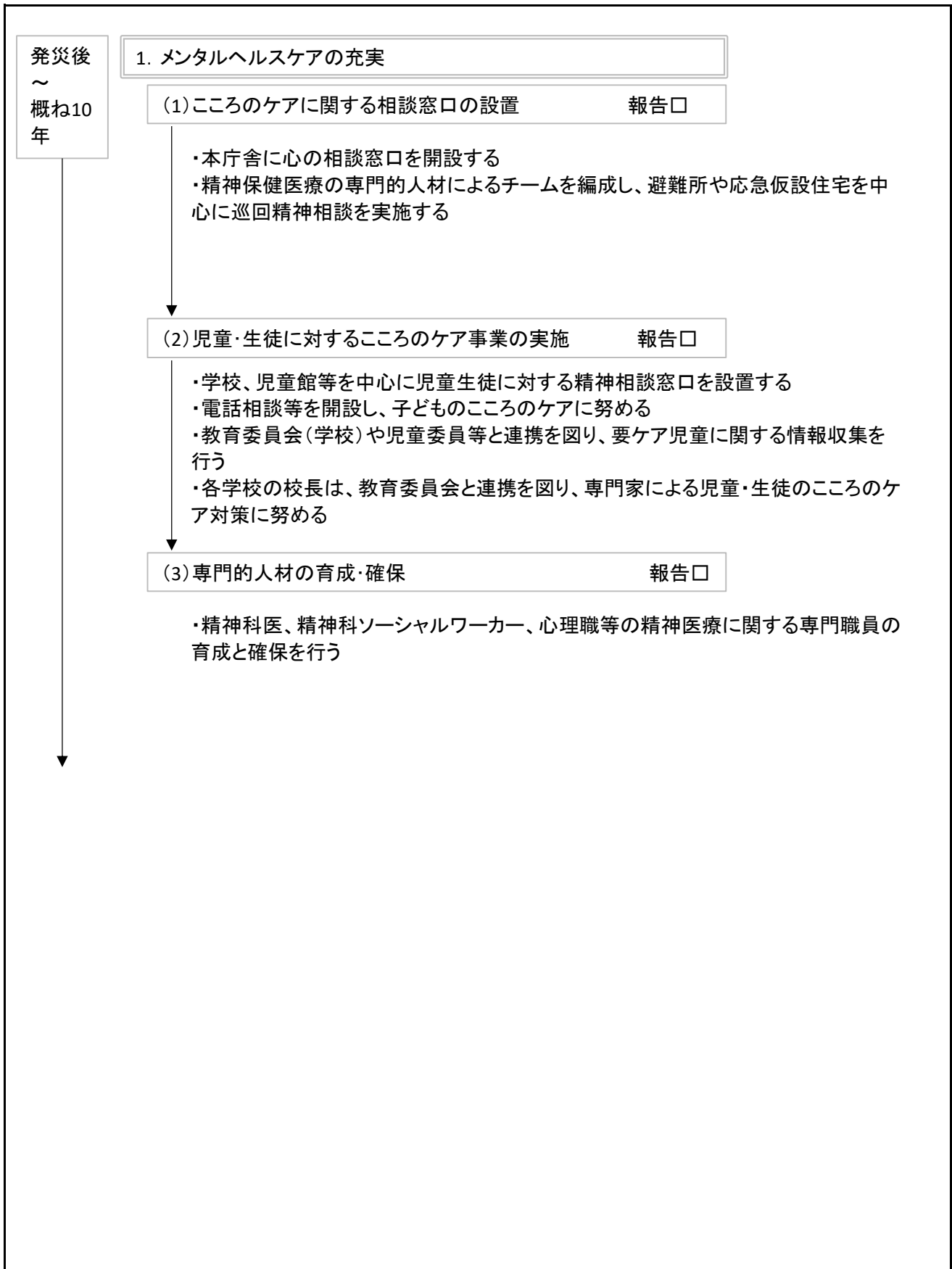
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①こころのケアに関する相談窓口の設置	健康課								
<p>災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ (PTSD:心的外傷後ストレス障害) に対処するため、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスケア対策を実施する。</p> <p>1) 心の相談窓口の開設 本庁舎に心の相談窓口を開設する。</p> <p>2) 巡回相談の実施 精神保健医療の専門的人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅等の巡回精神相談を実施する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②児童・生徒に対するこころのケア事業の実施	社会福祉課、子育て推進課、健康課、学校教育課								
<p>幼少期の被災の経験はその後の人格形成に大きな影響を与える場合があることから、児童・生徒のこころのケアに関する対策を充実する。</p> <p>1) 児童相談の実施 学校や児童館等を中心に児童・生徒に対する精神相談窓口を設置する。また、遊び場を確保し、子どもの精神的な健康の早期回復を目指す。</p> <p>2) 児童電話相談の開設 電話相談等を開設し、子どものこころのケアに努める。</p> <p>3) 要ケア児童に関する情報収集 教育委員会(学校)や児童委員等との連携を図り、要ケア児童に関する情報収集を行う。</p> <p>4) 学校巡回相談の実施 各学校の校長は、教育委員会と連携を図り、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による児童・生徒のこころのケア対策に努める。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③専門的人材の育成・確保	社会福祉課、健康課								
<p>被災による精神障害は、災害から長期間が経過してから発生する場合も多く、復興期には専門的人材の育成と確保に努める。</p> <p>精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の精神医療に関する専門職員の育成と確保に努め、被災者のこころのケアに努める。</p>									

## 【行動フロー】



健康課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころのケア等について、研修等により専門知識を持った人材を育成する。</li> </ul> <p>⇒研修等による人材育成が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所や仮設住宅等への巡回相談等を行う体制を整える。</li> <li>・支援者に対するこころの健康に留意した体制を整える。</li> </ul> <p>⇒マニュアルの作成が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体職員等のためのケア体制を整える。</li> <li>・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請等を円滑に行えるよう、情報伝達の方法等を検討する。</li> </ul>
--

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要である。過去の大規模災害においては、国からの財政支援を受け、こころのケアセンターの設置や専門家の派遣など、中長期的な被災者のこころのケアに取り組んだ事例がある。このように被災者が安心して生活できるよう、きめ細やかや支援体制が必要となるため、医療機関をはじめとした精神保健関係機関との連携強化を進めておくことが望ましい。</li> <li>・災害によってメンタルヘルスが悪化しやすいリスク集団（未成年者、高齢者、女性（特に妊婦）、社会的弱者（貧困層やマイノリティ）、精神障害者）について、適宜保健所と連携してDPAT活動の必要性の検討や派遣要請を行う。</li> <li>・被災により家族のうち、一人だけが残された遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的なケアが必要である。</li> </ul>
---

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	DPATの派遣要請

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 2.メンタルヘルスケア
--------	---------------------



## 社会福祉課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○こころのケアに関する相談窓口の設置  
 ・特に高齢者や障害者への支援を実施するためのマンパワーの確保を図るために、社会福祉協議会等を通じて、福祉関連の専門ボランティアを募集し、ボランティアを活用した介護やケアにあたる。

## (3)留意事項

○こころのケアに関する相談窓口の設置  
 災害を経験したことによるショックやストレスによる精神的ダメージ（PTSD：心的外傷後ストレス障害）に対処するため、関係機関と連携の上、相談窓口を開設し、被災者に対するメンタルヘルスキア対策を実施する。  
 ・心の相談窓口の開設  
 保健所等の地域の拠点となる施設に心の相談窓口を開設する  
 ⇒保健所担当者との協議が必要（窓口設置の可否・応援職員の必要可否等）、メンタルヘルスキアに携わる人材の育成が必要  
 ・巡回相談の実施  
 精神保健医療の専門的人材によるチームを編成し、避難所や応急仮設住宅を中心に巡回精神相談を実施する。  
 ⇒精神保健医療を担う専門家との協議が必要

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	こころのケア体制の整備及び実施
医療ボランティア	巡回精神相談の実施

## (5)関連する法令、計画、資料等

--

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 2.メンタルヘルスキア
--------	---------------------

子育て推進課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○こころのケアに関する相談窓口の設置準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心的外傷後ストレス障害:PTSDに関する事前研修等を実施する。</li> </ul> <p>○児童・生徒に対するこころのケア事業の実施準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものこころのケアに対する体制の整備をはかる。</li> <li>・関係機関との連携によるスクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家によるケア対策に努める。</li> </ul> <p>○心のケア等の専門知識を持った専門家の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の精神医療に関する専門職員の育成と確保をはかる。</li> </ul>
--

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に精神的なダメージを取り除くには長期間を要するため、継続的なケア対応の可能な組織体制が必要。</li> <li>・人的被害で家族のうち、一人だけ残されるような場合では、遺族に対しては、特に長期にわたり十分な精神的ケアが必要。</li> </ul>
--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	こころのケア体制の整備及び実施
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	こころのケア体制の整備及び実施
園医	こころのケア体制の整備及び実施

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 2.メンタルヘルスケア
--------	---------------------

## 学校教育課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害発生時の教育相談体制を整備する。  
⇒カウンセラーの派遣手続きの簡略化等について、事前に県と協議しておく必要がある。
- ・心のケアに関する研修を実施する。  
⇒県教育委員会や保健所、児童相談所等から講師を派遣してもらい、定期的に参加する。
- ・アンケート調査等、子どもの心の状態を把握するための手段、内容、実施方法等について検討する。

## (3)留意事項

--

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会	こころのケア体制の整備及び実施
和歌山県子ども女性障害者相談センター	こころのケア体制の整備及び実施
学校医	こころのケア体制の整備及び実施

## (5)関連する法令、計画、資料等

--

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 2メンタルヘルスキア
--------	--------------------

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・中長期的な心のケアを担うセンターの開設

東日本大震災の後、精神科医療の提供が難しくなった福島県の相双地区では、福島県立医科大学の心のケアチームが被災者のメンタルヘルスケアを担っており、この活動を継続させる形で「認定NPO法人相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会(通称「なごみ」)」(2019年6月に認定取得)が発足した。2012年1月には「相馬広域こころのケアセンターなごみ」が開設され、戸別訪問による相談支援や地域でのサロン活動を行ってきた。2012年2月に福島県より委託を受けた精神保健福祉協会が開設した「ふくしま心のケアセンター」は、「なごみ」をモデルに設置されており、福島市内の基幹センターのほか、県内に4つの方部センター(相馬方部センターの業務は「なごみ」が受託)と2つの出張所が設置され、被災者の相談支援、心のケアに関する普及啓発や人材育成・人材派遣、心のケアに関する情報収集等に取り組んでいる。また、基幹センターには、被災者相談ダイヤル「ふくこライン」(フリーダイヤル)が開設されており、県内外の避難者から寄せられる相談に専門の相談員が対応している。

#### ・子どもの心のケアの支援

文部科学省では、被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣する「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を実施し、被災地の要望を踏まえ、必要なスクールカウンセラー等の派遣を支援してきた。また、本事業においては、高校生への進路指導・就職支援を行う進路指導員や、特別支援学校における外部専門家、生徒指導体制を強化するための生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザーなどの専門家の派遣も支援してきた。このほか、心のケア等への対応のための特別な教職員定数の加配措置も行っている。加えて、2014年3月に、教職員用の指導参考資料「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないために」を作成・公表するなどして、子どもの状況・発達段階や地域の特性・学校の実情に応じた心のケアの支援を行っている。

#### ・地域の専門機関による長期的な支援

岩手県では、2011年6月から順次、宮古、気仙沼、釜石の各地区に「子どものこころのケアセンター」が設置された。さらに、長期的に安定した子どもの心のケアの支援が展開できる全県拠点を整備するため、2013年5月、クウェート国・日本赤十字社の援助により、「いわてこどもケアセンター」を矢巾町に開設(岩手県医科大学に委託)した。児童精神科クリニックにおける診療や沿岸地域での診療、多職種による症例検討会や支援者研修を実施するなど、子どもの心のケアを中心とした被災地診療と診療にまつわる支援・相談・地域連携に取り組んでいる。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-5-5	施策名	公的サービス等の回復
項目	学校の再開		



概要	被災した児童・生徒の教育の確保を図るため、教育施設の復旧を図るとともに、被災児童・生徒を支援する。
----	---

## (1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		①教育施設の復旧	■						
<p>1) 公立学校の施設の復旧 施設の被災状況や避難所としての利用、復興状況等を勘案し、かつ児童・生徒に対する教育が滞ることのないよう、優先的に学校施設の再建を行う。</p> <p>2) 学校給食の再開 給食施設・設備が著しく被災した場合は、外部からの弁当を手配するなどして、給食を再開する。 電気・ガス・水道等の復旧が間に合わない場合は、完全給食にこだわることなく、提供可能なメニューから徐々に再開する。 学校給食を再開することで、昼食を挟んで午前から午後までの学校運営の再開が可能となる。 また、被災児童・生徒の中には、家庭から弁当を持参することが難しい者もいるため、給食の提供は早期に再開する必要がある。</p>									

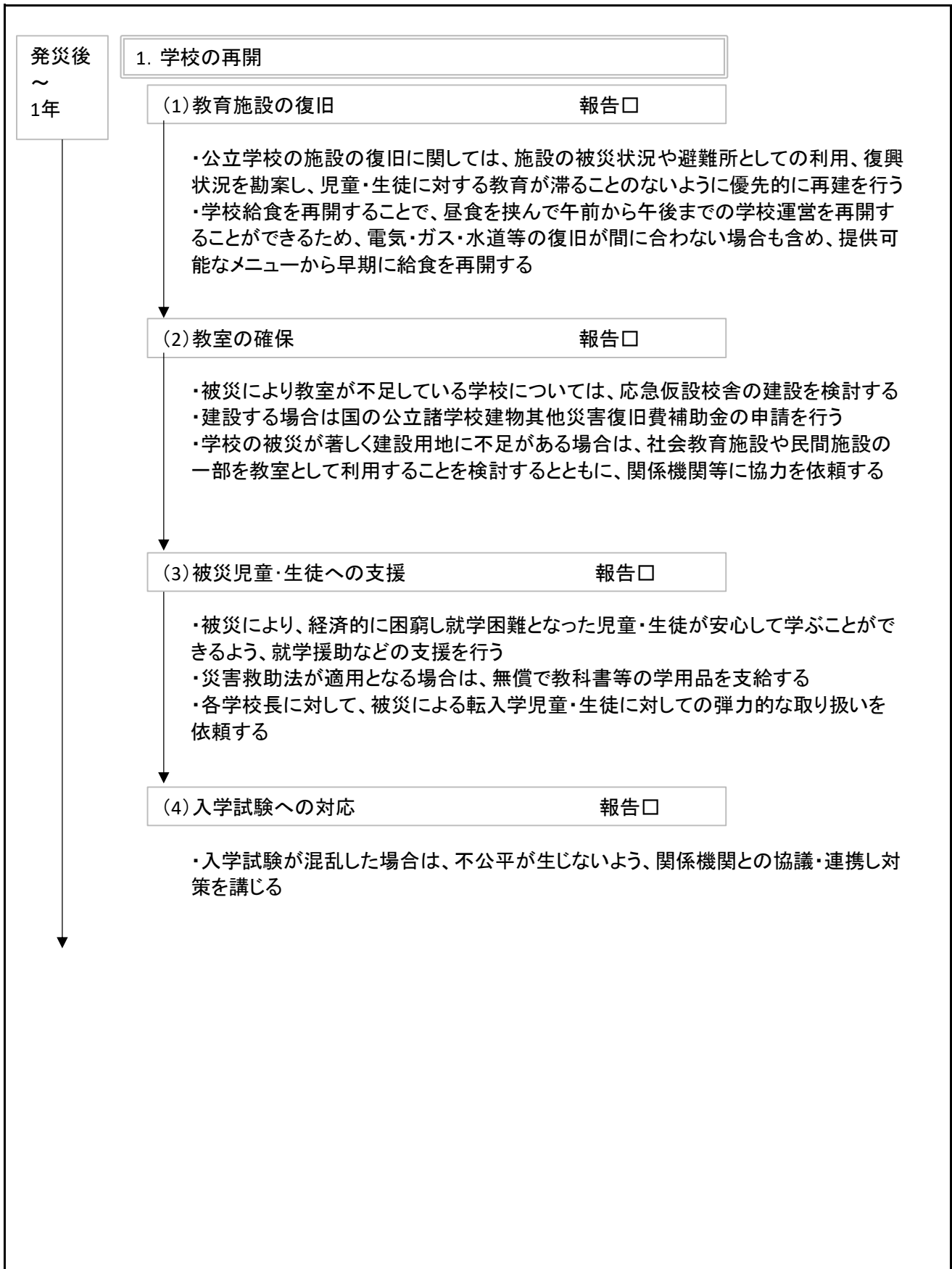
内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②教室の確保	■						
<p>1) 仮設校舎の建設 被災により教室が不足している学校については、応急仮設校舎の建設を検討する。 なお、国の公立諸学校建物其他災害復旧費補助金の対象となるため、建設する場合は必要に応じて補助金の申請を行う。</p> <p>2) 民間施設等の利用の検討と協力依頼 学校の被災が著しく、かつ仮設校舎の建設用地に不足があるなどの場合には、早期授業再開のため、社会教育施設や民間施設の一部を教室として利用することを検討するとともに、関係機関等に協力を依頼する。</p>									

3-5-5 学校の再開

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		③被災児童・生徒への支援	教育委員会総務課、学校教育課						
<p>1) 就学援助事業による支援等 被災により、経済的理由から就学困難となった児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る就学援助などの支援を行う。</p> <p>2) 学用品の支給 災害救助法が適用となる場合は、児童・生徒に対して無償で教科書等の学用品を支給する。</p> <p>3) 転校等についての柔軟対応 近隣自治体も含め、各学校長に対して、被災による転入学児童・生徒についての弾力的な取り扱いを依頼する。</p> <p>4) 放課後や休日の居場所づくり 被災により、家庭での学習場所を失った児童・生徒のため、学校施設の一部開放などの対応を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		④入学試験への対応	学校教育課						
<p>災害の発生した時期によっては、被災地内の児童・生徒が入学試験を受けられなかったり、会場等の施設の被災や交通機関の復旧の遅れ等により入学試験が混乱することも想定される。その際には、不公平が生じないように、関係機関との協議・連携のもと、対策を講じる。</p>									

## 【行動フロー】



### 3-5-5 学校の再開

#### 教育委員会総務課

#### (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○教育施設の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設の再建事業の実施について、関係部局、関係機関等と検討する。</li><li>・学校施設復旧工事の早期対応に係る執行手順や公立学校施設の災害復旧の国庫補助の事務手続きについて、関係機関と検討する。</li></ul> <p>⇒県教委とも協議が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・給食施設での調理が不可能な場合に備え、外部からの弁当の手配方法等を検討する。</li><li>・電気・ガス・水道等が復旧していない場合のメニューを研究し、複数のケースに応じたメニュー案を用意する。</li></ul> <p>○教室の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仮設校舎の建築予定地や代替施設として利用できる施設を確認する。</li><li>・仮設校舎建設や代替施設の賃借手続などを確認する。</li></ul> <p>⇒仮設校舎の建築予定地や代替施設の検討は、①教育委員会の所管する施設の範囲内、②市の所有する土地や施設の活用、③県、県教委、他市町、民間などの所有する土地や施設の活用のように検討範囲を広げていくので、関係各課等と優先順位案などを検討する必要がある。</p> <p>○被災児童・生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校再開に向け、教育委員会・学校・保護者間の連絡体制を確立する。</li><li>・就学援助を必要とする児童・生徒が被災により増加することが見込まれるため、複数の職員が対応できるようその認定・支給手順を確認する。</li><li>・仮設校舎等への通学が困難な場合は、スクールバス等の通学手段が必要となるため、基本的な考え方を検討する。</li><li>・住民のための避難所から、学校再開や子どもの居場所づくりに向けて、本来の教育施設に戻すための段階的なプロセス案を検討し、避難所運営マニュアルなどに反映する。</li></ul>
---

#### (3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・学校施設の復興計画が、他の部署が行う復興計画（例えば、被災によって失われた住宅地の再建計画等）と関連付けた内容とする必要がある（高台移転など地域住民の人口変動に対応したい）。</li><li>・学校給食の再開は、給食施設の復旧を待つことなく、被災1週間後を目標とする。</li></ul>
---

#### (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会総務課	学校施設整備に係る事前着工届・補助申請等

#### (5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"><li>・施設台帳（学校施設）</li><li>・公立学校施設整備事務ハンドブック</li><li>・「公立学校施設の災害復旧について」（文部科学省HP）</li></ul>
---

#### (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-2 1.応急教育対策
--------	------------------



## 学校教育課

## (2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災児童・生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法による教科書の給与手順について共通理解しておく。</li> <li>・災害救助法の適用外の教科書給与に関して検討する。</li> <li>・被災による転校について、国、県、学校等と事前に手続きの簡略化等について協議する。</li> <li>・災害発生時の教育相談体制を整備する。</li> </ul> <p>⇒カウンセラーの派遣の手続きの簡略化等について、事前に県と協議しておく必要がある。</p> <p>○オンラインを活用した学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭における通信環境を把握し、不足している家庭への支援方法を検討する。</li> <li>・研修等を通じ、オンラインでの授業に対応できるスキルを育成する。</li> </ul> <p>○円滑な進級、進学への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習評価や進路指導等に必要な資料の搬出保管方法について協議する。</li> </ul> <p>⇒各学校との協議により、基本方針を策定することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定している学習活動が実施できない場合や、学習評価に必要な資料等が紛失した場合等の成績の付け方について協議する。</li> </ul> <p>⇒各学校との協議により、基本方針を策定することが必要。</p>
---

## (3)留意事項

--

## (4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育委員会	応急教育の実施及び学校再開への調整、こころのケア体制の整備及び実施
和歌山県子ども女性障害者相談センター	こころのケア体制の整備及び実施

## (5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</li> </ul>
---

## (6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-2 1.応急教育対策、3-1-3-8 2.メンタルヘルスケア
--------	--------------------------------------

### 〈東日本大震災における取組〉

#### ・震災・学校支援チームの派遣による学校再開支援

宮城県には、阪神・淡路大震災を契機として兵庫県教育委員会が設立した教職員の組織である震災・学校支援チーム(EARTH)が、構成員を派遣し、子どもたちの安否確認などの学校再開に向けた取組のほか、避難所運営、児童生徒の心のケアについての助言、教職員を対象とした心のケア研修の実施等、様々な支援を行った。これを機に、宮城県教育委員会でも、2019年12月に、震災当時学校再開支援業務に携わった教職員が大規模災害に遭った学校をサポートする「災害時学校支援チームみやぎ」を発足させ、震災の経験・教訓を子どもや他の教職員などに伝えることが期待されている。

文部科学省では、2011年4月に、被災児童生徒等のニーズと提供可能な支援を相互に一覧できるポータルサイト「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」を開設し、教職員・専門スタッフ等の人的支援や備品・学用品等の物的支援等の情報を掲載し、被災地からの支援要請と全国からの支援提供をマッチングするシステムとして活用された。

#### ・経済的困難を抱える子どもへの就学・学習支援

文部科学省では、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等の就学支援等を実施するため、小・中学生に対して学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費等を補助する就学援助事業など、全額国庫補助の交付金事業として「被災児童生徒就学支援等事業」を実施してきた。また、震災で学習環境が十分でない地域の子どもを中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施し、学習環境の整備やコミュニティの形成を図る「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を実施している。

#### ・ボランティアやNPO等による学習支援

岩手県陸前高田市では、仮設住宅等狭小な居住環境により学習場所を失った子どもたちに、夜間に学校施設を開放し、地元の元教員や塾講師などから構成される学習支援相談員らが学習のサポートを行う「学びの部屋(現:学びの時間)」プロジェクトが行われている。

NPO 法人キッズドアは、震災直後「東北事業部」を設置し、宮城県南三陸町で子どもたちの学習支援等を開始した。例えば、子どもたちがスクールバスに乗るまでの間に遊びや学習をしながら待てる場として「戸倉っ子放課後子ども教室」を開き、地元のお母さんたちをスタッフとして子どもの見守り活動を支援した。

認定 NPO 法人カタリバは、2011 年以降、宮城県女川町と岩手県大槌町の子どものために放課後の居場所として「コラボ・スクール」を立ち上げ、2017 年からは福島県広野町のふたば未来学園高校支援として「双葉みらいラボ」を開始するなど、被災した子どもたちに学習指導と心のケアを行っている。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	3-5-6	施策名	公的サービス等の回復
項目	ボランティアとの連携		



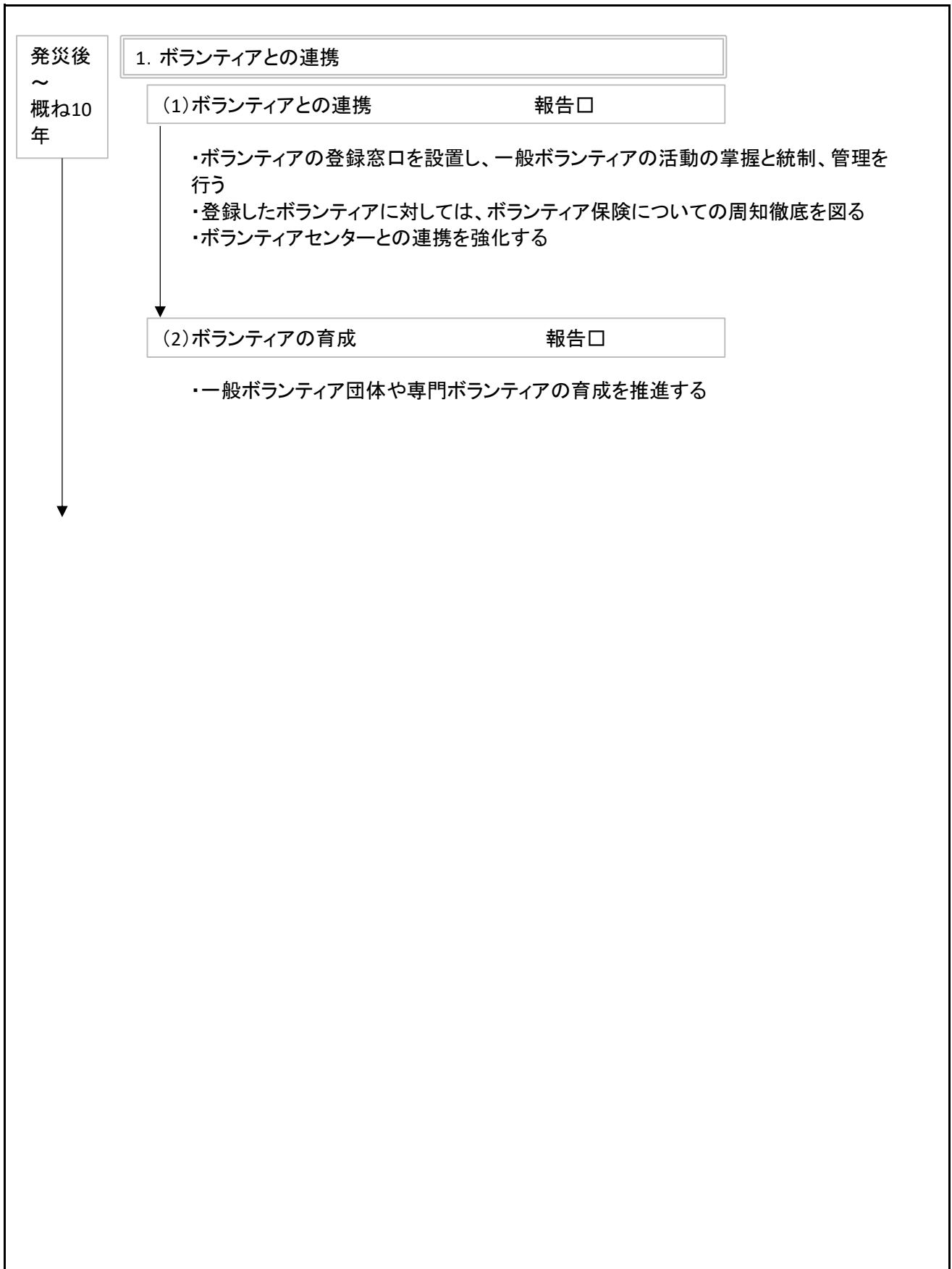
概要	ボランティアが機能を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①ボランティアとの連携	市民交流課、社会福祉課、高齢介護課								
<p>地域のボランティア団体が災害発生時に機動的に活動し、かつボランティア活動によるけが等に対する補償体制を整えるため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア登録窓口整備する。また、被災地のボランティアニーズの把握と一般ボランティアの活動状況を把握し、ボランティアとの連携を図って各種の支援活動を行う。</p> <p>1) ボランティア登録窓口の整備 社会福祉協議会や市区町村の窓口等にボランティアの登録窓口を設置し、一般ボランティアの活動の掌握と統制、管理を行う。 登録したボランティアに対しては、ボランティア保険についての周知徹底を図る。</p> <p>2) ボランティアセンターとの連携協力体制の確立 ボランティアセンターと行政との連絡・調整、情報の共有等のため、ボランティアセンターとの連携を強化する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
②ボランティアの育成	市民交流課、社会福祉課								
<p>被災から数か月が経過した復興期は、被災地外から参集した多くのボランティアが撤収し始める時期であり、地元地域のボランティア団体等が中心となっていくと考えられる。こういった地元地域のボランティア団体の中には、被災により新たに活動に参加する人も多く含まれると考えられることから、このような新規ボランティアの定着と、地元地域を自らの手で復興していこうという市民意識の醸成を図ることが重要である。</p> <p>したがって、被災により高まった各地域でのボランティアに対する市民意識を、今後より一層高めていくために、ボランティアの育成に努め、災害発生時の連携体制の強化を図る。</p> <p>特に、専門的な知識や技術を持った災害ボランティアの育成と連携体制の強化により、災害に強いまちづくりを目指す。</p> <p>1) ボランティア講座等の開催・広報の充実 手話講座、ガイドヘルパー講座等のボランティア講座を開催するとともに、ボランティア活動やボランティア保険等についての広報を充実する。</p> <p>2) 災害ボランティアの育成 東京消防庁の「災害時支援ボランティア制度」をはじめとし、各自治体や消防庁で設けている専門ボランティアの育成を推進する。</p>									

【行動フロー】



## 市民交流課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○多様な支援主体（NPO）との連携

- ・支援主体を受け入れるための人材や組織の育成に取り組む。
- ・県の協力を得るなどして、専門性を有するさまざまなNPOが効果的に活動を行うことができる連携、調整等を行うとともに、分野を越えて関係機関が協働して地域生活課題を解決する体制をつくり、被災地からの情報発信に取り組む。

⇒具体的な連携体制の構築

- ・多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動内容等についての基準やルールを設定する。

⇒関係部署との、具体的なメンバーや運営方法の検討

## (3) 留意事項

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置

## (5) 関連する法令、計画、資料等

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-3 1.災害ボランティア活動支援
--------	------------------------

### 3-5-6 ボランティアとの連携

#### 社会福祉課

##### (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○ボランティアとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動内容等についての基準やルールを設定する。</li><li>・中間支援組織等との連携を図る。</li><li>・支援主体を受け入れるための人材や組織の育成に取り組む。</li></ul>
---

##### (3) 留意事項

<p>・被災者の最も近くで活動するNPO・ボランティア等の支援団体から提供される被災者支援のニーズや課題に関する情報とNPO・ボランティアだけでは実行できない解決策を提示できる行政・社会福祉協議会による2つの会議体による“連携”が被災者への支援活動において大きな力を発揮したという事例がある。このことから、行政と社会福祉協議会のスムーズな連携が重要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大規模災害が発生し、市町村災害ボランティアセンターを設置する必要があると判断した場合は、市社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置を要請する。</li><li>・ボランティアセンター設置・運営にあたり必要な物資等の支援や協定先への協力依頼等を行う</li><li>・被災地における支援ニーズに対して、適切な支援を届けるためには、多様な支援主体との連携、協働を図る。</li></ul> <p>⇒多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動内容等についての基準やルール設定が必要。また、平時から中間支援組織等との連携、支援主体を受け入れるための人材や組織の育成に取り組むことが必要。</p>
---

##### (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティアの受け入れ
中間支援組織	災害ボランティアセンター運営支援

##### (5) 関連する法令、計画、資料等

--

##### (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-3 1.災害ボランティア活動支援
--------	------------------------

## 高齢介護課

## (2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○専門ボランティアとの連携  
・介護福祉士会等と連携を図る。

## (3) 留意事項

○専門ボランティアとの連携  
・大規模災害が発生した場合、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者（要配慮者）への支援のため、速やかに介護福祉士会等へ専門ボランティアの派遣を要請する。

## (4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県介護福祉士会等	専門ボランティアの派遣

## (5) 関連する法令、計画、資料等

--

## (6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-4-3 1.災害ボランティア活動支援
--------	------------------------

**<東日本大震災における取組>****・ボランティアセンターと連携した被災者生活ニーズへの対応**

応急期には、被災者のニーズに応じた水・食糧等の支援物資の確保や配布の必要性が高まった。NPO 法人ピープルは、調理済または自炊用の食材の提供を実施し、提供食数は10,000食以上にのぼった。さらに、炊き出し中に収集した情報を元に、他のNPO団体等と連携し、支援物資・救援物資の確保・配布を実施した。また、いわき市小名浜地区災害ボランティアセンターの立ち上げに参画し、支援物資の配布や津波被災地における家財道具の片付け・掃除の手伝い、側溝などからの津波土砂の取り除きなど、被災者の生活ニーズへの対応を実現した。

国際NGOピースボートは、「ピースボート災害ボランティアセンター」を設立(後にピースボート災害支援センターに変更)し、宮城県石巻市と女川町を中心に、いち早く大規模なボランティアを組織し緊急支援を開始した。具体的には、食事支援や物資配布はもちろんのこと、避難所において「布団乾燥」、「避難所内徹底清掃」、「新品布団の配布/取り替え」などを行うチーム「ダニバスターズ」を派遣し清掃活動を行った。また、仮設の公衆浴場支援も実施している。

**・被災地の物資ニーズ調査による効率的な物資配分の実現**

国内外の緊急人道支援を行ってきた NGO ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、発災から3時間以内に出動を決定し、JPF加盟NGOによる緊急支援を開始した。168の企業・団体からの物資提供やサービスの申し出とNGOからの被災地の物資ニーズとをマッチングさせる取り組みを行い、200組を超えるマッチングを成立させ、物資を配分した。物資は難民支援を行うAAR Japanや途上国の開発支援を行うADRA JapanなどNGOに分配された後、各被災地の需要を調査したうえで地元 NPO や避難所に配分された。

**・国際的な難民支援のノウハウを活用した被災者支援**

認定NPO法人難民支援協会は、2011年から2013年4月までに、コミュニティ支援事業や難民ボランティア派遣事業などの支援を行い、被災者の多様な需要に応えた。このうち生活再建の支援として、これまでの活動で協力を得ていた弁護士の参加のもと、避難所で生活再建支援法や相続、住宅ローンの説明を行った。2013年3月までに累計 242 件の法律相談と説明会を行い、3,011名が参加した。

出典:復興庁\_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成